

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月15日

【発行者名】 ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）
(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))

【代表者の役職氏名】 取締役 藤原 正史

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、
私書箱309号、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付
(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 玄場 光浩
同 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズー
ダイワ債券コア戦略ファンド
(Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa Core Bond Strategy Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・コース受益証券
80億アメリカ合衆国ドル（約9,014億円）を上限とします。
豪ドル・コース受益証券
110億オーストラリア・ドル（約9,488億円）を上限とします。
NZドル・コース受益証券
120億ニュージーランド・ドル（約9,346億円）を上限とします。
南アフリカ・ランド・コース受益証券
1,000億南アフリカ・ランド（約7,540億円）を上限とします。
トルコ・リラ・コース受益証券
220億トルコ・リラ（約8,747億円）を上限とします。
(注)アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラの円換算は、便宜上、平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.68円、1豪ドル＝86.25円、1ニュージーランド・ドル＝77.88円、1南アフリカ・ランド＝7.54円および1トルコ・リラ＝39.76円）によります。以下同じです。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ債券コア戦略ファンド
(Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa Core Bond Strategy Fund)

（注１）ダイワ債券コア戦略ファンド（以下、個別にまたは総称して「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。現在、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズは、本ファンドを含む２本のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、１つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みを指します。

（注２）ファンドの名称の表記として、「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ」を省略することがあります。また、コース名を含め「ダイワ債券コア戦略ファンド（米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、トルコ・リラ・コース）」と表記することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の５種類です（以下、個別にまたは総称して「受益証券」または「コース」といいます。）。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル・コース受益証券

80億米ドル（約9,014億円）を上限とします。

豪ドル・コース受益証券

110億豪ドル（約9,488億円）を上限とします。

NZドル・コース受益証券

120億ニュージーランド・ドル（約9,346億円）を上限とします。

南アフリカ・ランド・コース受益証券

1,000億南アフリカ・ランド（約7,540億円）を上限とします。

トルコ・リラ・コース受益証券

220億トルコ・リラ（約8,747億円）を上限とします。

（注１）米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラの円換算は、便宜上、平成28年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.68円、１豪ドル＝86.25円、１ニュージーランド・ドル＝77.88円、１南アフリカ・ランド＝7.54円および１トルコ・リラ＝39.76円）によります。以下同じです。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額。発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（注１）「基準価額」とは、あるコースの純資産総額を評価日時点の当該コースの発行済本受益証券口数で除して、英文目論見書の規定にかかわらず、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は小数第３位を四捨五入した価額をいいます。以下同じです。

（注２）「取引日」とは、

(a) 米ドル・コース受益証券の場合は、日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、

- (b) 豪ドル・コース受益証券の場合は、オーストラリア、日本およびニューヨークの銀行ならびにオーストラリア証券取引所、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、
- (c) NZドル・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびニュージーランドの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、
- (d) 南アフリカ・ランド・コース受益証券の場合は、日本、ヨハネスブルグおよびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、
- (e) トルコ・リラ・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびトルコの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、
- ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(注3) 「営業日」とは、日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(5) 【申込手数料】

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.08%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.54%（税抜0.50%）

(参考)

例えば、基準価額100.00米ドルの時に100口買付を行う場合は、次のように計算します。

申込手数料＝100.00米ドル×100口×3.24%（税込）＝324.00米ドル

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額10,324米ドルを支払うこととなります。

(注1) 基準価額は、通常、取引日の日本における翌営業日に日本で発表されます。

(注2) 円貨で申し込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。詳しくは、日本における販売会社までお問い合わせのこと。

(注3) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(6) 【申込単位】

1口以上1口単位

(7) 【申込期間】

平成28年7月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで

(注1) 各取引日の日本における販売会社（以下で定義されます。）が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該取引日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌取引日の取扱いとなります。

(注2) 申込期間は、終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（以下「大和証券」または「日本における販売会社」といいます。）

(注) 上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

取引日から起算して5営業日目（以下「払込期日」といいます。）

なお、投資者は、申込金額および申込手数料を、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、取引日の日本における翌営業日をいい、以下「約定日」といいます。）から起算して、日本における4営業日目（以下「日本における払込日」といいます。）までに円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨また

はトルコ・リラ貨）で日本における販売会社に支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。

日本における販売会社の定めるところにより、上記の日本における払込日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合があります。

各約定日における申込みに関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理事務代行会社および資産保管会社に、払込期日までに各コースの基準通貨で払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」と同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はあります。

(ロ) 引受等の概要

① 大和証券は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成27年9月11日付の契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

② 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券株式会社を指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を他の販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額および申込手数料は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。円貨での支払に際し、円貨と各コースの基準通貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日までに管理事務代行会社および資産保管会社に各コースの基準通貨で払い込まれます。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）はアンブレラ・ファンドであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

管理会社は、随時指定するコースの受益証券を発行することができます。本書の日付現在、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の5つのコース受益証券の取得申込みが可能です。ファンドは米ドル建てです。各コース受益証券は、下記の各コース受益証券に関連する基準通貨建てとします。

- (a) 米ドル・コース受益証券は、米ドル建て
- (b) 豪ドル・コース受益証券は、豪ドル建て
- (c) NZドル・コース受益証券は、ニュージーランド・ドル建て
- (d) 南アフリカ・ランド・コース受益証券は、南アフリカ・ランド建て
- (e) トルコ・リラ・コース受益証券は、トルコ・リラ建て

他のコースの受益証券が、将来発行されることがあります。

ファンドは、さまざまな債券（広範な債券市場から相対的に高い収益をもたらす仕組証券および社債を含みますが、これらに限りません。）に投資します。戦略は、米ドル建ての債券等に投資を行い、インカムおよびキャピタルの組み合わせによりトータル・リターンを最大化することを目指します。

② ファンドの特色

トラストは、平成23年8月5日付基本信託証書（平成27年9月7日付変更証書により修正済、以下併せて「基本信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンドのアンブレラ型投資信託です。

トラストは、アンブレラ型投資信託として設立されました。独立したポートフォリオまたはファンドを設定または設立することができ、当該ファンドに帰属する資産および負債が割り当てられます。各ファンドのみに関連する受益証券が発行されます。ファンドは、平成27年8月7日付追補信託証書（以下「基本信託証書」と併せて「信託証書」といいます。）により設定されました。

管理会社は、適格投資家に対して、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額でファンドの受益証券を発行することができます。

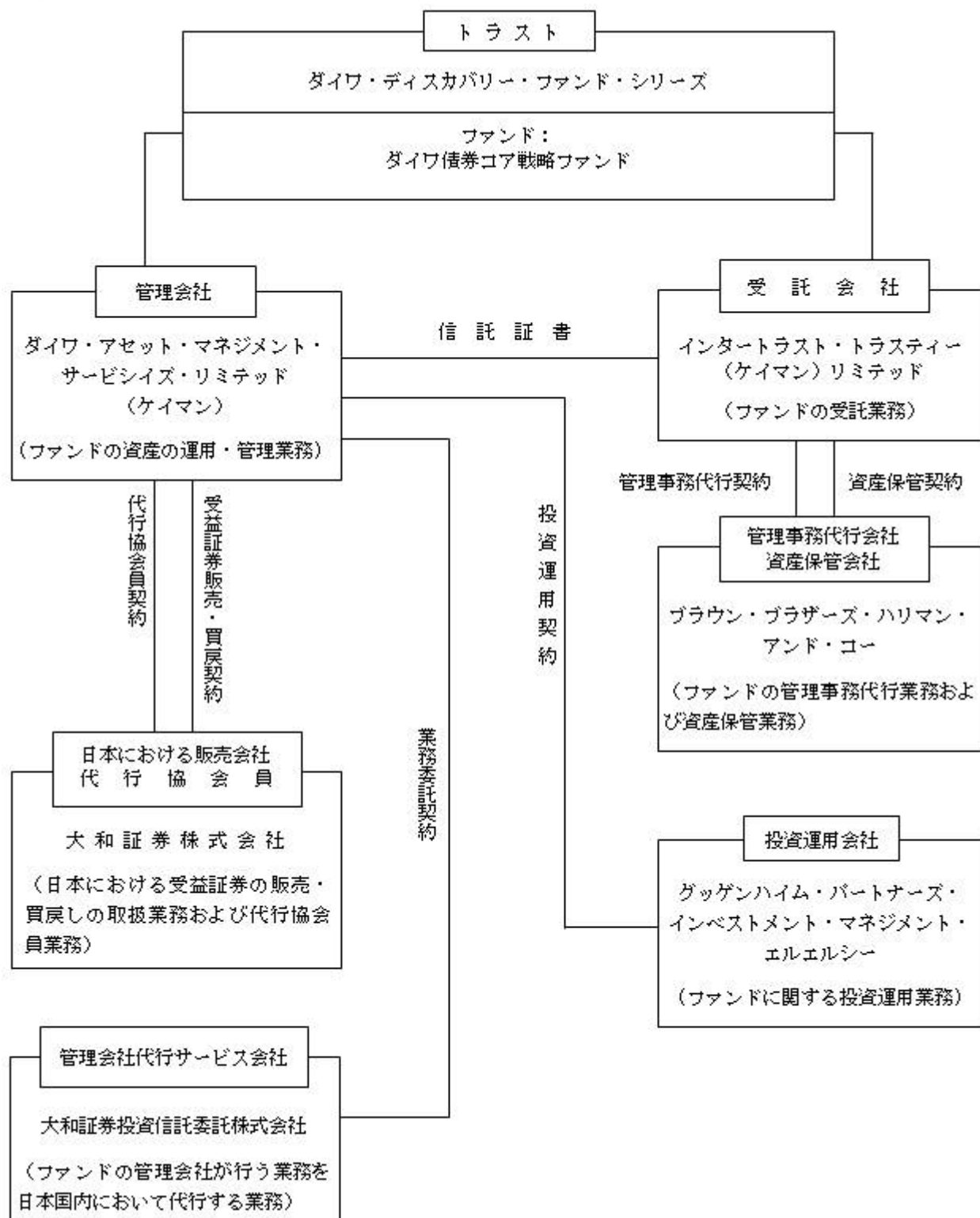
受益証券は、受益者からの請求があった場合、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額で、管理会社により買い戻されます。

（2）【ファンドの沿革】

平成17年8月8日	管理会社の設立
平成23年8月5日	基本信託証書締結
平成27年8月7日	追補信託証書締結
平成27年9月7日	基本信託証書の変更証書締結
平成27年10月1日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン） (Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの資産の運用・管理業務を行います。
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (Guggenheim Partners Investment Management, LLC)	投資運用会社	管理会社との間で締結された平成27年9月2日付投資運用契約 ^(注1) に基づき、管理会社に対して投資運用業務を行います。
インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド (Intertrust Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 資産保管会社	受託会社との間で締結された平成27年9月4日付管理事務代行契約 ^(注2) に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。 受託会社との間で締結された平成27年9月4日付資産保管契約 ^(注3) に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。
大和証券投資信託委託株式会社	管理会社代行サービス会社	管理会社との間で締結された平成27年8月31日付業務委託契約 ^(注4) に基づき、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を行います。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	管理会社との間で締結された平成27年9月11日付代行協会員契約 ^(注5) および平成27年9月11日付受益証券販売・買戻契約 ^(注6) に基づき、日本における受益証券の代行業務および販売業務を行います。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対してファンドのために投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

(注3) 資産保管契約とは、受託会社によって任命された資産保管会社が、ファンドの資産保管業務を提供することを約する契約です。

(注4) 業務委託契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を提供することを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、基準価額の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、平成17年8月8日に設立されました。

(ii) 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。

(iii) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、平成28年3月末日現在、5,000万円です。

(iv) 会社の沿革

平成17年8月8日設立

(v) 大株主の状況

（平成28年3月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000,000株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

① ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得しています。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（5）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が、受益証券についての申込みまたは購入をするか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しな

ければなりません。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (iv) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づき定められた規則、金融庁法（2013年改訂）、マネーロンダリング防止規則（2013年改訂）またはトラストの免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所です。トラストの会計監査は、アメリカ合衆国で一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われます。

トラストは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、会計年度末から5か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。ただし、最初の会計年度は、平成28年9月30日に終了します。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、当該会計期間の最終営業日の純資産価額に基づき作成されます。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は大和証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を確実に遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、毎年CIMAに対する指定された詳細事項および監査済財務書類の届出を要求しています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。かかるCIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金を課される結果となり、CIMAが、裁判所にトラストの解散を請求する結果となる場合があります。

規制された投資信託が、その義務を履行できないまたはその可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような認可投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反して認可条件に従わずに業務を遂行または遂行を企図する場合、規制投資信託の監督および管理が適切な方法にて実施されていなかった場合、また規制投資信託の管理会社の立場にある者がその立場に適していない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは、さまざまな債券（広範な債券市場から相対的に高い収益をもたらす仕組証券および社債を含みますが、これらに限りません。）に投資します。戦略は、米ドル建て債券に投資を行い、インカムおよびキャピタルの組み合わせによりトータル・リターンを最大化することを目指します。

投資戦略

投資運用会社のアプローチは、以下を組み合わせで行われます。

- ・セクターにおける機動的な配分およびインデックス加重ではなく相対的価値を非常に重視する証券レベルを採用するアクティブ運用
- ・厳格な証券調査および投資運用会社のマクロな観点を混合したボトムアップ式およびトップダウン式のポートフォリオ構築
- ・債券ユニバースの分析（ベンチマーク指数に含まれていないセクターを含む。）に重点を置くこと

ファンドのために、投資運用会社の裁量でデリバティブ取引によって投資されることがあります。デリバティブは、マーケット・エクスポージャーを得るため、または、金利、証券、商品、クレジット、外貨またはその他の要因に関するポートフォリオにおけるリスクをヘッジするために使用されることがあります。かかるデリバティブは、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、先渡、先物およびオプション（キャップ、フロア、プット／コールスプレッドおよびスワップションを含みますが、これらに限りません。）を含みますが、これらに限りません。

投資者は、5つの異なるコースを申し込むことができます。米ドル・コース受益証券の場合を除き、下記の方法で米ドルを売却し、当該コースの該当するヘッジ通貨を購入することにより、各コースに関してヘッジ取引を行うことができます。

豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券

豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券（以下、それぞれおよび総称して「ヘッジコース」といいます。）に関して、為替ヘッジ取引は、米ドルを売却し、当該ヘッジコースの各コースの該当するコース基準通貨である該当するヘッジ通貨を購入することにより、米ドル建ての（または米ドルにヘッジされる）投資対象に投資する場合に為替変動リスクを最小化する目的で、当該ヘッジコースの保有者の勘定で行われます。

ヘッジコースのヘッジ通貨における金利が米ドルの金利を上回る場合、かかる金利差は、当該ヘッジコースに関して維持される勘定のヘッジ収益となる予定です。ヘッジコースのヘッジ通貨における金利が米ドルの金利を下回る場合、かかる金利差は、当該ヘッジコースに関して維持される勘定のヘッジ費用となります。

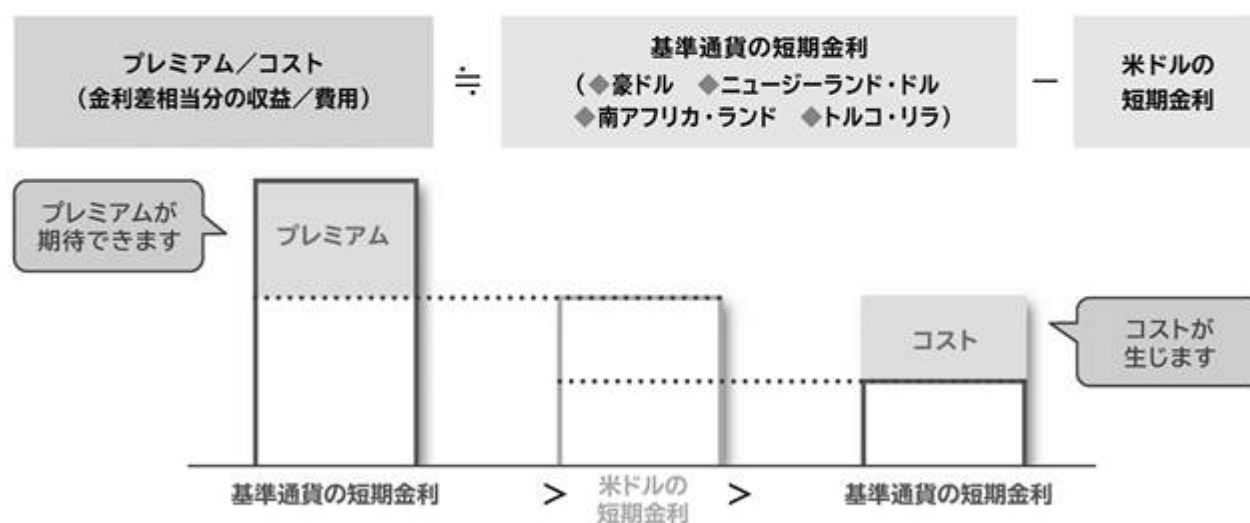
米ドル・コース受益証券

米ドル・コース受益証券は、ヘッジされず、米ドル以外の通貨にエクスポージャーを提供することを目指しません。

コース名	為替ヘッジ取引の内容	基準通貨
米ドル・コース	為替ヘッジ取引を行いません	米ドル
豪ドル・コース	米ドル売り／豪ドル買い	豪ドル
NZドル・コース	米ドル売り／ニュージーランド・ドル買い	ニュージーランド・ドル
南アフリカ・ランド・コース	米ドル売り／南アフリカ・ランド買い	南アフリカ・ランド
トルコ・リラ・コース	米ドル売り／トルコ・リラ買い	トルコ・リラ

為替ヘッジ取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

◆米ドル・コース以外の各コースの基準通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。逆の場合には、「コスト（金利差相当分の費用）」となります。



- 上図表はイメージ図であり、実際のプレミアム／コストとは異なります。
- 通貨間の為替変動を為替ヘッジ取引によって完全に排除することはできません。
- プレミアム／コストは、基準通貨と米ドルの金利差の変化等を受けて変動します。
- 上図表は投資成果を示唆するものではなく、保証するものでもありません。

投資運用会社は、以下の場合において、本紙に記載される投資方針、投資制限および投資ガイドラインを逸脱することができます。

- ① 当初クロージング日の直後、
- ② 管理会社と協議の上、投資運用会社が、受益証券に関する多額の申込申請または買戻請求を行うことを決定する場合、
- ③ 管理会社と協議の上、投資運用会社が市場またはファンドが投資する投資対象に急激または重大な変化があると予測する場合、および／または
- ④ 逸脱が、投資運用会社の単独の裁量により、
 - (a) ファンドの終了に備える目的において、または
 - (b) ファンドの資産規模の結果として合理的に必要な場合。

投資ガイドライン

(a) 戦略に関する以下の投資ガイドラインは、ファンドが直接所有する投資対象の公正な市場価格に基づいています。投資運用会社は、ファンドの総資産が1億米ドルを下回る場合はいつでも、以下の表に記載された最大で許容される割合を逸脱することができます。また、（特に、格下げ、再編および転換に起因する）投資対象の購入または取得後の投資対象の公正な市場価格の変更により、一または複数のガイドラインが充足されない可能性があります。かかる場合、投資運

用会社は、いずれかの制限を遵守する目的でファンドを元の状態に戻すために投資対象のバランスを取り戻す義務を負いません。更に、いずれかの時点でいずれかの制限が充足されない場合、当該制限に関する現行のポートフォリオ配分が維持または改善される限り、追加の投資または配分を行うことができます。

投資ガイドライン	%
投資適格証券およびローンの上限割合	100%
投資非適格証券およびローンの上限割合	20%
仕組証券 ^(注) の上限割合	100%
非米ドル建て証券およびローンの上限割合	20%
単一債務者または発行者（米国政府発行証券および機関発行証券を除きます。）の上限割合	10%
E T Fの買入れの上限割合	100%

（注）債務担保証券、ローン担保証券、アセット・バック証券、仕組債およびモーゲージ担保証券（住宅ローン担保証券および商業不動産担保証券（かかる用語は本書に定義されます。））を含みますが、これらに限りません。

(b) 品質格付

- ・未格付の銘柄は、購入されることができ、投資運用会社の決定に従って投資適格または投資非適格とみることができます。
- ・債務不履行の証券は、基準を満たす信用度を有していると決定される場合、投資運用会社によって購入されることができます。

ファンドは、投資運用会社の関連会社と共にクロス取引を含む取引に従事することができます。

ファンドの目的

主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、
トータル・リターンの最大化をめざします。

ファンドの特色

- 1 主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資します。
- 2 インカムとキャピタルの適切な組み合わせにより、
トータル・リターンの最大化をめざします。
- 3 運用は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・
マネジメントLLCが行います。
- 4 米ドル・コース以外の各コースは、米ドル建て資産に対して、
米ドル売り、基準通貨買いの為替ヘッジ取引を行います。

ファンドの仕組み

◆基準通貨の異なる5つのコースで構成されています。

ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
ダイワ債券コア戦略ファンド



※ファンドの受益証券の基準価額は、これらの基準通貨建てにより表示されます。

- 5 毎年3月7日および9月7日（休業日の場合、翌営業日）に、
分配方針に従い、分配を行います。

（２）【投資対象】

投資ユニバース

ファンドは、主に、米ドルおよび非米ドルの債券（以下「投資対象」といいます。）に投資します。投資対象は、現金および以下の種類の証券を含みますが、これらに限りません。

米国債および政府機関債、地方債、アセット・バック証券、（商業用および住宅用の）モーゲージ・バック証券、債務担保证券（ローン担保证券および商業用不動産ローン担保证券を含みます。）、社債（優先債務、後順位債務および劣後債務を含みます。）、メザニン証券および優先証券、転換債務（転換などにより受け取る株式となることがあります。）、コマーシャルペーパー、現金等価物、インフレ連動債、仕組債、銀行預金証書、定期預金、銀行債券、バンクローン（第一順位および第二順位担保権、短期リボルバーローン、ブリッジ・ローンならびにDIPローン）、資産担保CP、債券に重点を置いた上場投資信託（以下「ETF」といいます。）、新興市場債券、株式に組み換えられた債券、ソブリンおよび国際機関債を含む国際証券。

投資対象は、規則144A、レギュレーションDおよびレギュレーションSの公布ならびに1933年米国証券法（改正済）第3(a)(2)条および第4(a)(2)条に基づき発行された証券を含みます。投資対象には、1940年米国投資会社法（改正済）の規定に従い、投資運用会社によって運営される登録投資会社を含むことがあります。

投資する債券等の例



- 資産担保证券：不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券。
住宅ローンを担保としたRMBS、商業用不動産ローンを担保としたCMBS、自動車ローン・リース債権などを担保としたABSなどがあります。
- 優先証券：債券と株式の性質を併せ持ち、法的弁済順位が普通株式より優先される証券。
- バンクローン：銀行などの金融機関が、主に格付が投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付の債権。

※劣後債、転換社債、債券ETFほか、上記以外にも投資する場合があります。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。投資運用会社の運用体制は、以下のとおりです。

投資運用会社であるグッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、債券運用チーム全員の見識を最大限に投資プロセスに生かします。

産業および信用の調査

アナリストは、様々な金利シナリオにおける債務不履行、債権回収および繰上返済をテストするため、社内運用のモデルおよび業界をリードするソフトウェアを活用します。法務分析チームは、債券の仕組み、ウォーターフォール特性およびパフォーマンスのトリガーとなる条件等、債券の契約書を詳細に検証します。

銘柄選定

アナリストが個別銘柄を慎重に分析した後、取引に値すると判断する証券を各セクターのリーダーに推奨します。セクター・リーダーは、他のシニア投資メンバーとともにこれら詳細資料を検証し、投資の承認、非承認または継続モニタリングを決定します。

各セクターは専任のチームが担当します。

ストラクチャード・クレジット（ABS、CMBS、RMBS）

コーポレート・クレジット（ハイイールド債、バンクローン、投資適格社債、優先証券）

地方債

米国債・政府機関債

マクロ経済調査

グローバル最高投資責任者およびそのマクロ経済チームは、マクロ経済上の洞察およびテーマを創出します。これらの洞察およびテーマは、ボトムアップの個別銘柄分析を通して得られるセクターまたは産業ごとの分析と組み合わせられます。

ポートフォリオ構築

ポートフォリオ構築グループは、セクター間、産業間または資産クラス間の相対価値に対するボトムアップの個別銘柄分析およびマクロ経済調査による見通しを勘案し、レバレッジを設定し、維持します。ポートフォリオの配分はかかる分析を反映し、さらにポートフォリオ・マネジメント・チームが顧客の運用ガイドラインに即して個別ポートフォリオを構築します。

各ポートフォリオは、1銘柄ずつにより構築されます。ポートフォリオ・マネジャーは、それぞれのセクター・チームから承認を受けた債券にのみ投資できるものとされ、またポートフォリオごとに、顧客の投資リターンおよび利回り目標を達成するように構築されます。

リスク管理

リスク管理は投資プロセス全体において行われます。ポートフォリオマネジャーは、ポートフォリオのリスクおよび投資機会を把握するために定性的および定量的ツールを活用します。このアプローチにより、ポートフォリオマネジャーは効率的に情報を集約化し、かつチーム全員とその情報を共有することができます。ポートフォリオ・マネジャーは個々のポートフォリオのリスクをモニターする一方で、ポートフォリオ・マネジメントに特化したリスク管理チームは会社全体のポートフォリオのリスクをモニターします。ポートフォリオ・マネジャーのチーフ・リスク・オフィサーおよびそのチームは、あらゆるタイプの潜在的なポートフォリオ・リスク特性を特定し、計測し、モニタリングし、機動的に管理する義務があります。

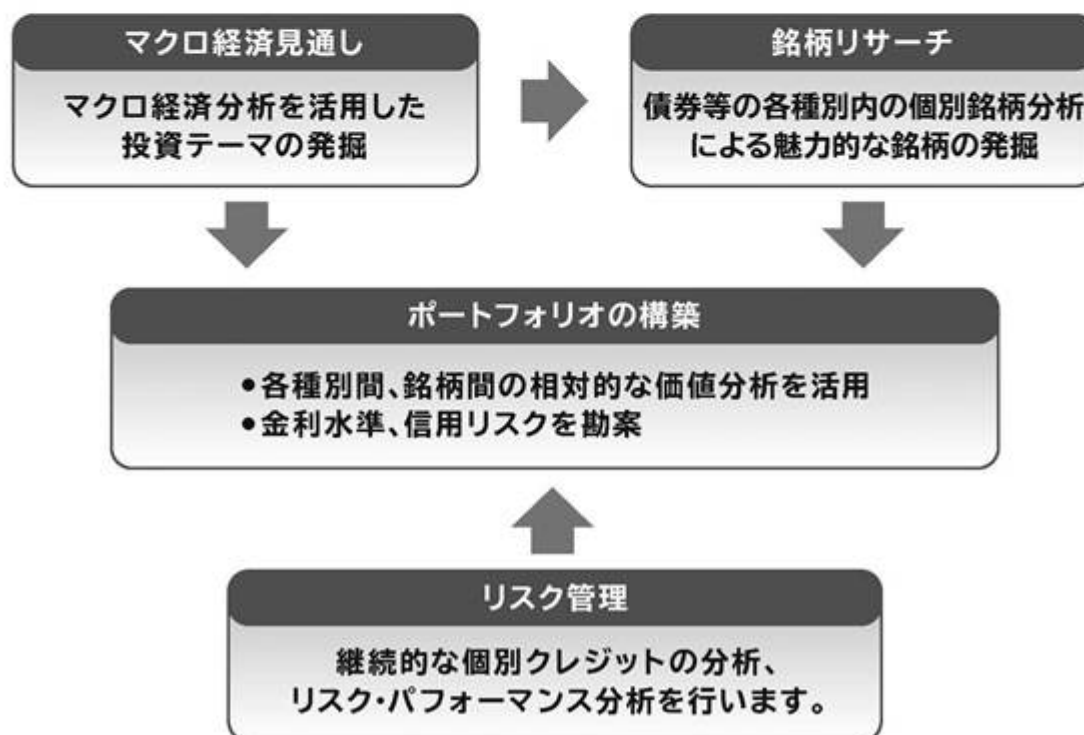
〈グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCについて〉

- グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCは1,487億9,600万米ドルの資産を運用する運用会社であり、米国サンタモニカを本拠地としています。
- 同社は、米国の金融グループであるグッゲンハイム・パートナーズの運用会社として設立されました。
- グッゲンハイム・パートナーズは、世界9カ国において各種金融サービスを提供し、運用業務、証券業務、保険関連業務を行う会社を有します。

(平成27年12月末現在)

●運用にあたっては、以下の点に留意します。

- マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。
- 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行うことでポートフォリオを構築します。
- 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとらわれない運用を行います。

運用プロセス

（４）【分配方針】

受託会社は、管理会社からの指示に基づき（および関連する分配日がケイマン営業日でない場合、管理会社は）、各分配計算期間（以下「現分配計算期間」といいます。）について、次の分配計算期間における分配日に、すべてのコースの本受益証券の各保有者に対し、管理会社により決定される金額の分配を行います。

管理会社は、通常、債券ポートフォリオの最終利回り、各分配計算期間に対応するその他の報酬、経費および費用、ならびにヘッジコースの場合には適用されるヘッジ通貨と米ドルの金利差を含みますが、これらに限らない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もあります。

管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現の利益をもとに分配を行うことを目指します。ただし、関連するコースに帰属する元本から分配を行うこともあります。

現分配計算期間に関する分配は、現分配計算期間における基準日において関連するコースの本受益証券の名義人としてファンドの受益者名簿に登録されている者に対し行われ、すべてのかかる分配は、該当するコース基準通貨の最小通貨単位となるよう切り捨てられます。切捨てによる利益は、ファンドにより保有されます。

管理会社は、その裁量により、分配方針を随時変更することができます。

毎年３月７日および９月７日（休業日の場合、翌営業日）に、分配方針に従い、分配を行います。

（５）【投資制限】

- (a) 投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の50%を超える部分を金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」に投資します。
- (b) 管理会社および管理会社を代理する投資運用会社のいずれも、ファンドの勘定において以下を行うことはできません。

- ① 有価証券の空売りを行うこと。
- ② 受益者の利益を損なうような取引またはファンドの資産の適正な運用を害するような取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引を含みますが、これに限りません。）を行うこと。
- ③ 即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、純資産総額の15%を超えて投資を行うこと（価格決定の透明性を確保する方法が採られている場合は、この限りではありません。）。
- ④ 投資会社ではない同一銘柄の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドにより保有される当該銘柄の議決権付株式総数が当該銘柄の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、かかる取得を行うこと。
- ⑤ 後記「借入方針」の項に記載する借入方針に基づく借入れ以外の一切の借入れを行うこと。
- ⑥ 投資信託または投資会社の利害関係者に対し投資を行うこと。
- ⑦ 単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額（以下「株式エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかる株式または受益証券を保有すること。
- ⑧ 単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかるポジションを保有すること。
- ⑨ 単一の法主体により発行され、取り決められ、または引き受けられた(A)有価証券（上記⑦に規定する株式または受益証券を除きます。）、(B)金銭請求権（上記⑧に規定するデリバティブを除きます。）および(C)匿名組合出資持分の保有総額（以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）（注：担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支払義務の額を控除します。）、かかる有価証券、金銭請求権または匿名組合出資持分を保有すること。
- ⑩ 単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有すること。
- ⑪ 管理会社または投資運用会社が決定する合理的な方法により事前に計算される額が純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引またはその他の類似取引を行うこと。本⑪において、デリバティブ取引またはその他の類似取引を管理する方法は、
 - (A) 標準的手法を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、
 - (B) 内部格付手法（VaR手法）を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、または
 - (C) 欧州連合のUCITに適用される規則に基づく方法につき管理会社もしくは投資運用会社がファンドのために決定する合理的な方法であるとみなされる。
- ⑫ ファンドは、投信協会の「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」（以下「投信協会規則」といいます。）によると純資産総額の10%超に相当する単一発行体の債券、その他の債務証券またはデリバティブの原証券（投資信託協会により制定された投資信託等の運用に関する規則第17条の2第2項第2号に規定される機関により発行され、ま

たは保証される債務を除きます。）にさらされてはなりません。投信協会規則によると、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、本制限では考慮されません。

(c) 抛売および払戻しまたは市場価格の変動に起因していずれかの時に上記(a)または(b)に明記される本投資制限からの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、かかる投資制限を遵守するため、1か月以内にファンドの投資対象を買い戻すための措置を講じます。

管理会社は、投信協会規則の改訂を反映する目的で、上記(b)に規定する投資制限の一切の部分を必要に応じて随時変更することができます。

借入方針

ファンドの勘定において金銭の借入れを行うことはできますが、借入残存総額が借入時における純資産総額の10%を超えないことを条件とします。ただし、特別の緊急事態（ファンドと別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームの合併を含みますが、これに限りません。）によりかかる制限を一時的に超える場合は、この限りではありません。投資運用会社は、信用枠を設定することにより、かかる資金調達および借入れを行うことができます。リバース・レポ契約およびリバース・レポ取引は、レバレッジまたは借入れを構成しません。ファンドは、レポ契約（有価証券と引き換えに現金を貸し付けるもの）を締結することもでき、これは、借入制限には考慮されません。

借入れは、ファンドの資産により全額担保され、ファンドのためにのみ実施されます。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、受益証券の価格が下落することもあれば上昇することもあることを理解しておく必要があります。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。当初の投資元本は保証されているものではなく、受益証券は当初の投資元本を下回る価額で買い戻されることがあります。ファンドの資産に関して発生する収益および損失はすべて受益者に帰属します。

以下は、受益証券への投資および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅した完全なリストとして示すことを意図したものではありません。投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討する必要があります。

投資者は、受益証券の購入前に、ファンドへの投資に伴うリスクについて十分に理解しておく必要があります。

投資戦略に関連するリスク

債券一般

あらゆる種類の発行者が存在する債券は、格付されるか否かにかかわらず、投機的な特性を有することがあります。かかる証券の発行者（ソブリン債発行者を含みます。）は、著しい継続的な不確実性および債務の条件に従って金利および元本を適時に支払う発行者の能力を損なうことがある不利な状況に対するエクスポージャーに直面することがあります。

ディーラーによる市場形成

投資運用会社は、ファンドの勘定で債券に投資することができます。債券の価値は、債券市場（ディーラーの債券における「市場形成」能力によって影響を受けます。）のボラティリティおよび流動性等の一般的な市場状況によって影響を受けることがあります。近年、債券市場が著しく増加する一方で、ディーラーの資産は、市場規模に比べて著しく減少しています。ディーラーの資産の減少は、資本要件等の規制上の変化によるものであり、減少し続けることが予想されています。ディーラーの資産が減少するにつれて、ディーラーの債券市場において変動性のある市場を形成する（ひいては流動性を形成する）能力も低下します。これによって、特に金利が発生する期間中において債券市場により大きなボラティリティおよび非流動性が生じ、ファンドの勘定の収益性が損なわれ、または、ファンドの勘定において損失を被る可能性があります。

金利リスク

金利の変更により、債券である本投資対象の価値に影響が及ぶことがあります。金利の上昇により、債券である本投資対象の価値が下落することがあります。仮に、ファンドの勘定で行為する投

資産運用会社が低格付の商品、満期が長い債券、無利息の債券（ゼロ・クーポン債務証券等）または他の債券の形式で現金でない利息を支払う債券に投資する限りにおいて、金利リスクが増大する可能性があります。

期限前弁済リスク

債券に関して期限前弁済（債務者による自発的な期限前弁済および債務不履行による期限の利益喪失を含みます。）が起こる頻度は、金利およびスプレッドの実勢水準ならびに経済的、人口統計的、税務上、社会的、法的大きおよびその他の要因を含む様々な要因によって影響されます。一般に、債務者は、実勢金利が自己の債務のクーポンレートを下回った時にその確定利付債務を期限前弁済する傾向があります。同様に、変動利付債券の発行者および借入人は、スプレッドが狭くなった時に自らの債務を期限前弁済する傾向があります。

通常、「プレミアム」証券（市場価格が元本または額面価額を上回る有価証券）は、予想よりも早い期限前弁済によって悪影響を被り、「ディスカウント」証券（元本または額面価額が市場価格を上回る有価証券）は、予想よりも遅い期限前弁済による悪影響を被ります。多くの債券は、金利および／またはスプレッドが高い時にディスカウント証券となり、金利および／またはスプレッドが低い時にプレミアム証券となるため、かかる債券は、金利環境における期限前弁済の変動によって悪影響を被ることがあります。

期限前弁済の悪影響は、以下の二通りの形で投資対象に及ぶことがあります。第一に、特定の投資対象は、実際の、または予想される、より早い期限前弁済の環境におけるインタレストオンリー証券の場合のように、完全な損失を被ることがあります。第二に、特定の投資対象は、投資運用会社が当該投資対象のために構築したヘッジに比べて低いパフォーマンスを示すことがあり、投資対象のポートフォリオ全体の損失となることがあります。特に、（額面価格での）期限前弁済は、多くの証券の元本または額面金額に対する価格上昇の可能性を制限することがある一方で、これらに対応するヘッジには、しばしば無制限の損失の可能性があります。

将来における資金手当義務

投資運用会社は、随時、ファンドの勘定で資金手当義務を負うことがあり、かかる義務は投資対象に関して将来生じることがあります。例えば、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、完全に引き出されていないリボルビング与信枠を貸付人から購入することができます。その後、借入人が当該与信枠につき資金を引き出す場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、支払うべき金額を手当てすることを義務付けられます。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が支払期限が到来した債務を支払うことができない場合、ファンドに帰属する収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある重大な違約金が生じることがあります。また、投資運用会社は、契約に従ってファンドの勘定で第三者によって生じる債務不履行リスクにつき責任を負うことに同意する契約を締結することができ、一方で、第三者がファンドの勘定で債務不履行に対する保護を提供する契約を締結することができます。

ゼロ・クーポン債および利息繰延債券

ゼロ・クーポン債および利息繰延債券は、額面金額よりも大幅な割引価格で発行された債務です。当初割引額は、当該債券について発生し、満期または最初の利息発生日までの期間に複利で計算される、発行時の当該証券の市場レートを反映する利率での利息の合計金額に近い金額です。ゼロ・クーポン債の場合、利息の定期的な支払は必要ありませんが、利息繰延債券は、一般に、定期的な利息支払が開始される前の繰延期間を定めています。かかる投資対象の市場価格は、定期的な利息支払を定めた債務に比べて金利の変動によるボラティリティが高くなります。

社債

会社が発行する債券、約束手形および債務証書は、固定または変動の金利を支払うことがあり、ゼロ・クーポン債務を含むことがあります。社債は、信用格付の格下げの対象となることがあります。その他の債券は、最低の品質格付を有するか、または、無格付であることがあります。更に、社債における投資対象および関連する金融商品に関して、ファンドの勘定で現物で金利が支払われることがあります（例えば、債券投資に関してファンドの勘定で所有される元本は、かかる債券投資に関して支払期限が到来した金利の金額をもって増額されることがあります。）。かかる投資対象の市場価格は、定期的な現金での利息支払を定めた債務に比べてボラティリティが高くなることがあり、債務不履行の場合、ファンドの勘定に重大な損失が生じることがあります。

米国債および政府機関債－米国政府証券

米国政府証券は、米国財務省の直接的な債務ならびに①米国の十分な信頼および信用（例えば、連邦政府抵当金庫による証明書）、②米国財務省から借入れを行う発行者の権利（例えば、連邦住宅貸付銀行の証券）、③発行者に貸付を行うための米国財務省の裁量権（例えば、ファニーメイ証券）、および④発行者単独の信用度（例えば、フレディマック証券）によって裏付けられた証券を含む、米国政府機関および代行機関によって発行された債務を含みます。米国政府も、その機関または代行機関のいずれも、自らが発行する有価証券の市場価格を保証しません。したがって、かかる有価証券の市場価格は、金利の変化に応じて変動することが予想されます。

ディストレス債

経営難の発行者は、まだ破綻または破産状態にあると判断されていない発行者であり、その債券は、額面金額の割引価格（まだ破綻水準ではありません。）で取引されています。かかる発行者の一例として、与信契約の法律上の不履行の状態にあるか、または、戦略上または運営上の変更（これにより、市場価格設定が不安定となります。）を行う者が挙げられます。ストレス証券およびディストレス証券の市場価格は、変動性が高く、当該証券の買値と売値のスプレッドは、しばしば非常に広いものとなります。

不良証券

特定の債務証券は、不良または債務不履行の状態にあることがあります。更に、債務者または該当する保証人もまた、破産または清算の状態にあることがあります。かかる債券に関する支払の金額および時期（もしあれば）に関する保証はありません。

問題のある発行体による発行

支払不能状態にあるか、または、深刻な財政難の金融機関またはその他のエンティティが債券を発行する場合、当該債券が発行される基準、売却機関に対する遡求権または当該債券の利子が支払われる基準または当該債券の基準に悪影響が及ぶことがあります。

ソブリン債

複数の要因により、政府、その機関、代行機関またはその中央銀行が発行した債券（以下「ソブリン債」といいます。）に関して、その支払能力に影響が及ぶことがあります。かかる要因には、①投資運用会社が判断する有価証券が、該当する発行者の国外の債務の再編に含まれる可能性があること、②かかる債券の市場価格、および③ソブリン債が、将来の再編（当該発行者の（x）取引残高および国際的な資金調達の利用、（y）国際的な金利の変化によって影響を受け得る、当該債務の利子支払に関するコスト、および（z）国外の債務の支払に利用可能な米国ドル以外の為替の総額に影響を及ぼすことがある、国際通貨準備金の水準を含みます。）に含まれること、が含まれます。継続的な著しい不確実性および不利な状況に対するエクスポージャーにより、金利および元本を適時に支払う発行者の能力が損なわれることがあり、発行者は、自らのソブリン債に関して債務を履行しないことがあります。

劣後証券

劣後クラスの債券への投資には、上位クラスの銘柄またはシリーズよりも大きな債務不履行に関する信用リスクを伴います。モーゲージ・ローン全体の債務不履行に関連するリスクの多くは、劣後証券において増大します。債務不履行リスクは、債券を担保しているか、または、債券がその持分を示す原資産のプール規模が比較的小さいか、または、分散性が低い場合に更に顕著になることがあります。特定の劣後証券（以下「ファーストロス証券」といいます。）は、一切のその他のクラスの証券がリスクにさらされる前に債務不履行によるすべての損失を負担します。ファーストロス証券は、通常、当該証券が信用強化または持分をほとんどまたは全く伴わずに発行される場合に大きな損失リスクにさらされます。したがって、かかる証券は、通常は株式投資に関連する特徴をいくつか有しています。

アセット・バック証券およびアセット・バック・コマーシャル・ペーパー

アセット・バック証券（以下「ABS」といいます。）およびモーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）の投資特性は、一般的な債券とは異なります。主な違いの一部として、金利および元本の支払がより頻繁に（通常は毎月）行われること、ならびに通常、裏付けとなって

いるローンまたはその他の資産をいつでも期限前償還できることから、元本をいつでも期限前償還できることがあります。

劣後するアセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券

劣後MBSおよび劣後ABSへの投資は、上位クラスの銘柄またはシリーズよりも大きな債務不履行に関する信用リスクを伴います。債務不履行リスクは、MBSおよびABSを担保しているか、または、MBSおよびABSがその持分を示す裏付けとなっているローンのプール規模が比較的小さいか、または、分散性が低い場合に更に顕著になることがあります。特定の劣後証券は、特に当該証券が信用強化または持分をほとんどまたは全く伴わずに発行された場合、一切のその他のクラスの証券がリスクにさらされる前に債務不履行によるすべての損失を負担します。したがって、かかる証券は、通常は株式投資に関連する特徴をいくつか有しています。

商業用モーゲージ・バック証券

商業用不動産のモーゲージ・ローンは、ローン元本の大部分がローン期間中に償却されず、満期時点で支払可能となるように構成されることが多く、したがって、ローン元本の返済は、しばしば既存のもしくは代理の貸付人からの不動産による資金調達の将来における利用可能性ならびに／または不動産の現行の価格および販売性に依拠します。したがって、不動産による資金調達が利用できないことにより、債務不履行となることがあります。MBSの裏付けとなっている大部分の商業用モーゲージ・ローンは、有効なノンリコースの借入人の債務であり、担保以外に借入人の資産に対する遡求権が存在しないことを意味します。借入人が、当該モーゲージ・ローンに関して支払義務がある元本および金利を支払うために負担が付された不動産に関して借換えまたは処分を行うことができないか、または、これらを行う意思がない場合、劣後クラスの関連するMBSの支払に悪影響が及ぶ可能性があります。劣後クラスのMBSの損失（もしあれば）の最大限度は、モーゲージ手形の交渉により割引かれた決済、再編もしくは売却または不動産に設定されたモーゲージの実行手続（または実行手続に代わる行為）およびその後の不動産の清算が行われた後にのみ決定されることができません。モーゲージの実行手続は、多額の費用を要し、訴訟および／または破産により遅延する可能性があります。不動産の所在地、不動産に対する権原の法的地位、不動産の物理的な状態および財務上の収益、環境リスクならびに不動産の状態に関する政府による開示要件等の要因により、第三者がモーゲージの実行による売却時に不動産を購入することを希望しないか、または、関連するMBSに関する債務を充足するために十分な価格を支払うことを希望しないことがあります。かかるMBSの裏付けとなっている資産から得られる収益は、借入人によって保持されることができ、投資リターンは、他の者に対する支払を行うため、保険の補償額を維持するため、税金を支払うため、または、維持費を支払うために使用されることができません。かかる流用された収益は、通常、担保のキャッシュフローを管理する、裁判所が任命した管財人なしでは回収することができません。

アセット・バック証券化

投資運用会社は、ファンドの勘定で、ABSの形態で発行された債券またはABSにおける株式に投資することもできます。かかる証券化は、通常、主要な証券が支払を受領する契約上の権利を有するように構築されます。例えば、かかる支払は、賃貸借、債務、企業ローン、モーゲージ・ローン、売掛金、個人ローン、信用限度額、売上債権、用船契約、フランチャイズ契約、裁判所命令による和解またはロイヤルティ契約からの支払であることがあります。代替として、または、更に、ABSの発行者、スポンサーまたは借入人は、証券化に対して払込みを行うために、かかる契約上の権利における自らの株式に質権を設定することができます。一部の案件において、追加の担保として、かかる証券化によって航空機、産業機器、知的財産、自動車、棚卸資産、不動産等の契約上のキャッシュフローがない資産に対する偶発的な担保権を受領することもできます。「物理的な」資産またはその他の資産に関するかかる偶発的な担保権は、通常、返済の主要な資金源（すなわち、裏付けとなっている契約上の資産）が、証券化に関する準拠契約に基づき支払期限が到来した場合にABSの投資者に対する金利および元本の支払に不十分である場合にのみ実行可能です。例えば、自動車ローンの証券化において、投資者は、返済につき、自動車の所有者が行う元本および金利の支払に依拠します。自動車自体は、ABSの保有者に返済を行うために換金することができません。ただし、保有者が支払を行わず、サービサーが連邦、州および現地の法律および消費者保護要件に従って再所有および売却を行うことができる場合を除きます。一部の案件において、ABSの債務または資産は、企業または保険提供業者等の法主体から偶発的、部分的または完全な保証を得ることがあります。

通常、投資運用会社は、ファンドの勘定で、破産に関する検討事項および包括担保を考慮に入れた譲渡可能な最大の返済がなされる証券化に投資することを目指します。ただし、証券化の借入人およびスポンサーは、通常、証券化に対する最小限の包括担保を拠出することを希望し、可能な限り、ABSの投資者の偶発的な請求から自らのその他の資産を保護することを目指します。更に、法的、裁判管轄上および税務上の事柄により、一部もしくは全部の資産プールおよび／または偶発的な請求に対する担保権の完全な実行可能性が妨げられることがあります。投資運用会社は、返済に利用可能な資金源を最大限増やし、かかる返済の障害となるものを少なくするよう努めますが、各証券化は、不払い、格下げおよび／または買戻し、値下がり、約定返済の内容に関して適時に売却できないこと、偶発的な請求の価格、準拠契約および該当する法律に基づく請求および担保権の実行可能性ならびに市場環境に関するリスクを伴います。更に、その他の債券投資と同様に、ABSは、期限前弁済、期間延長および金利に対する（価格およびキャッシュフローの時期における）感応度に関するリスクを伴うことがあります。

住宅ローン担保証券

住宅ローン担保証券（以下「RMBS」といいます。）の保有者は、信用リスク、市場リスク、金利リスク、構造上のリスクおよび法的リスクを含む様々なリスクを負担します。RMBSは、一つないし四つの家族向け住宅用モーゲージ・ローンを担保とする住宅用モーゲージ・ローンのプールにおける持分を表章します。かかるローンは、いつでも期限前に弁済されることが可能です。住宅用モーゲージ・ローンは、当該ローンのみにおける借入人の債務であり、当該ローンは政府機関によって証券化されることができ、発行された証券は保証されます。しかし、通常、その他の者またはエンティティによる付保または保証は行われません。住宅用モーゲージ・ローンにつき債務不履行および損失が生じる割合は、一般的な経済状況および担保付不動産が所在する地域の一般的な経済状況、モーゲージ・ローンの条件、担保付不動産における借入人の正味所有分ならびに借入人の財務状況を含む多数の要因により影響されます。住宅用モーゲージ・ローンが債務不履行の状態にある場合、かかる住宅用モーゲージ・ローンの担保実行手続は、長期間にわたる困難なものとなり、多額の費用を伴うことがあります。更に、債務不履行となった住宅用モーゲージ・ローンまたはモーゲージ実行手続が行われた不動産のための市場は、非常に限定されることがあります。

RMBSへの投資は、例えば、①裏付けとなっている住宅用モーゲージ・ローンの借入人が債務不履行に陥るか、または、支払を行うことができない場合、②裏付けとなっている住宅用モーゲージ・ローンが期限前に弁済される場合、③住宅市場が全般的に下落している場合、または④RMBSの発行者による一定の米国連邦法の特定の規定の違反により、当該発行者の、該当する裏付ローンのすべてまたは一部の元本または金利を回収する能力が制限される場合に損失を被るか、または、利回りが減少する場合があります。

債務担保証券

投資運用会社は、ファンドの勘定で債務担保証券（以下「CDO」といいます。）に投資することができます。トラスト型優先証券およびアセット・バック証券を担保とするCDOならびにローン担保証券（以下「CLO」といいます。）と称する、企業ローンおよび債券を担保とするCDOを含む、様々な異なる種類のCDOがあります。ポートフォリオは、マルチ・セクターCDO持分、トラスト型優先CDO持分およびCDO債を含む様々な異なる種類の商品を含むことがあります。CDO証券は、信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクにさらされます。ファンドが購入するCDO持分は、無格付であるか、または、非投資適格格付である可能性が高いです。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、CDO持分の保有者として、CDOの債務不履行において、限定された救済のみを利用できます。投資運用会社は、ファンドの投資目的を達成するため、または、自ら出資を約束した資本を完全に投資するために、十分な数の魅力的な機会を見つけることができないことがあります。例えば、CDO取引の市場は、随時、取引のための上位および劣後の資金調達方法の利用可能性の減少によって悪影響を受けており、かかる減少は、一部には、資金調達提供者に対する、かかる者の当該取引に対するエクスポージャーを減らすか、または、排除するための規制上の圧力の結果として生じます。CDOは、資産の集中ポートフォリオにしばしば投資を行います。いずれか一名の債務者の裏付ポートフォリオの集中により、当該債務者による債務不履行に関して該当するCDO証券がより高度なリスクにさらされ、ポートフォリオがいずれか一つの産業に集中することにより、当該産業に関連する不況に関して該当するCDO証券がより高度なリスクにさらされます。

ファンドの勘定で所有されるCDO証券の価格は、通常、特に、該当するCDOの資産の裏付ポートフォリオ（以下「CDO担保」といいます。）の債務者または発行者の財務状況、一般的な

経済状況、特定の金融市場の状態、政治的事由、特定の産業の発展または傾向および実勢金利の変化によって変動します。したがって、CDO証券の保有者は、CDO証券に関する支払につき、CDO担保の分配またはCDO担保の収益のみに依拠します。CDO担保の分配がCDO証券の支払を行うのに不十分である場合、当該発行者のその他の資産は不足額の支払に利用できず、CDO証券が現金化された後、通常、不足額を支払う義務は消滅します。CDO担保は、高利回り債券、ローン、アセット・バック証券およびその他の金融商品で構成されることがあり、しばしば投資適格格付（または同等の信用度）未満で格付されます。高利回り債券は、通常無担保であり（ローンは無担保であることがあります。）、当該債券の発行者の特定のその他の債券に劣後することがあります。高利回り債券の低格付および投資適格格付未満のローンは、発行者の財務状況の不利な変化または一般的な経済状況の不利な変化またはその両方により、該当する発行者または債務者の、元本または金利を支払う能力が損なわれることがあるというより大きな可能性を反映します。かかる投資は投機的であることがあります。

CDO上位トランシェおよびCDO債の強制償還

特定の場合において、一切の該当するCDO債および該当するCDO持分の保有者に対して別途支払われるCDO担保からのキャッシュフローは、該当するCDO上位トランシェを償還するために使用されます。これにより、かかるCDO債またはかかるCDO持分の保有者に対して行われる金利支払、元本返済またはその他の支払が排除されるか、繰り延べられるか、または、減額されることがあり、かかるCDO債またはかかるCDO持分の保有者に対するリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

CDO上位トランシェおよびCDO債の選択的償還

CDOの選択的償還により、該当するCDOのセキュリティ・マネジャーまたはポートフォリオ・マネジャーが他の望ましい場合よりも早くポジションを清算することを要求される可能性があります。これにより、売却されたCDO担保の種目の実現価値に悪影響が及ぶ可能性があります（同様に、該当する一切のCDO債の保有者および／または該当する一切のCDO持分の保有者に悪影響が及ぶ可能性があります。）。

地方債証券

地方債証券は、信用リスク、金利リスクおよび期限前弁済リスクにさらされることがあります。更に、地方債証券は、好ましくない立法上または政治的な事象ならびに州および地方の発行者または連邦政府（かかる発行者に財政的支援を行う場合）の経済状態および財政状態の不利な変化によって影響を受ける可能性があります。地方債市場の特定のセクターは、市場全体よりも重大な影響を及ぼす特別なリスクを有しています。多くの地方債商品が類似のプロジェクトの資金調達を行うために発行されているという事実により、関連する産業の状態が、地方市場全体に重大な影響を及ぼす可能性があります。保険会社によって付保されている地方債証券は、特定の保険会社に関連する事象または市場全体に関するより一般的な事象によって悪影響を受けることがあります。地方債証券は、その評価が困難であり、かつ、その他の投資対象より流動性が低い可能性があるため、パフォーマンスに影響が及ぶことがあります。

ローン

銀行ローンへの投資に伴う特定のリスク

銀行ローン（シニアローンとも呼ばれます。）は、一般的に、借入人の資産により保証される非投資適格の変動金利商品となります。銀行ローンは、通常、借入人の資本構成において上位のポジションを占めます。したがって、銀行ローンは、通常、無担保の銀行ローン、社債、劣後債、営業債権者および優先株主または普通株主に優先して返済されます。金利の著しい上昇は、借入人がより高額となった債務返済要件を満たすための資金源を有さない可能性があるため、銀行ローンの焦げ付きの増加を招く可能性があります。多くの銀行ローンに関する即時に入手可能かつ信頼できる情報は、上場有価証券を含むその他の多くの種類の商品の場合と比べ、より少なくなります。銀行ローンは、いずれの国における証券取引所または気配自動通報システムにも上場しないため、銀行ローンの大部分は流動性が低く、このことは、ファンドの勘定で行為する投資運用会社がこれらを公正価格で迅速に売却できないことがあることを意味します。一部の銀行ローンにつき流通市場が存在する場合、かかる市場は、流動性の高い上場有価証券の市場と比べ、変動性がより高く、取引活動が変則的であり、ビッド／アスク・スプレッドが広く、取引決済期間が長くなる可能性があります。銀行ローンの市場は、経済不況または金利の乱高下が発生した場合には混乱し、かかる混乱

は純資産総額を変動させ、ファンドの銀行ローン・ポートフォリオの評価を困難にする可能性があります。銀行ローンはまた、資本構成上、下位となる可能性があり、借入人の資本構成において株式およびその他の債券より上位となる可能性があるものの、借入人の子会社の債務には劣後する可能性があります（つまり、借入人は、借入人の子会社の債務が返済された後でのみ銀行ローンに関する支払を行うことが可能となります）。債務不履行リスクは、経済不況または金利の乱高下が発生した場合には増加します（銀行ローンの金利が引き上げられた場合、借入人の債務返済額は増加します。）。

ローンは、様々な理由により不良債権となる可能性があります。かかる不良債権は、多大な債務整理交渉または再編を必要とする可能性があり、これには、特に金利の著しい引き下げおよび／またはローン元本の著しい減額が伴う可能性があります。ローンの借入人が破綻した場合、貸付人としてのファンドの勘定で行為する投資運用会社の権利は制限される可能性があります。財務制限条項の形で過去に存在した特定の貸し手保護は、現在米国の機関投資家向けローン市場の半分以上を占める「コベナント・ライト」ローンの普及により明らかとされており、近年著しく減少しています。財務制限条項は多岐にわたりますが、多くの場合、借入人が負担できるレバレッジ額および一定水準の金利カバレッジを維持する要件が義務付けられます。財務制限条項の違反は、通常、貸付人によるローンの返済請求を可能とし、追加の手数料が発生するか、または借入人の営業活動に影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定に損失を招く可能性もあります。財務制限条項をより少なくすることが主流となると、借入人は、何らかの措置を講じる貸付人の権利を発生させることなく更に破綻し、または悪化する可能性があります。したがって、ファンドの勘定で行為する投資運用会社によるローン（財務制限条項が少ないかまたは付されていないもの）への投資には、より多くのリスクが伴います。

加えて、ローン契約の独特かつ特殊な性質およびローンの私的シンジケートのため、ならびに歴史的に見てローンが決済に数日から数週間を要してきたことに起因して、ローン市場の取引高は、他の市場と比べて少なくなっています。ローンは、その独特かつ特殊な性質のために取引が遅延することがあり、譲渡にはエージェント銀行および／または借入人の同意が必要となることがあります。銀行ローンに伴うリスクには、①借入人が債務の元利金を支払えなくなること（すなわち信用リスク）、②手数料または違約金を支払うことなくいつでも期限前返済を行うことができること、およびスプレッドが縮小している期間に期限前返済権が行使された場合は、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が期限前返済による代金を利回りのより低い投資対象に再投資することを余儀なくされる可能性があること、ならびに③金利感応度、借入人の信用力に関する市場の認識および全般的な市場の流動性等の要因による価格変動（すなわち市場リスク）が含まれますが、これらに限られません。

投資運用会社は、ファンドの勘定での売却または譲渡によりローンの持分を取得することがあります。譲受人は、通常、譲渡人のすべての権利および義務を引き継ぎ、ローンまたは債務に関する与信契約に基づく貸付人となりますが、その権利は、譲渡人の権利と比べ、より制限される可能性があります。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、銀行ローンをオリジネートせず、主に譲渡により直接銀行ローンの持分を取得し、時折シンジケート・ローンへの参加を通じて銀行ローンを取得することもあります。

ローン市場

シンジケート・ローンの買い手は、主にCLO、商業銀行、ヘッジ・ファンド、機関投資家向け個別運用口座、ミューチュアル・ファンドおよび投資銀行です。流通市場の取引高の増加に伴い、市場の流動性を向上させるローン取引を円滑にするための標準契約書を新規のローンにおいて採用することが多くあります。しかし、ローン取引の需給の将来的な水準が十分な程度の流動性を与えるという保証または現在の流動性の水準が継続されるという保証はありません。ローンは、公に取引される有価証券と同等程度に容易に売買されるものではなく、従来、ローン市場における取引高は、例えば高利回り債市場と比べて小規模です。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資する銀行ローンの貸付期間中に当該ローンの大部分が完全には償却されないため、満期時においてローンに未払いの元本が存在するおそれがあり、借入人が満期時に負債を借換えまたは返済できない場合はこれによりファンドの勘定における相当の損失となることがあります。

ローンの評価は、ドッド・フランク法に基づく米国リスク・リテンション最終規則といった、ローン市場の需給のダイナミクスに影響を及ぼす規制上の変更による悪影響を受けることがあります。市場参加者は、リスク・リテンション規則によりCLO形成の減少が生じ、また、CLOにより提供される信用金額が減少しうると予想しています。CLOはローンの主要な買い手の1つであ

ることから、これを受けて、ローンの需要および市場における流動性が減少することがあります。2013年、米国連邦準備制度理事会、通貨監督庁および連邦預金保険公社（以下、総称して「本監督機関」といいます。）は、レバレッジド・レンディングに関する省庁間ガイドライン（Interagency Guidance on Leveraged Lending）を発表しました。レバレッジド・レンディングの新たな枠組みの結果、利益（利息発生、課税、減価償却および無形資産償却前）に対する総負債の6倍のレバレッジを上回るローンについては、本監督機関から指摘を受ける潜在的なリスクがあり、引受銀行に違約金が発生することがあります。これを受け、米国の銀行は、一定のレバレッジ取引への参加度合いを低減させることがあり、これにより、借入人がより規制の少ない市場から資金調達を行わざるをえないことがあります。したがって、与信枠は、市場の低迷、金融危機または債務不履行リスクの増大により信用市場内の債務不履行を増幅させる可能性があるとして投資者が考える時期の間に、縮小させられることがあります。

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」といいます。）の上昇は、CLOの資金調達経費を増加させます。CLO内の担保付き上位ローンの多くはLIBORフロアを有するため、（LIBORは上昇したもののかかる担保付き上位ローンのLIBORフロア平均率を下回る状態である場合、）これに対応する、当該CLOの持分投資者に対する少額の分配の支払による投資収益の増加がないことがあります。したがって、ファンドが当該CLOの持分投資者であるときは、LIBORが上昇しなかった場合に本来受け取る額よりも少額を受け取ることがあります。

占有継続債務者（以下「DIP」といいます。）ローン

米国破産法（改正済）第11章（CHAPTER・イレブン）に基づく保護を申し立てた会社へのローンは、そのほとんどが資産ベースのものであり、再編の過程において必要とする当座資金および継続利用中の運転資金の両方を債務者に対して提供する第11章の事例の適用開始時に実行される運転資金の与信枠を供与します。かかるローンは、債務者の資本構成の弁済優先順位に基づくその他の種類のローンの多くよりも通常リスクが少ないことおよびかかるローンの条件が米国連邦破産裁判所命令により承認されていることを理由として、当該債務者の再編努力が成果をあげない可能性およびDIPの貸付人の担保の流動性を確保する手取金がDIPローンの完済に不十分となりうる可能性があります。したがって、かかるDIPローンがファンドの勘定で保有されたときに、担保が当該ローンを支払うに不十分である場合、損失が発生することがあります。

ブリッジ・ローン

企業買収（レバレッジド・バイアウトを含みます。）の買い手のアドバイザーを務める場合に当該企業買収を円滑にするためのブリッジ・ローンを提供する約定を行うことは、金融機関にとって一般的なやり方です。ブリッジ・ローンは、資金が必要となった時において、時期または市場を理由として長期の資金調達が利用可能でないことにより、企業買収のクロージング時に行われることが一般的です。過去において、その他の資金調達源が利用可能であったことからこのようなコミットメントが利用されたことはあまりありません。しかしながら、これらのその他の資金調達源（主に高利回り債取引）の利用可能性に影響を及ぼす市況により、ブリッジ・ローンのコミットメントは、以前よりも定期的に利用されているか、または今後定期的に利用される可能性があります。当該融資確約は過去に定期的に利用されていないため、投資者がブリッジ・ローンへの投資対象を評価する際に依拠する過去の実績はほとんどありません。ブリッジ・ローンは、たいていの場合短期間の満期を有します。借入人および貸付人は、通常、短期間の満期内に、ブリッジ・ローンが他の形態の資金調達に代替されるとの予想に基づいた上で、かかる短期間の満期に合意します。ただし、かかる代替の資金調達の資金源および時期については不確実であることがあり、また、とりわけ、市況およびブリッジ・ローンの満期日時点での借入人の財務状態による影響が及ぶことがあります。借入人が代替の資金調達を得ることおよび満期時にブリッジ・ローンを返済することができない場合、ブリッジ・ローンの条件をもって、当該ブリッジ・ローンがより長期間のローンに転換されることがあります。投資運用会社が予測していた日付時点でブリッジ・ローンが返済されない（または有利な条件で処分することができない）場合、投資運用会社がファンドに帰属する資産を自らのモデルおよび予測に従って運用する能力またはファンドのパフォーマンスならびに分配能力に悪影響が及ぶことがあります。

非投資適格証券に関する信用リスク

投資運用会社は、ファンドの勘定で、非投資適格証券に投資することがあります。非投資適格証券は、継続的な不確実性および低調な経営状態、財政状態または経済情勢へのエクスポージャーに直面する可能性があり、このことは、発行体が元利金を適時に支払えなくする可能性があります。

ファンドの勘定で保有される一部の証券の格付けが低いことは、発行体の財政状態もしくは全般的な経済情勢もしくはその両方の悪化または金利の予想外の上昇が発行体の元利金支払能力を損なう可能性がより大きいことを示しています。かかる証券には、より大きな債務不履行リスクが伴い、このことは、本投資対象の資本価値に影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の格付けに関する特定の問題が投資対象の価格に悪影響を及ぼす可能性があること

本投資対象に付される格付機関による格付け等は、有価証券の購入、保有または売却を推奨するものではありません。ファンドへの各投資予定者は、自らが適切と判断する要因を考慮した上で、受益証券の申込みの適切性につき（投資対象の一切の部分に付される格付けに依拠せずに）独自の判断を行わなければなりません。

有価証券の格付けは、関連する格付機関によりいつでも変更可能性があります。ある格付けが一定期間維持されるとの保証または格付けが関連する格付機関により引き下げられないもしくは撤回されないという保証はありません。

また、格付機関は、爾後の事由に応じた信用格付けの変更を適時に行わないことがあり、このため格付けは、格付機関の手法および基準の債券への適用を最新ベースで正確に反映していない可能性があります。

格付機関および格付手法は、特に2006年以降の仕組み金融証券の下落に起因して、継続的に監視されています。米国議会において信用格付けに関するヒアリングが行われてきており、米国証券取引委員会は、米国証券取引委員会の規則につき、格付機関の行為に影響を及ぼし、投資対象の格付けにも影響を及ぼすと思われる特定の変更を行うことを提案しました。また、格付機関は、自らのイニシアチブを変更することがあり、かかる変更もまた、かかる格付けに影響を及ぼす可能性があります。かかる変更（採用された場合）の性質、時期および影響は、予想することができません。

投資対象は、1社以上の格付機関が投資対象を投資適格未満に格付けした場合であっても、少なくとも1社の格付機関が投資対象を投資適格以上に格付けした場合は、投資適格な投資対象であるとみなされます。

本書は、格付機関の手法もしくは基準または投資対象の格付けへのこれらの適用につき詳しく記載することは意図していません。各投資者は、各格付機関の手法および基準ならびに関連する事項につき独自の判断を行わなければなりません。各格付機関は、前述に関する一部の情報をウェブサイト上で提供しています。各投資者は、受益証券に投資するか否かの判断につきかかる情報を検討しなければなりません。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、ある有価証券の格付けが購入時の格付けを下回っていた場合は、かかる有価証券を必ずしも売却するとは限りません。投資運用会社は、信用格付けのみに依拠せず、発行体の信用度の分析を独自に行います。

格付けが引き下げられるリスク

一部の投資者は、格付機関（または全米保険監督官協会）により定められる特定の格付基準を満たさない有価証券への投資を制限されることがあります。かかる制限は、投資ガイドライン、内部方針および／または法律により実施されます。場合によっては、1社の格付機関による格付けの引下げは、信用度が低い商品へのエクスポージャーが方針または法律により制限されている投資者による強制売却を招く可能性があります。かかる投資者による大規模な強制売却は、市場全体に重大な悪影響を及ぼし、価格の下落を招き、投資対象に損失をもたらす可能性があります。

ディストレスト証券およびローン

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、財政状態が脆弱および／または悪化しており、業績が悪化しており、多額の設備投資を必要としており、場合によっては債務超過に陥り、特定の競合問題もしくは製品の陳腐化問題に直面しており、または倒産手続もしくは会社更生手続を開始している会社により発行される有価証券およびローンに投資することがあります。この種の投資対象は、重大な金融リスクおよびビジネスリスクを伴う可能性があり、これらのリスクは多くの場合、発行体に関する確かな情報を取得できないことにより増大します。かかる投資対象は、多額の損失または場合によっては全額の損失を招く可能性があります。また、ディストレスト証券および高利回り証券の市場は、時折流動性が低くなります。

デリバティブに関する規則

近年制定されたデリバティブに関する法律（ドッド・フランク法および欧州市場インフラ規則ならびにこれらに基づき定められる規則）については、一定の不確実性が存在するため、かかる法律がファンドの勘定で保有されるデリバティブ商品に最終的に与える最大の影響は、今日まで十分に知られていません。ドッド・フランク法には、店頭デリバティブ市場を初めて包括的に規制する規定が含まれています。

ドッド・フランク法は、大部分の店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ取引を規制市場で行い、規制された決済機関で決済することを義務付けています。規制された決済機関において決済されないOTC取引は、米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会または関連する銀行規制当局により定められる当初最低証拠金要件および変動証拠金要件に従います。

ドッド・フランク法は、これまで当事者同士で行われていたOTCデリバティブ取引の多くを規制された決済機関で決済することを最終的に要求しますが、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が行うデリバティブ取引の一部は、当事者同士またはファンドの勘定で行為する投資運用会社と第三者の間で私的に締結されるOTC契約により行われ続ける可能性があります。これらの店頭商品の場合、カウンターパーティー不履行リスクは重大なものとなる可能性があり、これまでの著しく規制されていない市場におけるビッド／アスクのスプレッドは異常に拡大する可能性があります。ドッド・フランク法はこれらのリスクの軽減を部分的に意図していますが、この点における成功には不確実性が残ります。ドッド・フランク法の施行により軽減されなかった場合（もしあれば）、かかる商品および技法に伴うリスク（極めて複雑となり、ファンドの勘定で保有される資産のレバレッジを伴う可能性があります。）には、①信用リスク（カウンターパーティーによる財政上の義務の不履行に起因する損失可能性へのエクスポージャー）、②市場リスク（金融資産または金融商品の価格の不利な変動）、③法的リスク（取引の性格または当事者の取引を行う法的能力は、金融契約を執行不能とする可能性があり、カウンターパーティーの破産または倒産は、本来であれば執行可能であった契約上の権利を阻止する可能性があります。）、④オペレーショナル・リスク（不十分な管理、不完全な手続き、人為的ミス、システム障害または詐欺）、⑤ドキュメンテーション・リスク（不十分なドキュメンテーションに起因する損失へのエクスポージャー）、⑥流動性リスク（デリバティブを早期に解約できないことに起因する損失へのエクスポージャー）、⑦システムティック・リスク（ある機関の財政難または重大な市場混乱が金融システムに支配不能な経済的被害を及ぼすというリスク）、⑧集中リスク（特定の業界へのエクスポージャーまたは特定の法主体に連動するエクスポージャー等の密接に関連するリスクの集中に起因する損失へのエクスポージャー）、ならびに⑨決済リスク（取引の一当事者が自らの契約上の義務を履行したものの、カウンターパーティーから対価を得ていない場合に直面するリスク）が含まれます。

上記のすべての理由により、ファンドはデリバティブおよびその他のヘッジ・メカニズムの利用から利益を得ることがありますが、デリバティブおよび関連する技法の利用は、本投資対象を重大な損失リスクにさらし、投資運用会社がファンドの勘定でかかる取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの勘定での全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。

デリバティブ、技法および手段のリスク

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっています。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、財務、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受けます。更に、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入します。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相まって、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させます。技法および手段の活用もまた、①ヘッジされている投資対象の価格の変動および金利の変動の予測の可否への依存、②ヘッジ手段とヘッジされている投資対象または市場セクターの間の不完全な相関関係、③このような手段を使用するのに必要とされる技能が投資対象を選択するために必要とされる技能と異なるという事実、④特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに⑤効率的なポートフォリオ運用または買戻しの請求に応じる能力に対する障害の可能性、を含む一定の特別なリスクを伴います。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、カウンターパーティーが契約（善意の契約であるか否かを問いません。）の条件に関する紛争または信用もしくは流動性に関する問題を理由に条件に従い取引を決済しないという事態に直面し、よって損失を被ることがあります。このような「カウンターパーティー・リスク」

は、満期がより長いために様々な事由により決済が妨げられうる契約または取引が単独もしくは小規模グループのカウンターパーティーとの間で行われる場合については増大します。ファンドに関する受託会社および管理会社ならびにこれらの代行者は、特定のカウンターパーティーとの間で取引を行うことまたは一部もしくは全部の取引を単独のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。また、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部的な信用機能を有していません。受託会社および管理会社がいかなる単独または複数のカウンターパーティーとの間でも取引を行うことができること、ならびにかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意義かつ独自の評価がないことは、ファンドが損失を被る可能性を高めることがあります。

非上場デリバティブ商品には組織化された取引所でのデリバティブ商品の取引参加者に与えられる保護（取引決済機関の履行保証等）と同様の保護が付かないため、ファンドは、非上場デリバティブ商品の取引におけるカウンターパーティーの信用リスクにさらされることがあります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認の取引所ではなく取引に関与する特定の会社または機関となるため、受託会社、管理会社またはこれらの代行者がファンドに関し行う未上場デリバティブ取引のカウンターパーティーの破産、倒産または債務不履行は、ファンドに多大な損失をもたらす可能性があります。ファンドに関する受託会社、管理会社およびこれらの代行者は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づき、債務不履行が生じた場合は契約上の救済が与えられることがあります。ただし、かかる救済は、担保またはその他の入手可能な資産が十分でない場合は十分に与えられない可能性があります。

過去には、一部の有名な金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、自らの契約上の義務を期日までに履行せず、または殆ど履行しなかったことがあり、これにより金融市場の不確実性が増大し、前例のない政府の介入、信用および流動性の低下、取引および金融上の取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行が発生しました。かかる混乱により、支払能力を有するプライム・ブローカーおよび貸付人でさえ、近年の条件と比べて著しく不利となる条件で新たな投資のための資金調達または資金提供を行うことをためらうか、または以前ほど自発的ではなくなりました。カウンターパーティーが債務不履行にならないとの保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

店頭取引における規制の欠如およびカウンターパーティー・リスク

投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行うことがあります。通常、店頭市場に対し行われる政府の規制および監視は、組織化された取引所での取引に対し行われるものと比べて少なくなります。また、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる保護（取引決済機関の履行保証等）の多くは、店頭取引については与えられません。このため、ファンドは、カウンターパーティーが信用もしくは流動性に関する問題または契約条件に関する紛争を理由に取引を決済しないというリスクにさらされます。投資運用会社は、取引を単独のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。したがって、ファンドは、投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合と比べ、債務不履行に起因するより大きな損失リスクにさらされます。

ファンドは、破産、倒産、政府による禁止またはその他の要因に起因するかを問わず、カウンターパーティーが取引に関する履行を行えないというリスクにさらされ、このことは、ファンドに多大な損失をもたらす可能性があります。投資運用会社は、かかるリスクを軽減するため、ファンドの取引を信用力があると確信されるカウンターパーティーに制限するよう努めます。

先物契約の流動性

先物ポジションは、一定の取引所が、「1日当たり価格変動制限」または「1日当たり値幅制限」と称される規制により1日の間の一定の先物契約価格における変動を制限するため、非流動的であることがあります。かかる1日当たりの制限の下では、1取引日中、1日当たりの制限を超える価格での取引を行うことができません。一旦、特定の先物についての契約の価格が1日当たりの制限と同額で増減すると、トレーダーが制限以内で取引を発効させることに異存がない限り、先物のポジションは、積み上げることも流動化することもできません。このことは、投資運用会社が望ましくないポジションを流動化することを妨げるおそれがあります。

先渡し取引

先渡し契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉します。先渡しおよび「現金」取引につき、実質的な規制がありません。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限の適用を受けません。先渡し市場において取引を行

う者は、自己が取引する通貨について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は、非流動的な期間（時には相当の期間となります。）に見舞われることがあります。市場の非流動性または途絶は、ファンドにとって多大な損失となるおそれがあります。

私募証券

投資運用会社は、ファンドの勘定で私募証券に投資することがあります。かかる証券には取引市場が存在しない可能性があり、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、かかるポジション（もしあれば）を不利な価格でしか清算できない可能性があります。このため、投資運用会社は、不利な価格変動のために、かかる証券をファンドの勘定で保有することを余儀なくされることがあります。私募証券に投資できる投資対象のポートフォリオの額に制限はありません。

投資運用会社は、投資運用契約に規定される評価方法に従い、投資対象によるポートフォリオにおける私募証券を評価します。かかる評価が公正な買い手が購入を希望する証券価格を正確に予想できるという保証はありませんが、かかる評価は、純資産総額の算定に用いられます。

空売り

証券の空売りは、借り入れた証券の価格が下落し、当該証券の返却時に当該証券をより低い価格で購入できることを予想して、借り入れた証券を売却することを伴います。空売りに伴う損失リスクは、借り入れた証券の価格が上昇し、当該証券の購入価格も上昇する可能性があるため、空売りした証券の当初価格よりも大きくなります。政府による措置もまた、ファンドの勘定で空売りを行う投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性があります。

プライム・ブローカーおよび先物取次業者の信用リスク

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資対象をプライム・ブローカーに委ねることに伴う信用リスクを負い、かかるプライム・ブローカーの不履行または倒産は、ファンドの勘定に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が先物取引およびオプション取引を行う場合で、投資運用会社がファンドの勘定で口座を維持する先物取次業者がファンドの勘定で保有される資産を分離しなかった場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、先物取次業者が倒産した場合における損失リスクを負います。投資運用会社は、一定の状況において、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に明らかに帰属する資産であったとしても、倒産した先物取次業者の顧客に対し分配可能な全資産の比例按分額のみを回収できることがあります。

為替リスク

コースの基準通貨は米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラであり、コースの基準価額は、かかるコース基準通貨建てで表示されます。したがって、適用あるコース基準通貨（以下「投資通貨」といいます。）以外の通貨建ての（またはこれにヘッジされる）本投資対象に投資が行われる場合、各コースの基準価額は、投資通貨と関連するコース基準通貨との間の為替レートの変動にさらされます（以下「為替リスク」といいます。）。特に、新興国の通貨に関する為替レートが比較的短期間の間に大幅に変動することがあることから、新興国の通貨に関する為替リスクは先進国の通貨と比べて相対的に高いです。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から予想される費用の水準と大きく異なることがあります。増加したコストおよび金利差は、基準価額に悪影響を与えることがあります。

投資運用会社は、非米ドルの投資通貨に起因して生じる非米ドル通貨エクスポージャーを米ドルにヘッジするまたはヘッジしないことがあります。ポジションが米ドルにヘッジされない範囲において、投資者は、かかる非米ドルの投資通貨と各コース基準通貨との間の為替リスクにさらされます。投資運用会社が各投資通貨を米ドルにヘッジする範囲において、かかるヘッジ分そのものが米ドルと各コース基準通貨との間のエクスポージャーとなります。ただし、かかる米ドルに関する為替リスクを低減させることを企図した通貨ヘッジは、受益証券の一定のコースの勘定で、以下に記載される方法により実施されます。

ポートフォリオ・ポジションの価値下落に対するヘッジは、かかるポジションの価値の変動を排除せず、またはかかるポジションが下落した場合における損失も防ぐものではありませんが、これらと同じ局面において上昇することとなる他のポジションを積み上げることにより、ヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価値下落を軽減させます。ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨および利率の方向の変動次第です。ヘッジ戦略に使用される商品の価格変動とヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価格変動との間の相関関係の程度は、異なることがあります。投資運用会

社は、かかるヘッジを行う投資対象とヘッジされる投資通貨との間において完全なる相関関係を確立できないことがあります。かかる不完全な相関関係により、投資運用会社が予定されるヘッジの達成を妨げ、またはファンドを損失リスクにさらすことがあります。

為替取引が実施される市場は、変動性が高く、専門性が高く、かつ、高度な技法を駆使するものです。極めて短期間の間（数分であることがよくあります。）に、重大な変更（流動性の変化および価格の変更を含みます。）がかかる市場に発生する可能性があります。為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび現地為替市場、外国投資または特定の外国通貨取引に係る規制を通じた外国政府による介入可能性を含みますが、これらに限りません。

豪ドル・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよび豪ドルの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、豪ドル・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、豪ドル・コース受益証券の保有者は、豪ドル・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。豪ドルの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額は豪ドル・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなります。

NZドル・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよびニュージーランド・ドルの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、NZドル・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、NZドル・コース受益証券の保有者は、NZドル・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。ニュージーランド・ドルの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額はNZドル・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなります。

南アフリカ・ランド・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよび南アフリカ・ランドの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、南アフリカ・ランド・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、南アフリカ・ランド・コース受益証券の保有者は、南アフリカ・ランド・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。南アフリカ・ランドの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額は南アフリカ・ランド・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなります。

トルコ・リラ・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよびトルコ・リラの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、トルコ・リラ・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、トルコ・リラ・コース受益証券の保有者は、トルコ・リラ・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。トルコ・リラの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額はトルコ・リラ・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなります。

その他の投資ビークルへの投資

概論

投資会社またはその他の投資ビークルへの投資には、S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P」といいます。）預託証券（以下「SPDR」といいます。）およびその他の投資会社（クローズド・エンド型ファンド、ミューチュアル・ファンド、関連する短期債務ファンドまたはETFを含みます。）の類似する有価証券等の指数ベースの単位型投資信託が含まれることがあります。かかる投資対象には、米国投資会社法の規定に従い、投資運用会社またはその一もしくは複数の関連会社が運用する登録投資会社が含まれることがあります。投資ビークルへの投資には、手数料およびその他の経費の重層化が伴う場合があります。また、かかる投資ビークルの投資判断は、その投資顧問業者が互いに独立して行います。そのため、ある特定の時点において、ある投資ビークルが、他の投資ビークルに有価証券が販売されている発行体の有価証券を購入することがあり、最終的に何らの投資成果もあげることができずに、ファンドの勘定において間接的な取引コストが発生する可能性があります。ファンドはまた、事業展開および規制上の進展等による影響が投資ビークルに及ぶリスク、およびファンドが投資しているプール型投資ビークルが予想どおりのパフォーマンスをあげないリスクにもさらされます。

S & P預託証券およびETF

プール型投資ビークルはまた、その資産の大部分を特定の指数を表章する有価証券で保有することがあります。SPDRの場合、表章される指数はS & P500種指数ですが、ファンドは、その他の指数または市場セクターをトラッキングするよう設計されたその他の指数ベースの投資対象に投資することがあります。オンショアのファンドは、現金ポジションを管理する一手段として、株式市場、商品市場、債券市場もしくはかかる市場の特定のセクターに対するエクスポージャーを得ると同時に流動性を維持するために、または市況が悪化している中で損失の回避を目指すために、指数ベースの投資対象（指数をトラッキングするよう設計されたETFを含みます。）を利用することがあります。ETF受益証券の市場価格は、当該ETFの純資産価額を上回ることもあれば、下回ることもあります。発行体から購入されるETF受益証券の販売価格および償還価格は、当該発行体の純資産価額に基づきます。ETFへの投資には、当該ETFのパフォーマンスが、当該ETFがトラッキングするよう設計された指数（もしあれば）のパフォーマンスをトラッキングしないリスクが伴います。指数とは異なり、ETFでは、有価証券の取引にあたり管理事務費用および取引コストが発生します。また、ETFの受益証券を購入する投資家および償還する投資家によるキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローの時期および規模によっては、当該ETFのパフォーマンスを指数から乖離させる原因となる現金残高（常に「全額投資済」の状態が続きます。）が形成される可能性があります。また、ETFのパフォーマンスおよび当該ETFがトラッキングするよう設計された指数のパフォーマンスは相違することがありますが、これは、指数の構成銘柄と当該ETFが保有する有価証券が時に異なることがあるためです。さらに、ETFは、関連する指数のパフォーマンスをトラッキングするためにデリバティブを用いることが多いため、かかるETFへの投資は、本書に記載されるものと同様のデリバティブ・リスクを負います。

現金およびその他の短期投資対象

投資運用会社は、ファンドの勘定において、投資目的で、またはその他の投資が行われるまで、ファンドの勘定で保有されている資産の全部または一部を現金または短期金融商品に投資することがあります。かかる短期金融商品には、数多くのマネー・マーケット商品（米国および米国以外の国の政府および政府機関もしくは仲介機関により発行された流通性のある有価証券もしくは流通性のない有価証券またはかかる政府および政府機関もしくは仲介機関への短期預金、銀行引受手形、質の高いコマーシャル・ペーパー、定期預金、レポ契約、銀行預金証書、ならびに信用力があると投資運用会社が判断する米国または米国以外の国の発行体の短期債券等）が含まれることがあります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社はまた、現金または短期金融商品を保有する投資ビークルに対する持分を保有する場合があります。一般に短期金融商品への投資に伴うリスク水準は相対的に低いものの、かかる投資により生まれるリターンは予想よりも低いことがあり、損失が生じる可能性があります。また、短期金融商品およびマネー・マーケット・ファンドへの投資によりもたらされる流動性は、投資の時点で予測されていたよりも低くなる場合があります。

レポ契約およびリバース・レポ契約

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、レポ契約およびリバース・レポ契約を締結することにより、有価証券の借入れまたは貸付を行うことがあります。投資運用会社がファンドの勘定でレポ契約を締結する場合、投資運用会社は、金融機関に対して有価証券を「売却」し、その上で、相

互に合意された日付において、当該金融機関が支払った価格に交渉により決定された料率の利息を加算した金額で当該有価証券を買い戻すことに同意します。リバース・レポ取引においては、投資運用会社は、金融機関が、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が支払った価格に交渉により決定された料率の利息を加算した金額で有価証券を買い戻す義務を負うことを前提として、ファンドの勘定で当該金融機関から当該有価証券を「購入」します。レポ契約およびリバース・レポ契約の利用には、一定のリスクが伴います。リバース・レポ契約に基づきファンドの勘定で行為する投資運用会社に対して有価証券を売却した者が破産その他により原証券を買い戻す義務を履行しなかった場合、かかる有価証券の清算にあたり経費または遅延が生じる可能性があります。実現された金額がかかる有価証券の買戻価格に合意された利息額を加算した金額と等しくならないかまたはこれを上回らない場合には、損失が発生することがあります。売り手が破産した場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、原証券に対する持分を裏付けることができないか、または原証券を処分する能力が制限される可能性があります。レポ契約またはリバース・レポ契約の取引相手方が支払不能に陥った場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に支払われるべき買戻価格またはリバース・レポ契約の場合はファンドの勘定で行為する投資運用会社が売却した有価証券の回収が遅延することがあります。リバース・レポ契約は、実質的に資金の借入に相当するものとみなすことができるため、レバレッジの一形態を構成します。ファンドの勘定で行為する投資運用会社がリバース・レポ契約の手取金を当該契約に伴う経費を下回る料率で再投資する場合、当該契約の締結によりファンドの勘定における利回りは低下します。

その他の様々な投資

投資に関連するヘッジ取引

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、①証券市場の変動および金利の変動により投資対象によるポートフォリオの市場価格が変動することを防ぐため、②投資対象によるポートフォリオの評価額から得られる未実現利益を守るため、③投資対象の売却を容易にするため、④その他の有価証券の代替物としてポジションを設定するため、⑤投資対象のリターン、スプレッドもしくは利益を拡大もしくはは保持するため、⑥ファンドに帰属する負債もしくは資産に関する金利もしくは為替レートをヘッジするため、⑦投資運用会社が後日ファンドの勘定で購入する予定である有価証券の価格が上昇することを防ぐため、または⑧投資運用会社が適切と判断するその他の理由により、投資目的およびリスク管理目的で、スワップ、キャップ、フロア、プット・オプション、コール・オプション、先渡し契約およびその他の類似の取決め等の様々な金融商品を利用することがあります。かかる商品の市場は流動的であり、変動性が高く、介入を受ける可能性があります。

ポートフォリオ・ポジションの価格下落に対するヘッジは、ポートフォリオ・ポジションの価格変動を排除せず、かかるポジションの価格が下落した場合における損失も防ぐことはありませんが、むしろかかる動きから利益を得ることによりポートフォリオ・ポジションの価格下落を軽減することが企図されたその他のポジションを設定することを追求します。もっとも、かかるヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価格が上昇した場合において、利益を得られる機会を制限することとなります。更に、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、為替レート、金利または証券価格の変動があまりにも一般的に予想されているため、かかる変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価格下落から自らの資産を保護するに十分となる価格でヘッジ取引を行うことができず、かかる変動に対してヘッジできなくなる可能性があります。スワップまたはその他のデリバティブ市場の参加者は、通常、取引を行うデリバティブ商品の継続的な市場を形成することを要求されません。かかる参加者はまた、デリバティブ契約の値付けを拒否し、または非常に広いスプレッドをもって値付けを行う可能性があります。価格の透明性または流動性の減少または欠如は、関連する取引の証拠金要件を引き上げる可能性があり、ファンドの勘定に多大な損失または流動性の欠如をもたらす可能性があります。様々な規制当局、自主規制機関または取引機関によりデリバティブに課されるポジション制限もまた、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が希望する取引を行うことを制限する可能性があります。ポジションの上限は、特定の金融商品においてある者または法主体が保有し、または支配することのできるネットのロング・ポジションまたはショート・ポジションの最大額となります。

デリバティブ商品には、様々なレバレッジが含まれる可能性もあります。したがって、デリバティブ商品の取引によるレバレッジは、ファンドの勘定における損益を増大させる可能性があります。よって、他のレバレッジされた投資対象と同様に、デリバティブ取引は、投資額を上回る損失をもたらす可能性があります。適用されるレバレッジの額の増加は、適用される追加レバレッジの額により損失リスクを増大させます。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを試みることを要求されず、様々な理由により、かかるヘッジを試みない決定を行うことがあります。また、投資運用会社は、市場金利の変動またはその他の推移に起因する本投資対象のポジションの価格の変動をヘッジする義務を負いません。更に、投資運用会社は、かかるヘッジを追求するため特定のリスクを事前に考慮しないことがあります。投資運用会社はリスクを軽減する目的でファンドの勘定でヘッジ取引を行うことがあります。かかる取引は、投資運用会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。加えて、ヘッジ戦略で利用される商品の価格変動とヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価格変動の間の相関性は、変動する可能性があります。投資運用会社は、様々な理由により、かかるヘッジ商品とヘッジされるポートフォリオ持分の間に完全な相関関係を構築することを目指さないことがあります。かかる不完全な相関関係は、投資運用会社が意図するヘッジを達成することを妨げ、またはファンドを損失リスクにさらす可能性があります。ヘッジおよびリスク管理取引の利用を成功させるには、本投資対象選定力を補完する技能が必要となります。また、ポートフォリオは（特定の有価証券およびカウンターパーティーに関連する）信用リスク、「流動性リスク」および「拡大リスク」等のヘッジできない特定のリスクに常にさらされることに留意する必要があります。

近年制定された法律（ドッド・フランク法、欧州市場インフラ規則およびかかる法律に基づき定められる規則を含みます。）については著しい不確実性が存在するため、かかる法律がデリバティブ商品の投資対象に最終的に与える最大の影響は、今日まで十分に知られていません。上記のすべての理由により、ファンドはデリバティブおよびその他のヘッジ・メカニズムの利用から利益を得ることがありますが、デリバティブおよび関連する技法の利用は、投資対象を重大な損失リスクにさらし、投資運用会社がファンドの勘定でかかる取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの勘定での全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。

償還請求権付入札利率債券

償還請求権付入札利率債券、残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債への投資は、投資対象を、デリバティブへの投資に伴うリスクと同一のリスクおよびレバレッジに伴うリスク（特にボラティリティ上昇リスク）にさらすこととなります。これらの有価証券への投資には、通常、確定利付地方債への投資と比べ、より多くのリスク（元本喪失リスクを含みます。）が伴います。残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債に関する分配は、短期地方債の金利に反比例します。残余持分および逆変動利付債につきファンドの勘定で行為する投資運用会社に支払われる分配金は、短期地方債の金利が上昇した場合は減額され、極端な場合はゼロとなり、短期地方債の金利が下落した場合は増額されます。残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債は、通常、金利上昇環境においては確定利付地方債市場を下回ります。これらの投資対象のその他の特定の側面に関する課税上の取扱い是不確実である可能性があり、規制上の変更は、スポンサー付償還請求権付入札利率債券が費用対効果の高い投資対象であり続ける能力に影響を及ぼす可能性があります。

優先証券に伴うリスク

優先証券への投資には、特別なリスクが伴います。優先証券には、発行体はその裁量により配当を一定期間または無期限に繰延べまたは停止することを許可する条項が付されることがあります。このため、優先証券は、配当の支払の繰延べまたは停止に起因して価値が著しく下落する可能性があります。

優先証券は、多くの場合、特定の税務上もしくは法律上の変更が生じた場合または発行体から要請があった場合は償還を可能にする条項に従います。かかる償還が行われた場合、ファンドは、同等の利益率で償還代金を再投資することができないことがあります。優先証券は、法人税および清算時の支払における優先順位の点で発行体の資本構成において確定利付証券に劣後するため、確定利付証券に比べより多くのリスクが伴います。優先証券は、普通株式、確定利付社債および米国債等のその他の多くの証券と比べ、取引頻度がより低く、取引高がより少なく、価格変動がより激しいまたは不安定である可能性があります。優先証券の市場価格は、金利変動の影響を受け、確定利付証券の価格と比べ、発行体の信用力の変化の影響をより大きく受けます。

イベント・ドリブン取引

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、資本再構成、スピンオフ、法人および財務のリストラクチャリング、訴訟またはその他の引き金として指向された状況を含む、「イベント・ドリブン」取引を行うことがあります。かかる投資対象は、多くの場合、分析が困難となります。かかる

投資機会には、関連する取引が成功しないか、相当な期間を要するか、または分配が行われる有価証券もしくはその他の金融商品の購入価格を下回る額の金銭もしくは新たな有価証券が分配されるというリスクが存在します。同様に、想定されるカタリストが予想外の結果をもたらし、または実際は発生しなかった場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、損失を甘受して投資対象を売却するか、または投資対象を保有し続け、最終的に当初の投資額を下回る額を回収することがあります。投資運用会社は適切なリスク管理戦略を用いる予定ですが、かかる戦略は、投資運用会社が予定する活動に内在するリスクから投資運用会社を完全に分離することはできません。更に、投資運用会社は、特定の状況において、関連する費用またはその他の関連する状況を理由にリスク管理戦略を実施できなくなり、または実施しないことを選択することがあります。

ダラー・ロール取引

投資運用会社はダラー・ロール取引を行うことがあり、かかる取引において、投資運用会社は、ファンドの勘定でモーゲージ・バック証券またはその他の有価証券を同日決済で売却し、著しく類似する有価証券（ただし同一の有価証券ではない）を後日決済で買い戻します。投資運用会社がファンドの勘定でダラー・ロール取引を行う場合、譲渡される有価証券または売却代金が投資される有価証券の市場価格の変動は、ファンドの純資産総額に影響を及ぼす可能性があります。このため、ダラー・ロール取引は、時折、実質的に借入れに相当し、レバレッジの形態を構成するとみなされることがあります。ダラー・ロール取引には、投資運用会社がファンドの勘定で交付することを要求される有価証券の純資産価格が当該有価証券の合意された買戻価格を下回るというリスクも伴います。また、カウンターパーティーが支払不能となった場合、投資運用会社によるファンドの勘定での代金の使用は、著しく類似する有価証券を購入する義務の履行を強制するか否かに関する決定がなされる時まで制限される可能性があります。

一般的な投資リスク

投資の損失リスクが存在すること

投資運用会社の投資アプローチが成功する旨のいかなる保証または表明も行われません。特に、投資運用会社の過去の実績は、必ずしもファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。いかなる投資にも当てはまることですが、ファンドへの投資が完全または部分的に失われるリスクが存在します。ファンドの勘定に多額の損失が発生する場合、その残存する資産ベースが減少し、ファンドの投資目的が達成される見込みが重大に損なわれます。投資運用会社によるリスク管理アプローチは、リスクを排除するのではなく、リスクを特定し、軽減することを目指します。したがって、投資運用会社の活動により、特定の状況において資本が喪失する可能性があります。

投資に分散性が欠如する可能性

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、特定の分散要件およびガイドラインに従いますが、本投資対象がかかる要件によって企図されていない方法で集中する可能性があります。投資対象のポートフォリオが比較的集中する場合、投資対象の価額は、高いボラティリティにさらされ、投資対象がより分散された場合に比べて単一の経済的、政治的もしくは規制上の事由の発生または単一の会社もしくは産業の先行きの影響を受けやすくなる可能性があります。

回転率によって追加の費用が生じること

ファンドの投資戦略により、投資運用会社は、投資対象を積極的に取引するよう要求されることがあります。更に、投資運用会社は、取引の実行において投資対象の回転率に関する制限を受けません。ファンドの投資目的および投資方針を考慮すると、投資対象の回転率は相当なものであり、かかる回転率により、多額の仲介手数料および仲介報酬が発生します。

投資における広範な裁量権

本書に規定される制限を除き、投資運用会社の投資裁量に制限はありません。したがって、投資運用会社は、ファンドの投資プログラムに広範な裁量権を有します。

評価リスク

投資対象は、信頼できる市場価格情報を有していないことがあり、内部で開発された価格決定モデル等の情報源に基づき評価されることがあります。信頼できる市場価格情報が存在しない資産の評価過程は、内在する不確実性に基づいており、結果として生じる価値は、当該資産に関して既存市場が存在している場合に使用されていた価値とは異なることがあり、当該資産が売却されること

ができる価格とは異なることがあります。特定の時期にかかる投資対象に付与された価値が、投資運用会社がファンドの勘定において最終的に実現することができる価値と同一であるという保証はありません。かかる評価困難な資産の評価過程により、受益者が受益証券の分配または買戻しに関して受領する金額に悪影響が及ぶことがあります。更に、投資運用会社は、確立された価値が受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社および投資運用会社が受領した報酬の計算に影響を与えることがあるため、かかる評価困難な資産の評価において相反に直面することがあります。

ファンドによるレバレッジの使用によって投資者に対するリスクが増加すること

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、本書に規定する制限に従い、投資運用会社が適切であると考えた金額および条件で借入金の形態ならびにレポ契約およびリバース・レポ契約、トータル・リターン・スワップ、先渡し、クレジット、デフォルト・スワップ、金利スワップ、オプション、先物、信用限度額およびその他の構造および証券の形態によるレバレッジの形態の負債を被ることがあります。かかるレバレッジは、投資対象の取得および資金調達、報酬および費用の支払ならびにその他の目的で使用されることができます。かかるレバレッジは、担保されるか、および／または無担保であり、ならびに、優先および／または劣後であることがあります。

レバレッジの使用が多いほど、純資産総額および基準価額に大きな変化が生じる可能性が高まります。したがって、投資対象の価値に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジが使用される範囲で増大します。投資対象に不利益にする市場における当該投資対象に関するレバレッジの使用による累積的な効果により、当該投資対象がレバレッジされていない場合よりも大きい損失を生じさせることがあります。更に、証拠金取引により、ファンドに帰属する利払い費用が生じます。投資運用会社は、様々な種類の金融上の約定を締結する広範な裁量権を有します。ただし、金融上の約定を特に有利な条件で得ることができるという保証はありません。

受益証券の買戻しに関する買戻金の支払に資金を手当するため、ブローカーと借入れの約定を締結することができます。かかる買戻金の支払後に残存する、ファンドの勘定で保有される資産は、払い戻されるまで、当該借入れにより設定されたレバレッジのリスクを負います。

システム・リスク

流動性または運営上の必要性を充足するために相互に依存する複数の大規模な機関による不履行によって信用リスクが生じることがあります。一つの機関による不履行により、他の機関による一連の不履行が生じる可能性があります。これは、「システム・リスク」と称されることがあり、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が関わる決済機関、銀行、証券会社および取引所等の金融仲介機関に悪影響を及ぼすことがあります。組織的な不履行により、ファンドおよびファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資を行うことを予定する証券の市場に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

マクロ・イベント・ドリブン・リスク

産業レベルのリスクは、経済が景気および信用循環の様々な段階を経て変動するにつれて推移します。信用循環の最終段階において、株式および信用市場は、将来のパフォーマンス、信用商品の不履行率および最終回収率に影響を与え得る特定のマクロ・ドリブン・リスクの影響を益々受けやすくなります。

投資運用会社は、様々な世界の環境下で会社および信用を慎重に調査しますが、すべての起こりうる不測の市場事由を予測することは困難であることがあります。投資運用会社は、異なる経済環境下で基本的な測定基準を監視し、信用を再評価し、新しい環境下で存続すると自らが判断する投資対象を保持する一方で、自らが最終的に不履行となる可能性があるとは判断する投資対象へのエクスポージャーを軽減します。ただし、投資運用会社がかかるマクロ・ドリブン事由から生じるボラティリティを回避または軽減することができるという保証はありません。

固有のメソッド

投資運用会社の投資戦略の特定の要素は、投資運用会社の固有のものであることにより、投資者は、投資戦略のすべての詳細を確認することができず、または、投資戦略がどの程度遵守されているか評価することができません。かかる戦略は、投資運用会社によって予測されない、一部の市況下におけるリスクを伴うことがあります。投資運用会社が利用する投資の隙間、裁定取引機会または市場非効率性は、投資運用会社および競合するアセットマネージャーまたは投資者が同一もしくは類似の方法で（利益を得られる機会に対して裁定取引を実行する傾向があります。）より規模の大きな資産グループを運用すること、または市況が変化することにより、時間と共に収益性が低く

なる可能性があります。投資運用会社が用いる戦略は、従来の投資方法より著しく大きなリスクおよび多額の取引コストを伴うことがあります。

有利なスプレッド、競争および供給で資産を取得する能力

受益者に当座の収益および資本増価がもたらされる潜在的な可能性は、主に、ファンドの勘定において有利な条件で投資対象を取得する能力に依拠します。投資を行うことができる特定の市場は、魅力的な投資機会に関して極めて競争が激しい市場です。ファンドの投資目的が充足される機会のみにおける投資対象を投資運用会社が特定し、または追求できる十分な数の適切な投資機会が存在する保証はなく、または、かかる投資機会によりファンドによる投資が完了するという保証はありません。魅力的な投資機会を特定し、完了し、かつ、実現する活動は、非常に競争が激しく、高度な不確実性を伴います。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資対象の取得につき多数のその他の投資者と競争を行いますが、その他の投資者の一部は、ファンドより多くのリソースを有していることがあります。適格投資対象に関する競争の増加または適格投資対象の利用可能な供給の削減によって当該投資対象の価格が上がり、したがって利回りが低くなる可能性があります。更に、投資機会の利用可能性は、通常、市況およびある場合において優勢である規制上の情勢または政治情勢に従います。したがって、魅力的な投資機会の特定は困難であり、高度な不確実性および競争を伴います。

執行リスクおよび取引ミス

グローバル市場でプラスのリターンを追求するため、投資運用会社のファンドの勘定における取引戦略および投資戦略は、複数の商品、複数のブローカーおよびカウンターパーティーならびに複数の戦略を必要とします。その結果、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が採用する取引戦略および投資戦略の執行において、多くの場合、カウンターパーティーと交渉した条件（デリバティブの使用等）に基づいて、取引、大量の取引、複雑な取引、実行困難な取引を速やかに執行すること、および、あまり一般的でなく、または新しい手段を伴う取引を執行することが要求されます。それぞれの場合において、投資運用会社は、最良の執行を目指します。ただし、大量であること、ならびに複雑性および関連する世界的な多様性を考慮すると、遅延、誤りならびにブローカーおよびカウンターパーティーとの連絡ミスが発生し、ファンドの勘定において損失が発生する可能性があります。かかる状況において、投資運用会社は、ファンドの勘定において、責任を負うべきブローカーおよびカウンターパーティーに対する潜在的な損害請求のメリットを評価し、管理会社の事前の書面による同意を得た上で、かかる当事者らにより被った損失を取り戻すことを目指します。

システムおよび運営上のリスク

受益者は、ファンドの活動に関する適切なシステムを開発および実行するため、投資運用会社に依拠します。投資運用会社は、多数かつ多様な市場においてファンドの勘定で取引を執行し、決済し、かつ清算するため、特定の有価証券を評価するため、投資対象および資本を監督するため、および投資運用会社の活動を監督するために必要不可欠なリスク管理およびその他の報告書を作成するために、財務データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに日々大きく依拠します。更に、投資運用会社は、ファンド、投資運用会社、その関連会社および受益者に関する機密情報を保存するため、情報システムに依拠します。投資運用会社の一部の活動は、第三者（プライム・ブローカー、管理事務代行会社、市場取引相手およびその他のサービス・プロバイダーを含みます。）によって運用されるシステムに依拠し、投資運用会社は、かかる第三者によるシステムのリスクまたは信頼性を確認する立場にありません。投資運用会社、プライム・ブローカー、管理事務代行会社、カウンターパーティー、取引所および類似の決済および清算機関ならびにその他の当事者によって採用されるシステムの故障により、取引の確認または清算に誤りが生じるか、または、適切に登録されていないか、評価されていないか、または、計上されていない取引に誤りが生じる可能性があります。投資運用会社の運営に混乱が生じることにより、特に、財務上の損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制上の介入またはファンドの勘定における風評被害が生じることがあります。上記のいずれかの不履行または混乱は、受益者の投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

破産および関連リスク

一般的な信用リスク

ファンドの勘定で行為する投資運用会社が購入するローンおよびその他の債券関連商品または債券関連証券には、裏付けとなる借入人が要求された支払を行うことができず債務不履行に陥るリスクが伴います。投資運用会社がファンドの勘定で購入するローンまたはその他のかかる債務関連商品もしくは債券関連証券は担保により保証されることがありますが、ファンドは、債務不履行および担保権執行により生じる損失を被る可能性があります。そのため、裏付けとなる担保の価値、借入人の信用度および先取特権の優先順位がそれぞれ非常に重要となります。投資運用会社は、投資対象の保護の適切性について保証することはできません。更に、投資運用会社は、強制権を妨げるような請求が申し立てられないと保証することはできません。担保権が執行された場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、原資産の直接所有権を取得することがあります。資産の売却による清算金ではローンの元利金の残高全額を支払うことができず、ファンドの勘定に損失が生じる場合があります。ローンの担保権執行の効力の発生または原資産の清算に伴い経費または遅延が発生した場合は、キャッシュフローがより一層乱れることになり、手取金が減少し、ひいては損失が拡大します。

破産手続に伴うリスクによりファンドの投資が影響を受ける可能性

投資対象に関して生じるおそれのある、破産手続に特有の重大なリスク（債権者の権利および破産手続において資産の請求を行うことができるか否かに悪影響を及ぼしうる破産に関する法律、規制および手続が改正される可能性ならびにこれらの解釈を含みます。）は数多く存在します。第一に、破産における事象の多くは、紛争中の事項および対審手続の所産であり、債権者の支配の及ぶものではありません。第二に、破産申請が企業に及ぼす影響は、当該企業に永久的に悪影響を及ぼすものとなる可能性があります。第三に、破産手続の期間を予想することは困難です。第四に、破産手続に関連する管財費用は高額であることが多く、債権者に対して返済が行われる前に債務者の財産から支払がなされる場合があります。第五に、破産法は、会社更生において債権の区分を決定するにあたり、「実質的に同一」である債権の区分を設けることを認めています。区分の基準がいまいであることにより、投資運用会社がファンドの勘定で保有する有価証券のクラスに関する、ファンドの勘定で行為する投資運用会社の影響力が当該クラスの債権数および債権額の増加分だけ失われるリスク、またはかかる影響力が異なる区分および扱いにより失われるリスクが存在します。第六に、多くの場合、破産手続の早い段階では、申立てがなされるであろう条件付請求およびかかる請求が債権回収に及ぼす影響の規模を予測または特定することは困難です。第七に、特に破産手続の開始前に行われた投資の場合、債権者が債務者を「支配および統制」しており、かつ、その他の債権者がかかる行為により損害を被ったことを立証することが可能な場合には、かかる債権者は自らの地位および優先順位を失う可能性があります。第八に、法律により優先される特定の債権（例えば、租税債権）が著しく多額となることがあります。第九に、財務の再編を行っている発行体の債務は、ほとんどの場合、現時点での利息が支払われませんが、再編中も利息が発生しないことがあり、発行体のファンダメンタル価値の下落により悪影響を受ける可能性があります。最後に、破産裁判所は、異議を唱える債権者または債権者組に係る会社更生計画または清算計画を承認することがあり、かかる債権者は、かかる計画に定められる債権者の債権の取扱いにより拘束されます。

債権者委員会への参加によりファンドが他の原因に基づく責任にさらされる可能性

ファンドを代理する投資運用会社は、経営困難に陥った企業（破産に至った企業の場合もあれば破産に至っていない企業の場合もあります。）の経営について交渉するために債権者により組織された委員会に参加することがあり、またはファンドの勘定で行為する投資運用会社は、組織再編に関する事項に関して債務者との直接の交渉を試みることがあります。投資運用会社が債権者委員会に参加した場合、委員会の参加者は、おそらく、各個人の最善の利益に適う結果を引き出したいという意向を持つであろうと考えられるため、かかる手続においてファンドの勘定に最も有利な結果を引き出すことができるという保証はありません。かかる委員会に参加することにより、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、委員会に代理されるその他の債権者に対して義務を負うものとみなされる場合があるため、ファンドは、投資運用会社の行為に異議を唱えるかかるその他の債権者に対して責任を負う場合があります。

貸し手責任の勘案および衡平に基づく劣後化によりファンドの投資に関する権利が影響を受ける可能性

特定の状況において、米国における判決は、様々な発展途上の法理論（「貸し手責任」と称されることがあります。）に基づき貸付人または債券保有者を相手取り訴訟を提起する借入人の権利を

認容しています。一般に、貸し手責任は、機関貸付人または機関債券保有者が、借入人もしくは発行体に対して負う誠実義務および公正取引義務（黙示の義務であるかまたは契約上の義務であるかを問いません。）に違反したという前提、または借入人もしくは発行体もしくはそれらの他の債権者もしくは株主に対して負う忠実義務の発生を伴う一定程度の支配権を借入人もしくは発行体に対して有していたという前提のもとに成り立ちます。

前述の説明は、米国の連邦法および州法の法理に基づくものです。米国外の発行体が発行した債務の場合、特定の外国の法域の法律により、上記の状況に類似する事実状況の下では貸付人または債券保有者に責任が課されることがありますが、その影響については、米国の連邦法および州法に基づく上記の影響に類似することもあるれば、類似しないこともあります。

貸し手責任請求の根拠となる場合のあるコモン・ローの法理に基づき、貸付人が、①借入人もしくは発行体の他の債権者の不利益になるように、当該借入人もしくは発行体を過少資本に陥らせる措置を意図的に講じた場合、②かかる他の債権者の不利益になるように、その他の不衡平な行為を行った場合、③かかる他の債権者に関して詐欺を行った、もしくは不実表示を行った場合、または④かかる借入人もしくは発行体の他の債権者の不利益になるように、借入人もしくは発行体を支配および統制すべく株主としての影響力を行使した場合、裁判所は、違反した貸付人または債券保有者の債権よりも、不利益を被ったまたは複数の債権者の債権を優先することを選択することがあります（「衡平に基づく劣後化」と称する救済）。投資運用会社がファンドの勘定でかかる行為を行った場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、債務者の債権者から、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が保有する債務について衡平に基づく劣後化を行うべきであるとする請求を受ける可能性があります。

その他の投資リスク

詐欺

ローン、手形、債券またはその他の有価証券もしくは商品への投資に関する主な懸念事項は、売主側に重大な不実表示または不作為が存在する可能性です。かかる不正確性または不完全性は、ローン、手形、債券またはその他の有価証券もしくは商品の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資を行う場合に合理的な範囲で売主およびその代理人による表明の正確性および完全性に依拠しますが、かかる正確性または完全性を保証することはできません。一定の状況において、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に対しなされる支払は、かかる支払または分配が詐欺的譲渡または偏頗弁済であったと後日判断された場合は返還を要求される可能性があります。

詐欺およびその他の欺瞞的慣行は、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資する特定の会社の上級管理職によってもなされる可能性があります。これは、投資運用会社が行うかかる会社のデュー・デリジェンスを害する恐れがあり、かかる詐欺が発覚した場合は、本投資対象の評価に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、金融詐欺が発覚した場合は、市場全体のボラティリティが影響を受け、投資運用会社の投資プログラムは悪影響を受ける可能性があります。金融詐欺は、本投資対象を裏付けるレートまたは指数に影響を及ぼす可能性もあります。

偶発債務

投資運用会社は、随時、本投資対象に関連してファンドの勘定で偶発債務を負担することがあります。例えば、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、未引出残高のあるリボルビング与信枠を貸付人から購入することがあります。借入人がその後当該与信枠から借入れを行った場合、投資運用会社は、ファンドの勘定で支払金額を調達する義務を負います。

流動性の低い投資対象

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、非投資適格のローンおよび債券に投資することがあり、これらは譲渡に関する法律上またはその他の規制に従う可能性があり、また上場有価証券と比べて流動性が低くなる可能性があります。これらの市場価格（もしあれば）は、変動性が高くなる傾向があり、即時に確定されない可能性があり、投資運用会社は、希望する時にこれらをファンドの勘定で売却できないことがあり、また売却できた場合でも自らが公正価値と考える額で換金することができないことがあります。制限付証券および流動性の低い有価証券の売却は、多くの場合、国内の証券取引所において取引適格性を有する有価証券を売却する場合と比べ、より多くの時間を必要とし、ビッド／オファーのスプレッドを拡大し、その他の売却費用を必要とします。投資対象の流動性が低くなった場合、投資運用会社は、ファンドの勘定でかかる投資対象を即時に処分できないことがあり、場合によっては、かかる投資対象の処分が契約上特定期間禁じられる可能性があ

ります。制限付証券は、転売制限に従わない類似の有価証券を下回る価格で売却される可能性があります。

迅速な取引

投資運用会社による投資分析および投資判断は、多くの場合、投資運用会社がファンドの勘定で投資機会をうまく利用できるよう迅速に行われます。かかる場合、投資判断を行う際に投資運用会社が入手できる情報は限られる可能性があり、投資運用会社は、投資機会の十分な評価を行うために必要となる詳細情報を入手できないことがあります。また、投資運用会社は、予定する投資の評価につき独立コンサルタントに依拠することがあります。かかるコンサルタントがかかる投資を正確に評価するという保証はありません。

本投資対象の保有期間

投資運用会社は、満期日が事前に設定される特定のオプションまたはデリバティブ・ポジションの場合を除き、投資時に特定のポジションの最大保有期間を認知しておらず、または（最適な保有期間ではなく）予定保有期間でさえ認知していないことがあります。ポジションの保有期間の長さは、ファンドの勘定で利益を増大し、または損失を縮小する目的でポジションを清算するに適切となる時点に関する投資運用会社の主観的な判断により、著しく変化する可能性があります。投資運用会社がファンドの勘定で行う取引の多くは、様々な異なる商品または市場における関連ポジションを同時またはほぼ同時に取得する可能性があります。多くの場合、これらのポジション間の価格偏差を利用できる可能性を最大にするには、時折数か月から1年以上にわたる極めて長い保有期間を要します。実際の保有期間は、価格の収束を促し、または妨げる多くの市場要因に左右されます。ファンドの勘定で行う投資運用会社が、特定のポジションまたは一連の関連するポジションを、かかるポジションによる予想利益を実現するためまたはかかるポジションによる損失を回避するために必要となる期間だけ保有できるという保証はありません。

市況および規制環境に関するリスク

追加の政府規制または市場規制

過去10年間における市場の途絶およびオルタナティブ投資戦略に配分された資本の劇的な増加により、オルタナティブ投資ファンドおよび金融サービス業界一般に対する政府および自主規制機関による検査が強化されています。ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）および類似の法律等の特定の法律が国際的に導入されています。ドッド・フランク法およびその他の類似の法律の、ファンド、投資運用会社、投資運用会社が取引および投資を行う市場または投資運用会社がファンドの勘定で取引を行うカウンターパーティーに対する最終的な影響を予測することは困難です。一切のかかる法律または規制は、ファンドに帰属する潜在的利益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、受益者の身元に関して透明性を向上させることを要求します。

現在の市場リスク、市場の混乱および政府介入

世界的な金融市場は、過去の数年間において、著しいボラティリティおよび不確実性を生じさせた全面的かつ根本的な混乱を経験しました。市場が混乱した場合および過去の価格関係が重大に歪められるその他の例外的な事由が生じた場合、ファンドの勘定において重大な損失を被ることがあります。価格の歪みから生じる損失リスクは、混乱した市場において多数のポジションが流動性を欠くという事実によって一層大きくなり、市場の動きに反したポジションを手仕舞いすることが困難または不可能になります。混乱した市場において、銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーから入手できる融資金は、通常減額されます。かかる減額により、ファンドの勘定において重大な損失を被ることがあります。市場の途絶により、ファンドの勘定において劇的な損失を随時被ることがあり、かかる事由により、前例のないボラティリティおよびリスクに関して遂行されるその他従来の低リスク戦略を用いる可能性があります。

近年の市場の途絶により、広範囲かつ前例のない政府介入も行われる場合があります。将来の政府介入により、投資商品の評価が急激かつ重大に変化することがあります。政府による介入は、現在の経済状況および政治的検討事項に関して不確実性を内包します。

多くの国は時として空売りを禁止され、かかる禁止により、多数の市場参加者がその戦略を継続して実行すること、または、自らのオープン・ポジションのリスクを管理することが不可能となります。空売りに対する一切の継続的な規制上の制限により、投資運用会社の、ファンドの勘定でその戦略を実行する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

ドッド・フランク法および国内および海外におけるその他の法律（以下「新規則」といいます。）は、過去において規制されていない市場、市場参加者および金融商品を規制することを目指し、多数のその他の市場、市場参加者および金融商品に関する規則を実質的に変更します。新規則における多数の規定が、効力発生前に適用ある規制機関が米国以外の国において規則制定を行うか、または、これに相当する行為を行うことを要求するという事実により、新規則が投資運用会社および投資運用会社がファンドの勘定で取引および投資を行う市場に及ぼす最終的な影響を予測することは困難です。新規則により、ファンドの勘定で採用されるか、または、ファンドの勘定で行為する投資運用会社がその他従事することができ、実行不可能となるか、もしくは、実行が非経済的な特定の投資戦略が用いられる可能性があります。新規制は、ファンドの潜在的利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

ドッド・フランク法の構成要素である「ボルカー・ルール」は、銀行、銀行持株会社およびその他の規制された法主体による投機的な自己勘定取引を実質的に制限します。その結果、私募ファンドに、従前は制度上の自己勘定で取引していた新規のポートフォリオ・マネージャーが著しく流入しています。かかる流入により、ファンドと同じ投資セクターで取引を行う他の有能なポートフォリオ・マネージャーとのファンドに関する競争が増えることが予想されます。

いかなる暫定的もしくは恒久的な追加政府規制が市場に課される可能性があるか、および／または、かかる規制が投資運用会社の戦略に及ぼす影響を予測することは不可能です。

情報公開法

投資運用会社が、米国情報公開法（以下「FOIA」といいます。）、政府公的記録の公開に関する法律、その目的もしくは効力につきFOIAに類似するいずれかの州もしくはその他の法域の法律またはその他の類似の法定要件もしくは規制上の要件により、受益者またはその関連会社が、受益者、その関連会社および／または投資が行われる一切の法主体に関する情報を公開することを要求されることがある旨を誠実に決定する限りにおいて（かかる開示は、例えば、魅力的な投資機会を探す際に、ファンドの勘定で行為する投資運用会社の競争上の優位性に影響を及ぼす可能性があります。）、投資運用会社は、かかる潜在的な開示を防止するために、当該受益者に別途提供される情報のすべてまたは一部を留保することができます。

ユーロ圏債務危機

投資対象および投資運用会社の投資パフォーマンスは、ファンドの勘定において、ユーロまたはユーロ圏に関連する経済的または財政的な事由により影響を受けることがあります。

ユーロ圏の国の借入コストが増加し、一部の国が（任意であるか、または、非任意であるかを問わず）ユーロ圏を離脱するというリスクに加えて経済的な危機に直面するリスクが高まることにより、投資運用会社の投資活動にマイナスの影響が及ぶことがあります。更に、ユーロ圏のソブリン債危機が再燃する可能性があるという懸念により、一または複数のユーロ圏の国が自国通貨を再導入することになるか、または、より極端な状況においては、ユーロが完全に消滅することになる可能性があります。一もしくは複数のユーロ圏の国によるユーロ離脱もしくは離脱のリスクおよび／または通貨としてのユーロを放棄することにより、ファンドの勘定に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

米国に関連しないリスク

米国以外の諸国への投資に伴う特定のリスク

米国以外の諸国への投資には政治的および経済的な検討事項が伴い、これらは米国内への投資と比べリスクを増大します。かかるリスクには、特に、以下に関するより大きなリスクが含まれます：収用、国営化ならびに全般的な社会的、政治的および経済的不安定性、かかる国々の証券市場が比較的小規模であり、取引高が少ないこと（流動性を欠く可能性および価格の変動を招きます。）、通貨間の為替レートの変動および換金に伴う費用、源泉徴収税およびその他の税金の課税、ならびに投資運用会社がファンドの勘定で利益を得る投資機会を制限する可能性のある特定の政策。その他のリスクには、以下が含まれます：①公開情報がより少ないこと、②政府による規制および監視の水準が様々であること、ならびに③米国外諸国の法域において法的権利を行使することが難しいこと、ならびに法律の地位、解釈および適用に関する不確実性。法的環境および規制環境（特に倒産および会社更生に関するもの）も異なる可能性があります。財務会計、監査および財務報告書開示に関する基準、実務および要件もまた、米国の会社に適用されるものとは異なる可能性があります。かかる発行体に関する公開情報は、より少なくなる可能性があります。

米国外諸国の市場はまた、決済方法が異なる可能性があり、特定の市場においては決済が有価証券の取引高に追いつかず、かかる取引が困難となる場合があります。決済の遅延は、ファンドの勘定で保有されている資産が投資されず、リターンが一切得られない期間を招く可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が決済の問題または仲介者の不履行リスクに起因して意図する取引を行えなかった場合、投資運用会社は、ファンドの勘定で利益を得る投資機会を失うことがあります。決済の問題により投資対象を処分できないことは、その後の当該投資対象の価格下落によりファンドの勘定に損失が生じるか、またはファンドの勘定で行為する投資運用会社が有価証券を売却する契約を締結していた場合は、買い手に対する債務が発生する可能性があります。米国外諸国の有価証券の売買に伴う取引費用（仲介手数料、税金および保管費用を含みます。）もまた、通常、米国での取引に伴う費用と比べて高額になります。更に、米国外諸国の金融市場は、一般的に取引高が増加しているものの、その大部分において米国市場の取引高を著しく下回っており、多くの米国外諸国の会社の有価証券は、米国内の類似の会社の有価証券と比べて流動性が低く、その価格は変動性がより高くなっています。

米国外諸国の経済もまた、国内総生産の成長、インフレ率、為替レートの変動、減価償却、設備投資、資源自給率および国際収支ポジション等に関して、米国経済とは異なる可能性があります。

米国外諸国の有価証券および通貨

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、本投資対象の一部を米国外諸国の発行体の有価証券または米貨以外の通貨建ての有価証券に投資することがあります。米国外諸国（新興市場を含みますが、これに限りません。）の有価証券および／または通貨への投資には、米国の有価証券への投資と比べ、為替レートの変動、為替管理、公開情報がより少ないこと、市場変動性がより高いこと、規制がより少ないこと、不利な税務規定（源泉徴収税を含みます。）、政治上の事由、戦争または収用に起因して、より大きなリスクが伴います。特に、米国外諸国の発行体のポートフォリオ証券のドル換算額は、海外の市況および経済情勢の変動ならびに相対的通貨価値の変動に応じて変動します。

米国外諸国の法的リスク

米国外諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、貨幣価値の下落、資産再投資、資源自給率および国際収支ポジション等に関して、米国経済とは異なる可能性があります。更に、一部の米国外諸国の経済は、国際貿易への依存度が非常に高いため、当該国の取引相手方諸国により課されるまたは取り決められる貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値の管理調整およびその他の保護貿易措置によりこれまで悪影響を受けており、今後も受け続ける可能性があります。米国外諸国の一部の経済は、大部分が数少ない産業のみに基づくものとなっており、交易条件の変動の影響を受けやすく、債務またはインフレの水準がより高くなる可能性があります。

米国外諸国（特に発展途上国）における民間投資および米国外諸国への投資、証券取引、債権者の権利ならびにその他の契約上の関係を支配する法律の多くは、新しく、大部分が検証されていません。このため、ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾する法律、不完全、不透明かつ頻繁に改正される法律、その他の市場参加者側の規則の無視または違反、法的救済に関する確立されたまたは有効な手段の欠如、先進市場の標準的実務および秘密保持慣行の特性の欠如ならびに既存の規則が施行されないことを含む、多くの特異なリスクにさらされることがあります。これらのリスクがファンドの勘定および取引に重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。

米国外諸国の税金

一部の国の源泉からファンドの勘定で受領される利益は、当該国により課税される源泉徴収税その他の税金により減じられる可能性があります。場合によっては、かかる源泉徴収税は、かかる本投資対象が受益者により直接保有されていた場合と比べ、高額になる可能性があります。また、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が取得時に源泉徴収税その他の税金が課税されない金融商品に投資した場合であっても、適用ある法律、協定、規則もしくは規定またはこれらの解釈の変更により、ファンドがその後も源泉徴収税その他の税金が課税されないという保証はありません。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、可能な場合は関連する源泉徴収税を最小限にするまたは課税されないようにすることを目的とする方法で投資対象を構築することがありますが、かかる戦略が成功するという保証はありません。投資運用会社がファンドの勘定で行う取引は、取引ごとの消費税その他の税金が課税される可能性があります。

投資運用会社への依拠

ファンドの投資方針およびファンドの勘定により構築される投資対象の成功等は、かかる投資対象の選定およびパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に大いに左右されます。投資者は、投資対象に関する経済情報、金融情報その他の情報を自ら評価する機会を与えられません。投資運用会社が成功をもたらすという保証はありません。また、投資運用会社の重要人物の死亡、就労不能または退職は、本投資対象の運用成果、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

新興市場

本投資対象は、ファンドの勘定で、直接または間接的に新興市場への投資を行うことがあり、かかる投資は高いリスクを伴います。そのため、投機的であるとみなされる必要があります。かかるリスクには、（a）収用、重税、国営化ならびに社会的、政治的および経済的不安定性の大きなリスク、（b）新興市場の発行体の証券市場が現在小規模であり、取引高が少ないか存在しないこと（流動性を欠く可能性および価格の変動を招きます。）、（c）投資機会を制約する一定の国策（関連する国家金利および／もしくは活動における取引に感応するとみなされる発行体または業界への投資に関する制約を含みます。）ならびに（d）民間または外国投資および私的財産を支配する整備された法制度の欠如、を含みます。

ファンドの投資目的の達成

ファンドの投資目的が成功するという保証または表明はなされていません。ファンドの勘定で行う投資運用会社がその投資目的を達成するという保証はできません。

政治上、規制上、決済および保管のリスク

本投資対象の価値は、国際的な政治上の出来事、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および通貨の本国送金に関する制約、通貨変動ならびに投資対象諸国の法令におけるその他の進展等の不確実性による影響を受けることがあります。さらに、投資が行われる特定の諸国の法的基盤ならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場に通常適用されるものと同等程度の投資者保護または情報を投資者に提供するものではない可能性があります。ファンドの勘定で行う投資運用会社は取引、決済および保管制度が十分に構築されていない市場に投資を行うことがあるため、受託会社は何らの責任も負わない状況において、かかる市場で取引され、かつ、副保管会社への委託がなされる本投資対象はリスクにさらされることがあります。

ファンドの過去のパフォーマンスの欠如

ファンドは、新たに設立されるものであり、かつ、見込まれるパフォーマンスの評価の際に投資者が拠り所とする運用歴はありません。

分配

分配が利用可能な収益を上回る範囲において、分配は実質的に投資者の当初資本またはキャピタル・ゲインのリターンとなりえ、そのため当初資本が減ることがあります。この可能性の帰結として、資本の保全を追求する投資者は、資産価値の目減りだけでなく分配による投資者の資本のリターンによっても投資対象の価値の下落が生じる可能性がある旨検討することが強く推奨されます。

償却原価法

投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがあります。

会計、監査および財務報告基準

ファンドが投資を行う諸国の一部において、会計、監査および財務報告基準が米国および欧州連合の会社に適用されるものと比べて広範囲にわたるものではないことがあります。

評価リスク

ファンドの勘定で行う投資運用会社は、ファンドに帰属する資産の一部を非流動的または非上場の本投資対象に投資することができます。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れません。評価プロセスから生じた見積りが投資対象の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はありません。

ファンドの繰上償還

ファンドの設立経費は、当該ファンドの最初の5会計期間にわたり償却されます。ファンドが最初の5会計期間よりも前に終了した場合、当該経費は基準価額の低下によるものとして直ちに費用勘定につけられることがあります。繰上償還が発生した場合、受益者は結果的に損失を被ることがあります。

流通市場の不在

本受益証券の流通市場は存在しないことが予想されます。したがって、受益者は、買戻しによってのみ、自己の本受益証券の処分を行うことができます。関連する買戻請求日から関連する買戻日までの期間の間に自己の本受益証券の買戻しを請求する受益者が保有するコースの本受益証券に帰属する基準価額の下落に係るリスクは、買戻しの請求を行う受益者が負います。

換金性等が制限される場合

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ②基準価額の計算の停止」に記載されたとおり、一定の状況において、純資産総額の計算および受益証券の買付け・買戻し（換金）を停止し、また受益証券の買戻請求を行った者に対して買戻代金の支払について延期することができます。かかる場合には、ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場が形成され、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部を含みます。受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、かかる停止による受付中止の前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、かかる買戻請求は、買戻停止を解除した後の最初の翌買戻日まで繰り越され、受益証券は、基本信託証書の規定に従い、当該買戻日の当該コースに適用ある買戻価格により買い戻されます。

買戻しに関して考えられうる影響

受益者による受益証券の重要な買戻しにより、投資運用会社は、買戻しの資金調達を行うために必要な現金を工面するために望ましいとされる場合よりも早急に、ファンドの投資対象を清算する必要があることがあります。

将来的な規制上の変更に関する予測の不可能性

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な制定法、規制および証拠金要件に従います。有価証券およびデリバティブに係る規制は、法律の変更が著しい分野であり、政府および司法行為による改正の対象となります。ファンドへの将来的な規制上の変更による影響を予測することは不可能ですが、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

無保証

ファンドは、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいません。また、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもあります。投資運用会社は、安定的な基準価額の維持に努めますが、安定的な基準価額の維持は保証されていません。ファンドは、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

当初設立期間

投資対象は、新たに拠出される資産のうち当初の投資に関係する一定のリスクが発生する当初設立期間に従うことがあります。さらに、当初設立期間は、本投資対象の一または複数のポートフォリオの分散の度合いが投資対象の完全約定型のポートフォリオまたはグループ型ポートフォリオのリスクよりも低い点において、特別なリスクも示します。投資運用会社は、完全約定型のポートフォリオへの移行に関し異なる手順を用いることがあります。これらの手順は、市場の判断に部分的に基づくものです。これらの手順が成功するという保証はできません。

クロス・コース・ライアビリティ

受益証券が異なるコースで発行される場合、受益証券の1つのコースの保有者は、他のコースの資産に関して何らの権利も有しません。ただし、本受益証券の特定のコースの債務が当該コースに

帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は、受益証券のその他のコースに帰属する資産に対する遡求権を有することがあります。

決済不履行

受益証券は取引日を参照して申し込まれかつ発行されます。しかし、公募証券の申込人は、かかる取引日から起算して5取引日目に、初めて自己の申込みの決済を要求されます。投資者があるコースの受益証券に関し、支払期限が到来した時点で申込金額の決済ができなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は、不履行投資者の、不履行決済の対象となった受益証券を取り消すことができます。不履行投資者が受益証券を申し込んだ取引日から不履行投資者の受益証券が取り消された日までの間に同一コースの受益証券を申し込んだ投資者および既存受益者は、不履行投資者の受益証券申込みが受諾されなかった場合に比べて、自己の受益証券に関して高い受益証券1口当たりの申込価格を支払う結果となること、または、自己の受益証券に関して低い受益証券1口当たりの申込価格を支払うことにより恩恵を受けることがあります（かかる場合、同一のコースの受益証券を保有する既存受益者は自己の受益証券の価値について希薄化を被ります。）。同様に、かかる期間中に同一コースの受益証券を買戻しのために提出する受益者は、かかる不履行決済が起こらずに買戻しを行っていた場合に比べて、低い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあり、または、高い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあります。後者の場合には、同一コースの受益証券を保有するすべての残存受益者が自己の受益証券の価値について希薄化されることになります。決済不履行があっても、発行もしくは買い戻される受益証券口数または受益者が支払うもしくは受け取る受益証券1口当たりの申込価格もしくは本受益証券1口当たりの買戻価格に対する調整は行われませんので、結果として、決済不履行により受益者が不利な影響を受けるおそれがあります。

上記のリスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明として示すことを意図したものではありません。投資予定者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書を熟読し、自らの専門アドバイザーと協議する必要があります。

（2）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、運用部門、コンプライアンス部門及びリスクの管理部門によるそれぞれ別個の確認体制を通じて法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

ファンドは、ヘッジ目的およびそれ以外の目的のためにデリバティブ取引等を行っています。ファンドは、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理しています。

(3) リスクに関する参考情報

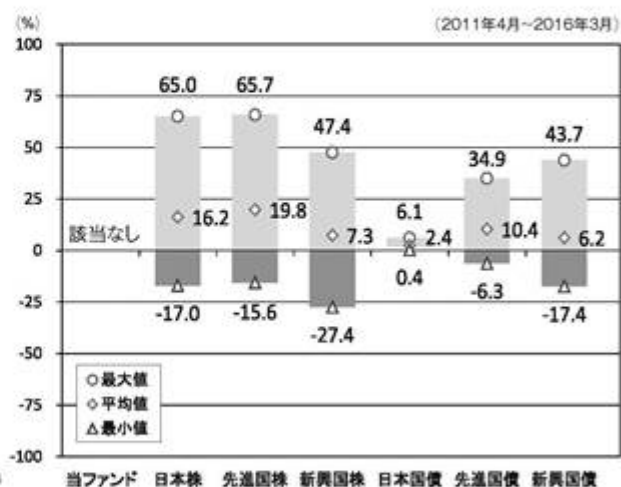
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

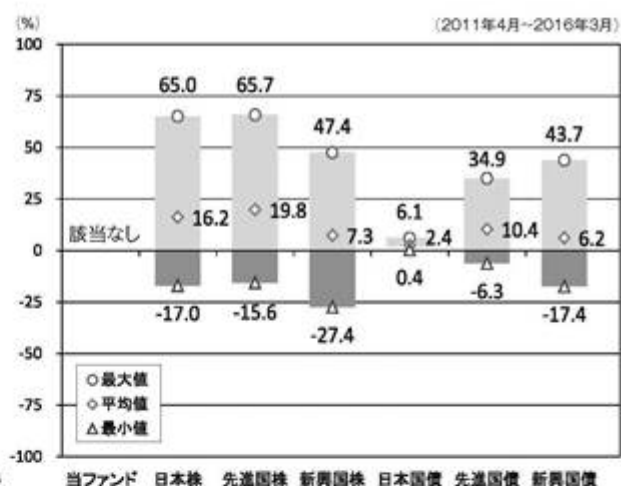
[米ドル・コース]



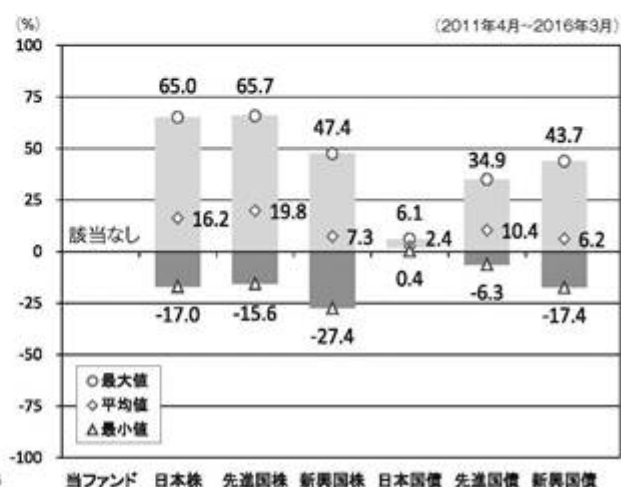
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



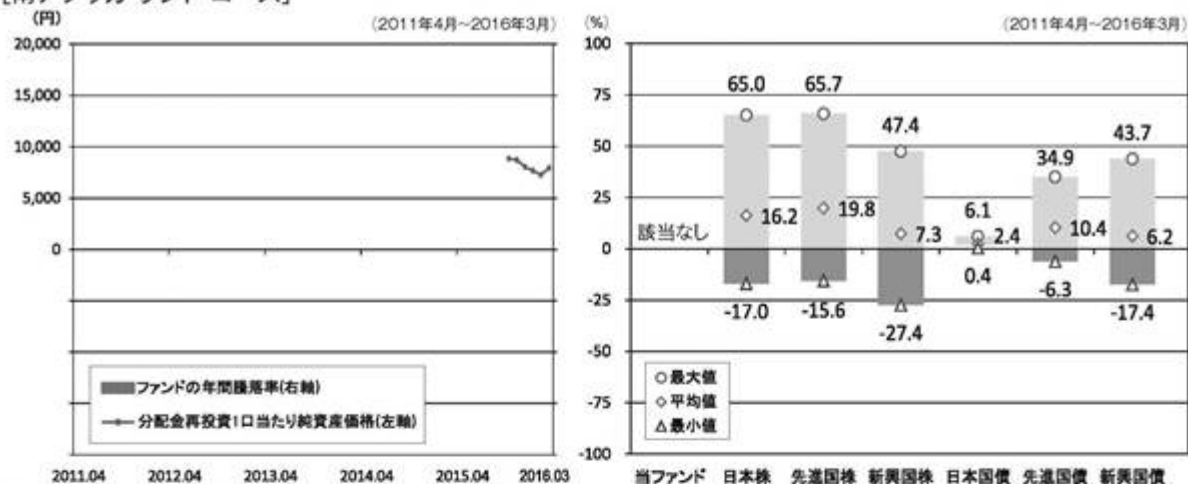
[豪ドル・コース]



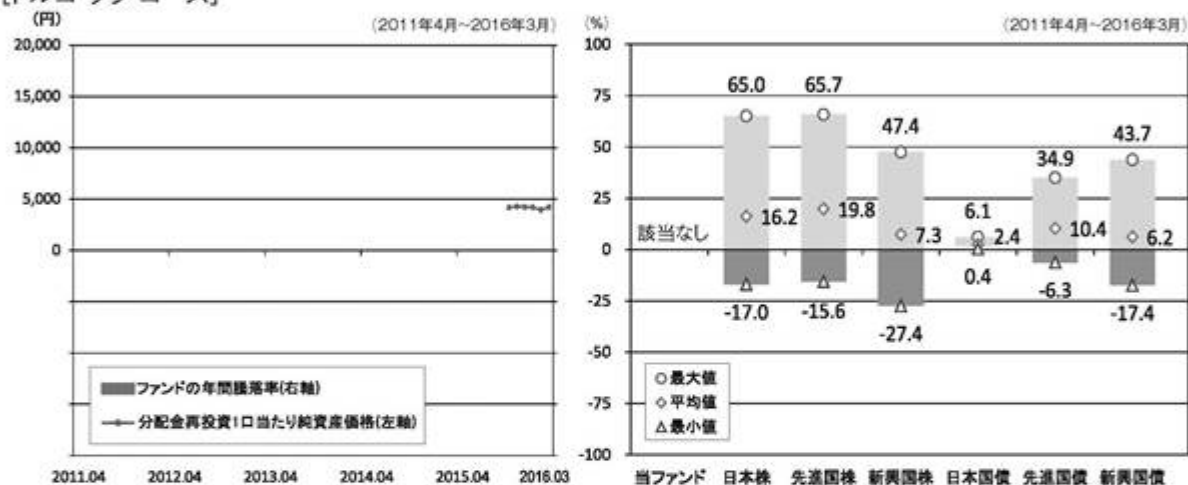
[NZドル・コース]



〔南アフリカ・ランド・コース〕



〔トルコリラ・コース〕



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

（注）上記のグラフにおいては、円換算した1口当たり純資産価格をもとに計算しています。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の3%（適用される消費税の額を除きます。）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

② 日本における申込手数料

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.08%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.54%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(2) 【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されません。

② 日本における買戻し手数料

日本における買戻し手数料は、徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

ファンドには、以下の管理報酬等がかかります。管理報酬等は、各コースの純資産総額で按分して負担されます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から年間10,000米ドルの固定年次受託報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。受託会社が、ファンドに関する事項につきいずれかの年に20時間を超える時間を費やすことを要求される場合、かかる労働に関する請求は、受託会社の標準時間報酬率に従って1時間単位で行われます。

受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドの資金または借入れについて銀行、貸主または資金提供者として行為する場合には、かかる者は、当該地位において、通常の銀行および貸付収益を留保する権利を有します。受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドに関するいずれかの投資対象の売買のブローカーとして行為する場合、かかる者は、当該地位において、通常のブローカー収益を得る権利を有し、かつかかる業務についての通常の手数を課すことができます。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.02%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

管理報酬は、ファンドの資産の運用・管理業務の対価として管理会社に支払われます。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.525%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

投資運用報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、該当するコースに帰属する資産から米ドル・コース受益証券に関してコースの純資産総額の年率0.07%を上限とする報酬ならびにヘッジコースに関して、ヘッジコースに帰属するコースの純資産総額の年率0.10%の報酬（年間45,000米ドルを最低額とします。）を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

資産保管報酬

資産保管会社は、ファンドの資産から、保管報酬を受け取る権利を有し、ファンドを代理して行った証券取引および現金取引に関して報酬を受け取る権利を有します。

資産保管報酬は、ファンドの資産保管業務の対価として資産保管会社に支払われます。

管理会社代行サービス報酬

管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコースの純資産総額の年率0.35%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

管理会社代行サービス報酬は、ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコース純資産総額の年率0.65%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

代行協会員は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコース純資産総額の年率0.10%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、更に、以下を含みますがそれらに限られない、直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。

- ・ ファンドの資産および収益に対して支払われる可能性のあるすべての税金。
- ・ ファンドのポートフォリオにより保有されている証券を含む取引に関して支払われる通常の銀行手数料。
- ・ 券面の印刷費用、ならびに信託証書、および管轄当局（現地の証券業協会を含みます。）に届出られるまたは日本の投資者に配布される有価証券届出書および目論見書を含む、ファンドに関するその他すべての文書の作成または届出および印刷にかかる費用。
- ・ 年次報告書および半期報告書、ならびに適用ある法律または規則に基づき必要とされることがあるその他の報告書または文書を、ファンドの受益者のためにまたはファンドの受益者の実質的所有者のために必要な言語により、作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益者またはファンドの受益証券の実質的所有者に対する公告を作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益証券の販売促進費用（公表を含みます。）。
- ・ 法的、監査、および会計にかかる合理的な報酬および費用。

トラストの設立費用は、最初のサブ・ファンドの最初の5会計年度内、または受託会社との協議の上で、管理会社が決定することがあるその他の期間内に償却されますが、受託会社またはその適式に授權された代理人が、他の方法が適用される旨を決定する場合を除きます。トラストの設立費用は、全体として、最初のサブ・ファンドが負担します。しかし、追加のサブ・ファンドが当該期間の経過中に設定および設立された場合、その時点で未償却のトラスト設立費用は、新規サブ・ファンドの開始時点のそれぞれの純資産総額で按分してすべてのサブ・ファンドが負担します。

ファンドの設立および本受益証券の募集に関連する経費および費用は、およそ203,000米ドルになると予測されます。かかる費用および経費は、管理会社が他の方法を適用する旨決定する場合を除いて、最初の5会計年度内に償却されます。

その他の手数料等については、ファンドが負担することにより、投資者が間接的に負担することになります。これらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合>

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の者を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」を利用する場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する者となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資者は、税制のレベルおよび根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラスト、ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。トラストに関する支払に対して適用されるケイマン諸島と他の国の間の二重課税防止条約はありません。本書の日付現在、ケイマン諸島に為替管理は存在しません。

トラストは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領しています。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島金融機関報告体制：米国FATCA、英国FATCAおよびOECD共通報告基準

ケイマン諸島は、（1つは米国との間で、もう1つは英国との間で）国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換の向上のための2つのFATCA政府間契約（以下、それぞれ「米国IGA」および「英国IGA」といいます。）を締結しました。また、ケイマン諸島は、およそ50の他の国と共に金融口座情報自動交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を実施することを約束しています。ケイマン諸島が、CRSを実施するために2015年に法律を可決することが予想されており、かかる法律により「金融機関」は、CRSに調印し、これを実行する法域における特定の者の身元確認を行い、かかる者に関する情報を報告することを要求されます。OECDの主導権の強化に伴い、ケイマン諸島がさらなる政府間契約を締結する可能性があります。

米国IGAおよび英国IGAを実施するために、2014年7月4日にケイマン諸島の規制（以下「本規制」といいます。）が発行されました。本規制に従い、ケイマン諸島税務情報庁（以下「TIA」といいます。）は、米国IGAおよび英国IGAの適用に関してガイダンス・ノート（TIAが継続的に検討し、定期的に改訂します。）を発行しました。

すべてのケイマン諸島の「金融機関」は、本規制の報告要件に従うことを要求されます。ただし、かかる金融機関が「非報告金融機関」（本規制に定義されます。）となることができる免除に依拠することができる場合を除きます。ファンドは、報告に関する免除に依拠することを予定しておらず、したがって、本規制の登録要件、デューディリジェンス要件および報告要件に従います。

米国IGAに関する本規制は、受託会社に対して、ファンドのために特に①グローバル仲介人識別番号を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に登録すること、②TIAに登録し、かかる登録により、TIAに「報告金融機関」としての受託会社の地位を通知すること、③受託会社の勘定が「米国の要報告口座」であると考えられるか否かを証明するために、当該口座につきデューディリジェンスを行うこと、および④TIAに当該要報告口座に関する情報を報告することを要求します。TIAは、報告された情報を、毎年自動的にIRSと交換します。

英国IGAに関する本規制は、ファンドに同様の要件を課し、「英国の要報告口座」であると考えられるいずれかのファンドの口座を特定し、当該口座につき報告を行うことを要求します。TIAは、報告された情報を、毎年自動的に英国歳入関税庁（以下「HMRC」といいます。）と交換します。

ファンドに投資することにより、および／または、ファンドへの投資を継続することにより、投資家は、追加の情報が受託会社に提供される必要があり、ファンドによる本規制の遵守により投資者情報が開示されることがあり、かつ、投資者情報が、IRS、HMRCまたはその他の外国の財政当局と交換されることがある旨を承認していると考えられるものとします。投資家が要求された情報を提供しない場合（その結果にかかわらず）、受託会社は、ファンドのために、自らの裁量で措置を講じる権利および／またはすべての救済を追求する権利を留保します。かかる措置および救済は、該当する投資者に関する強制償還または解約を含みますが、これらに限りません。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成28年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
資産担保証券	アメリカ合衆国	22,573,653.75	35.54
	ケイマン諸島	15,704,871.98	24.73
社債	アメリカ合衆国	10,204,599.65	16.07
	カナダ	728,584.18	1.15
	メキシコ	402,800.00	0.63
	ペルー	352,625.00	0.56
	ルクセンブルグ	291,375.00	0.46
	オーストラリア	250,000.00	0.39
国債	アメリカ合衆国	4,321,712.66	6.81
	ドミニカ共和国	495,000.00	0.78
	ケニア	471,250.00	0.74
政府機関債	アメリカ合衆国	3,096,048.03	4.88
ローン	アメリカ合衆国	1,861,288.85	2.93
	ケイマン諸島	797,136.00	1.26
地方債	アメリカ合衆国	1,554,810.00	2.45
小計		63,105,755.10	99.37
現金・その他の資産（負債控除後）		401,714.93	0.63
合計（純資産総額）		63,507,470.03 (約7,156百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。また、財務書類の数値とは集計基準が異なること等による差異も生じ得ます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成28年3月末日現在)

順位	銘柄の名称	発行地	種類	利率 (%)	償還期限	保有数	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY STRIP PRINCIPAL ZCP	アメリカ合衆国	国債	-	2044/11/15	5,141,000	2,227,590.83	2,341,905.44	3.69
2	LSTAR SECURITIES INVESTMENT TRUST 2015-4 SER 2015-4 CL A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	2.4385	2020/4/1	2,251,050	2,224,389.94	2,183,518.25	3.44
3	GREAT LAKES CLO 2015-1 LTD SER 2015-1A CL A1	ケイマン諸島	資産担保証券	2.572	2026/7/15	2,000,000	1,981,448.47	1,983,233.80	3.12
4	UNITED STATES TREASURY NOTE	アメリカ合衆国	国債	1.625	2026/2/15	2,009,000	1,967,017.59	1,979,807.22	3.12
5	CALIFORNIA ST	アメリカ合衆国	地方債	7.6	2040/11/1	1,000,000	1,432,876.44	1,554,810.00	2.45
6	WYNDHAM WORLDWIDE CORP	アメリカ合衆国	社債	5.1	2025/10/1	1,000,000	999,649.56	1,050,692.00	1.65
7	CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2016-GC36 SER 2016-GC36 CL C	アメリカ合衆国	資産担保証券	4.91793	2049/2/10	1,100,000	1,011,735.86	1,018,817.58	1.60
8	LSTAR SECURITIES INVESTMENT TRUST 2016-2 SER 2016-2 CL A	アメリカ合衆国	資産担保証券	2.4315	2021/3/1	1,050,000	1,014,187.00	1,017,796.50	1.60
9	BAMLL-DB TRUST SER 2012-OSI CL D	アメリカ合衆国	資産担保証券	6.786	2029/4/13	1,000,000	1,044,584.29	1,017,469.40	1.60

10	LSTAR SECURITIES INVESTMENT TRUST 2015-2 SER 2015-2 CL A	アメリカ合衆国	資産担保証券	2.4385	2020/1/1	1,023,291	1,006,052.74	1,016,254.99	1.60
11	FDF I LTD SER 2015-1A CL A	ケイマン諸島	資産担保証券	4.4	2030/11/12	1,000,000	1,000,000.00	1,015,630.00	1.60
12	CSMC SERIES 2015-12R SER 2015-12R CL 2A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	0.933	2037/11/30	1,150,000	1,005,780.10	1,001,366.30	1.58
13	NATIONSTAR HECM LOAN TRUST 2016-1A SER 2016-1A CL A	アメリカ合衆国	資産担保証券	2.9813	2026/2/25	1,000,000	1,000,007.47	1,000,650.00	1.58
14	BENEFIT STREET PARTNERS CLO LTD SER 2012-1A CL BR	ケイマン諸島	資産担保証券	3.722	2025/10/15	1,000,000	1,000,000.00	999,988.90	1.57
15	WHITEHORSE VIII LTD SER 2014-1A CL B	ケイマン諸島	資産担保証券	2.6656	2026/5/1	1,100,000	990,698.54	996,711.54	1.57
16	VOYA CLO 2013-1 LTD SER 2013-1A CL B	ケイマン諸島	資産担保証券	3.522	2024/4/15	1,000,000	987,536.13	994,069.80	1.57
17	BANC OF AMERICA FUNDING 2015-R4 TRUST SER 2015-R4 CL 8A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	0.603	2035/1/27	1,106,583	1,004,808.02	991,742.22	1.56
18	FORTRESS CREDIT OPPORTUNITIES III CLO LP SER 2014-3A CL AIT	アメリカ合衆国	資産担保証券	2.5171	2026/4/28	1,000,000	993,462.69	988,340.00	1.56
19	FORTRESS CREDIT BSL II LTD SER 2013-2A CL A1F	ケイマン諸島	資産担保証券	2.1196	2025/10/19	1,000,000	992,099.02	986,636.80	1.55
20	GALAXY XVIII CLO LTD SER 2014-18A CL C1	ケイマン諸島	資産担保証券	3.622	2026/10/15	1,000,000	978,934.16	980,037.60	1.54
21	VOYA CLO 2014-2 LTD SER 2014-2A CL B	ケイマン諸島	資産担保証券	3.5696	2026/7/17	1,000,000	996,935.96	977,657.80	1.54
22	ARES XXXV CLO LTD SER 2015-35A CL C	ケイマン諸島	資産担保証券	3.472	2025/10/15	1,000,000	1,000,000.00	965,622.70	1.52
23	VOLT XXXIX LLC SER 2015-NP13 CL A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	4.125	2045/10/25	964,088	963,162.47	959,158.84	1.51
24	CASTLE AIRCRAFT SECURITIZATION TRUST 2015-1 SER 2015-1A CL A	アメリカ合衆国	資産担保証券	4.703	2040/12/15	975,000	974,983.18	955,695.00	1.50
25	WASHINGTON MUTUAL MORTGAGE PASS-THROUGH CERTIFICATE SER 2006-AR9 CL 1A	アメリカ合衆国	資産担保証券	1.18	2046/11/25	1,378,631	958,173.37	935,583.85	1.47
26	VOLT XXXVI LLC SER 2015-NP10 CL A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	3.625	2045/7/25	936,094	923,323.50	929,439.42	1.46
27	CIFC FUNDING 2012-I LTD SER 2012-1A CL A2R	ケイマン諸島	資産担保証券	2.7182	2024/8/14	960,000	953,246.85	924,500.06	1.46
28	GSMSC RESECURITIZATION TRUST 2015-8R SER 2015-8R CL A	アメリカ合衆国	資産担保証券	0.5885	2037/4/26	1,010,190	936,891.96	913,356.16	1.44
29	RALI SERIES 2006-Q010 TRUST SER 2006-Q010 CL A1	アメリカ合衆国	資産担保証券	0.593	2037/1/25	1,255,957	964,447.83	908,945.33	1.43
30	VENTURE XVI CLO LTD SER 2014-16A CL A3L	ケイマン諸島	資産担保証券	3.372	2026/4/15	1,000,000	975,331.53	904,122.40	1.42

（注１）利率は、2016年５月10日時点の2016年３月分クーポンレートを記載しています。

（注２）本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は１日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。また、財務書類の数値とは集計基準が異なること等による差異も生じ得ます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（平成28年３月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（平成28年３月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成27年10月1日から平成28年3月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
平成27年10月末日	1,307	147	100.57	11,332
11月末日	2,502	282	100.05	11,274
12月末日	5,061	570	99.46	11,207
平成28年1月末日	5,982	674	99.74	11,239
2月末日	6,310	711	99.75	11,240
3月末日	6,521	735	99.69	11,233

<豪ドル・コース>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
平成27年10月末日	1,052	91	100.62	8,678
11月末日	1,624	140	100.21	8,643
12月末日	4,768	411	99.79	8,607
平成28年1月末日	4,788	413	100.22	8,644
2月末日	5,028	434	100.36	8,656
3月末日	5,063	437	99.66	8,596

<NZドル・コース>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
平成27年10月末日	2,038	159	100.75	7,846
11月末日	2,410	188	100.40	7,819
12月末日	3,377	263	100.03	7,790
平成28年1月末日	3,493	272	100.49	7,826
2月末日	3,735	291	100.65	7,839
3月末日	3,718	290	99.73	7,767

＜南アフリカ・ランド・コース＞

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千南アフリカ・ランド	百万円	南アフリカ・ランド	円
平成27年10月末日	3,017	23	1,010.48	7,619
11月末日	3,946	30	1,019.93	7,690
12月末日	3,956	30	1,019.97	7,691
平成28年1月末日	3,990	30	1,028.65	7,756
2月末日	4,010	30	1,033.68	7,794
3月末日	5,082	38	1,006.60	7,590

＜トルコ・リラ・コース＞

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千トルコ・リラ	百万円	トルコ・リラ	円
平成27年10月末日	405	16	101.45	4,034
11月末日	2,290	91	101.83	4,049
12月末日	4,358	173	102.18	4,063
平成28年1月末日	4,507	179	103.27	4,106
2月末日	4,541	181	104.07	4,138
3月末日	4,659	185	99.36	3,951

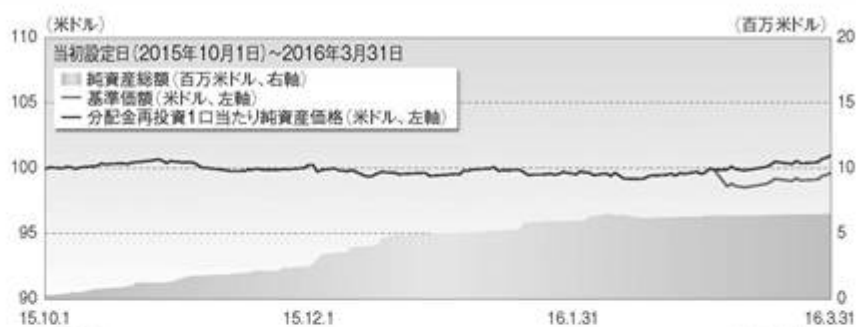
〈参考情報〉

基準価額・純資産の推移

米ドル・コース

1口当たり 純資産価格	99.69米ドル
純資産総額	6,521千米ドル

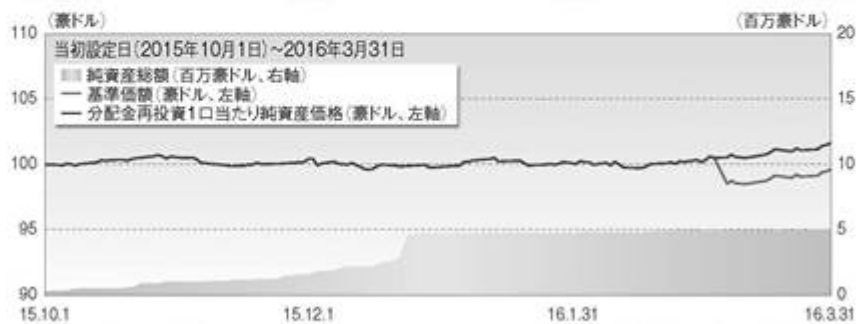
(2016年3月末日現在)



豪ドル・コース

1口当たり 純資産価格	99.66豪ドル
純資産総額	5,063千豪ドル

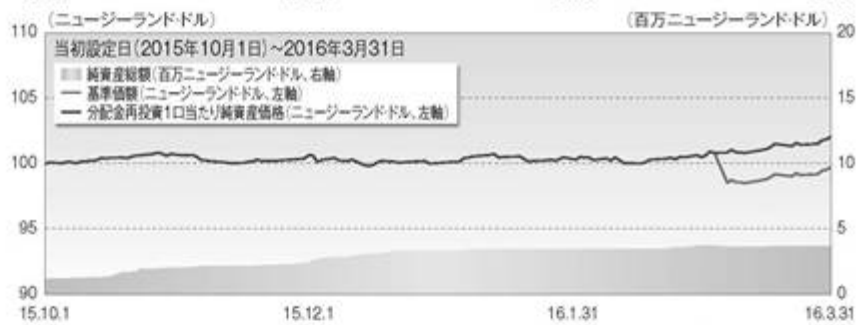
(2016年3月末日現在)



NZドル・コース

1口当たり 純資産価格	99.73 ニュージーランドドル
純資産総額	3,718 千ニュージーランドドル

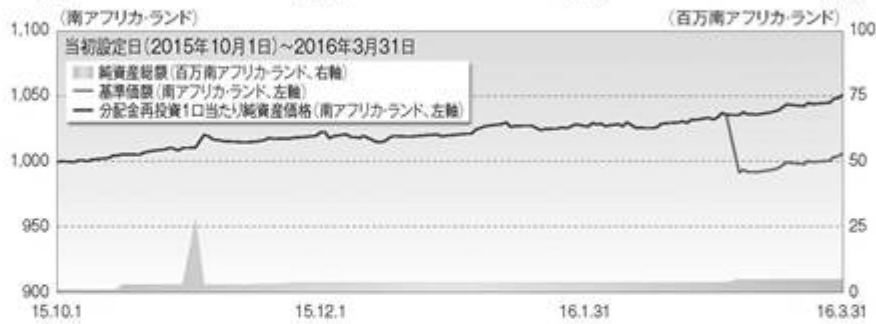
(2016年3月末日現在)



南アフリカ・ランド・コース

1口当たり 純資産価格	1,006.60 南アフリカ・ランド
純資産総額	5,082 千南アフリカ・ランド

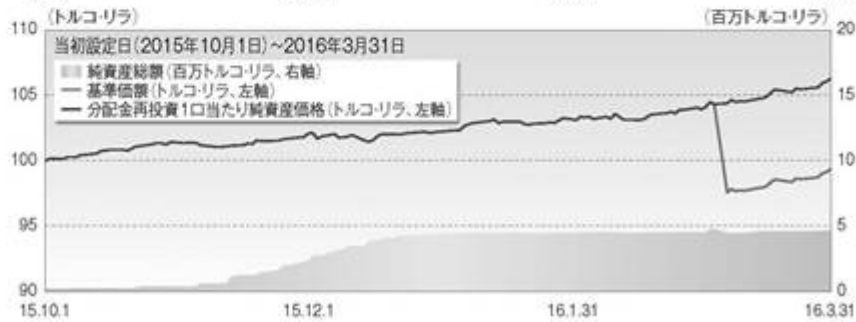
(2016年3月末日現在)



トルコ・リラ・コース

1口当たり 純資産価格	99.36 トルコ・リラ
純資産総額	4,659 千トルコ・リラ

(2016年3月末日現在)



②【分配の推移】

平成27年10月1日から平成28年3月末日までの期間における分配の推移は、以下の通りです。

＜米ドル・コース＞

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
平成27年10月1日～ 平成28年3月末日	1.30	146.48
平成28年3月	1.30	146.48

＜豪ドル・コース＞

	1口当たりの分配金	
	豪ドル	円
平成27年10月1日～ 平成28年3月末日	2.00	172.50
平成28年3月	2.00	172.50

＜NZドル・コース＞

	1口当たりの分配金	
	NZドル	円
平成27年10月1日～ 平成28年3月末日	2.30	179.12
平成28年3月	2.30	179.12

＜南アフリカ・ランド・コース＞

	1口当たりの分配金	
	南アフリカ・ランド	円
平成27年10月1日～ 平成28年3月末日	44.00	331.76
平成28年3月	44.00	331.76

＜トルコ・リラ・コース＞

	1口当たりの分配金	
	トルコ・リラ	円
平成27年10月1日～ 平成28年3月末日	6.80	270.37
平成28年3月	6.80	270.37

〈参考情報〉

分配の推移

米ドル・コース

	1口当たりの分配金
	米ドル
2015年10月1日～ 2016年3月31日	1.30
設定来累計	1.30

豪ドル・コース

	1口当たりの分配金
	豪ドル
2015年10月1日～ 2016年3月31日	2.00
設定来累計	2.00

NZドル・コース

	1口当たりの分配金
	NZドル
2015年10月1日～ 2016年3月31日	2.30
設定来累計	2.30

南アフリカ・ランド・コース

	1口当たりの分配金
	南アフリカ・ランド
2015年10月1日～ 2016年3月31日	44.00
設定来累計	44.00

トルコ・リラ・コース

	1口当たりの分配金
	トルコ・リラ
2015年10月1日～ 2016年3月31日	6.80
設定来累計	6.80

（注）上記表中の「設定来累計」は、平成28年3月末日までの累計額を記載しています。

③【収益率の推移】

下記期間における収益率は、以下の通りです。

＜米ドル・コース＞

	収益率 ^{（注）}
平成27年10月1日～平成28年3月末日	0.99%

＜豪ドル・コース＞

	収益率 ^{（注）}
平成27年10月1日～平成28年3月末日	1.66%

＜NZドル・コース＞

	収益率 ^{（注）}
平成27年10月1日～平成28年3月末日	2.03%

＜南アフリカ・ランド・コース＞

	収益率 ^{（注）}
平成27年10月1日～平成28年3月末日	5.06%

＜トルコ・リラ・コース＞

	収益率 ^{（注）}
平成27年10月1日～平成28年3月末日	6.16%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝1口当たり当初発行価格（米ドル・コースは100.00米ドル、豪ドル・コースは100.00豪ドル、NZドル・コースは100.00NZドル、南アフリカ・ランドコースは1,000.00南アフリカ・ランド、トルコ・リラコースは100.00トルコ・リラ）

〈参考情報〉

年間収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 1口当たり当初発行価格（米ドル・コースは100.00米ドル、豪ドル・コースは100.00豪ドル、NZドル・コースは100.00ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コースは1,000.00南アフリカ・ランド、トルコ・リラ・コースは100.00トルコ・リラ）

（４）【販売及び買戻しの実績】

平成27年10月１日から平成28年３月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年３月末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

＜米ドル・コース＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年10月１日～ 平成28年３月末日	68,041 (68,041)	2,625 (2,625)	65,416 (65,416)

＜豪ドル・コース＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年10月１日～ 平成28年３月末日	50,797 (50,797)	0 (0)	50,797 (50,797)

＜NZドル・コース＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年10月１日～ 平成28年３月末日	37,284 (37,284)	0 (0)	37,284 (37,284)

＜南アフリカ・ランド・コース＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年10月１日～ 平成28年３月末日	30,050 (30,050)	25,001 (25,001)	5,049 (5,049)

＜トルコ・リラ・コース＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年10月１日～ 平成28年３月末日	46,888 (46,888)	0 (0)	46,888 (46,888)

（注１）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注２）当初募集による販売口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

各コースの本受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取引日に、当該コースに適用される該当する購入価格で申し込むことができます。

各コースの本受益証券一口当たり購入価格は、関連する取引日に当たる評価日の評価時点におけるコースの純資産総額を、当該評価日における当該コースの発行済本受益証券口数で除して計算されます。支払われる申込価格の総額は、該当するコース基準通貨の最低通貨単位まで四捨五入されます。かかる端数処理による利益は、ファンドによって留保されます。

購入価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除きます。）もまた、本受益証券の申込みに関して支払われるものとし、販売手数料は、日本の販売会社に支払われます。

発行限度額

管理会社は、申込みが後記「4 資産管理等の概要 (5) その他 ① 発行限度額」記載の限度額に違反する場合、当該申込みを受諾しません。

手続

公募証券の当初クロージング日以降、公募証券の申込人は、記入済の販売契約を（申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するため要求された裏付情報および文書を添付した上で）、該当する取引日の午前9時（ニューヨーク時間）または管理会社が特定の場合において決定することができるその他の時間（以下「公募証券申込取引期限」といいます。）までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリで送付しなければなりません。公募証券申込取引期限後に受領された一切の申込みは、当該コースの翌取引日に繰り越されます。

一般

各コースの本受益証券は、該当するコースに関して各取引日に申し込むことが可能です。

各コースに関して、決済資金は、該当する取引日以降当該コースに関して5取引日以内にファンドの口座に該当するコース基準通貨で受領されなければなりません。

管理会社、受託会社、投資運用会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者が、ファクシミリで送付された販売契約を受領できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリにより受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負わないことに、投資者は留意する必要があります。

全額の即時決済可能資金による支払が、前記の該当する支払期限までに受領されなかった場合、管理会社は、（受託会社と協議の上）本受益証券が発行された日に有効となるはずであった該当する本受益証券の発行を（申込人が支払期限の到来している支払を行わなかったことに対する請求を損なうことなく）取り消すことができます。かかる取消しにより、該当する本受益証券は今まで一度も発行されることがないものとみなされ、かかる本受益証券の申込人は、当該本受益証券について管理会社、受託会社または投資運用会社に対して請求権を持たないものとし、ただし、①以前の純資産総額の計算は、かかる本受益証券の取消しにより再計算され、または無効とされないものとし、②管理会社は、本受益証券の申込み、発行およびその後の取消しの処理にかかった管理事務費用に相当すると管理会社が随時判断する額の取消手数料を申込人に請求し、ファンドまたはファンドに対するいずれかの業務提供者の利益のために保持する権利を有するものとし、

すべての申込代金は、申込人名義で保有されている口座から拠出されたものでなければなりません。第三者による支払は認められません。

管理会社および／または受託会社が管理事務代行会社と協議の上、投資者との間で他の通貨建てによる支払に関する取決めを行っている場合を除き、支払は、該当するコース基準通貨で行わなければなりません。

公募証券の申込みは、申込口数を指定することにより行うことができます。当初最低申込額は1口であり、1口に満たない端数の本受益証券は、小数第2位まで発行することができます。

管理会社および／または受託会社は、投資運用会社と協議の上、その絶対的な裁量により、本受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、かかる場合、支払われた申込

代金またはその残額（場合によります。）は、実務上可能な限り迅速に、かつ申込人のリスクおよび費用負担において（利息を付さないで）支払銀行宛に返還されます。

受託会社は、後記「4 資産管理等の概要 (1)資産の評価 ② 基準価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、本受益証券の発行の停止を宣言することができます。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。管理事務代行会社は、記入済の販売契約、ならびに、必要な場合には、申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するために管理事務代行会社が要請したすべての文書を受領した後、申込みが認められた申込人に対して所有確認契約証書を発行します。かかる所有確認契約証書は、通常、公募証券の場合は特定のコースに適用される当該取引日（場合によります。）に発行されます。管理事務代行会社が、所有確認契約証書を発行する前に申込人からの追加的な情報が必要であると判断した場合、管理事務代行会社は、申込人に書簡を送り、必要な情報を請求します。

疑義を避けるために述べると、申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するために要求されたすべての情報および文書が受領されるまで、本受益証券の申込みは処理されず、また、本受益証券は発行されません。管理事務代行会社がかかる情報および文書を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込人に対して申込書を返却し、申込人が支払ったすべての申込代金を申込人のリスクおよび費用負担で支払銀行に対して利息を付さないで返金することができます。これらを前提とした上で、公募証券は、公募証券に適用される関連する取引日に発行されたものとみなされます。

非適格申込人

本受益証券の申込みを行おうとする者は、販売契約の中で、特に関係法令に違反することなく本受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する必要があります。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および／または受託会社が判断する状況下においては、いずれの者にも本受益証券を販売または発行することができません。

本受益証券の申込人は、販売契約の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての本受益証券は記名式本受益証券です。受益者の権利については、本受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。本受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益者名簿の写しは、合理的な期間による通知後、通常の営業時間中、管理事務代行会社の事務所において受益者が自ら保有する本受益証券に係る部分について閲覧することができます。

マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止において目標とされている制定法または規則を遵守するため、受託会社は、マネーロンダリング防止手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込人に対し、身元および申込金の支払資金源を証明する証拠を提出するよう要求することができます。許容される場合には、また一定の条件に従い、受託会社は、マネーロンダリング防止手続の維持（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）を、しかるべき者に代行させ、または当該者の手続に依拠することもできます。

受託会社またはその代行者は、受益証券の申込人の身元および申込金の支払資金源を証明するのに必要な情報を請求する権利を留保します。立証に必要なとされる情報を提出する際に申込人の側においてその遅滞または不履行がある場合、受託会社またはその代行者は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領されている資金は、申込人の費用およびリスク負担により、それらが元々支出された口座宛てに無利息で返還されます。

ケイマン諸島の居住者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、または知りまたは疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種（ケイマン諸島の2008年の犯罪所得に関する法律およびケイマン諸島のテロに関する法律（2011年改訂）に定義されます。）に属する事業の遂行過程において認めた場合であって、発覚が犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合、当該者は、かかる認識または疑念を、ケイマン諸島

の2008年の犯罪所得に関する法律の手續に従いケイマン諸島の金融報告局に対して、または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産との関わりに関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（2011年改訂）に従い巡査以上の階級を有する警察官に対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる情報の開示についての秘密漏洩または制約違反とは扱われないものとします。

申込みにより、申込人は、ケイマン諸島およびその他の法域双方のマネーロンダリングおよび類似の事項に関する要請に応じて、規制機関およびその他に対し、申込人についての情報の受託会社および管理事務代行会社による開示に同意します。

（２）日本における販売

日本においては、以下の申込期間に取扱いが行われます。

平成28年7月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで。

（注）各取引日の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該取引日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌取引日の取扱いとなります。

発行価格は、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額です。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定の申込みが必要です。

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.24%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.62%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.08%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.54%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額および申込手数料の支払と引換えに取引報告書を受領します。申込金額および申込手数料は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。円貨での支払に際し、円貨と各コースの基準通貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときには、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

本受益証券は、受益者の選択に応じて、特定のコースに適用される買戻日に買い戻すことができます。

受益者は、当初の購入に係る支払が受領されている決済された本受益証券に関してのみ、買戻請求を提出することができます。

買戻請求は、ファクシミリにより送付することができます。

受益者は、記入済の買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報および文書と共に、公募証券に適用される関連する買戻日の午前9時（ニューヨーク時間）または管理会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社により受領されるよう送付しなければなりません。期限に遅れた買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、本受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

管理会社が一般的にまたは特定の場合に別段の定めを行った場合を除き、買戻請求は撤回不能です。

買戻請求は、買戻しを希望する公募証券の口数を指定して提出することができます。特定のコースの公募証券に適用される買戻日における受益者一人当たりの最低買戻単位は、1口以上1口の整数倍です。1口に満たない端数の本受益証券の買戻しはできません。

受益者は、ファクシミリにより買戻請求を送付することを選択する場合、かかる買戻請求の不受領のリスクを負うことに留意しなくてはなりません。管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者は、ファクシミリで送付された買戻請求を受信できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリを受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負いません。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報および文書を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、買戻しのために本受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは履行できない場合、または管理会社、受託会社、投資運用会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの法域におけるいずれかのマネーロンダリング対策のための法令の遵守を確保するために買戻請求の拒絶が必要となる場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

買戻価格

各コースの本受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日に係る評価日の評価時点における当該コースの純資産総額を当該評価日における当該コースの発行済本受益証券口数で除して得られた金額を小数第2位まで四捨五入することにより計算されます。支払われる買戻価格の総額は、該当するコース基準通貨の最低通貨単位まで四捨五入されます。四捨五入の結果は、ファンドにより留保されます。

決済

本書に記載されているところに従い、買戻代金は、可能な場合には常に、当該買戻日から起算して4取引日目（ニューヨーク時間）までに、またはそれより遅い場合には、管理事務代行会社が、記入済みの買戻請求および前記のように要求されるその他の情報を受領した時点で支払われます。支払は、買戻しを請求している受益者が当該本受益証券を申し込むに当たり申込代金の送金に当初使用した口座と同一の口座宛てに、当該受益者のリスクおよび費用負担で、直接送金により該当するコース基準通貨で行われます。ただし、管理事務代行会社が、その単独の裁量により、別途合意する場合を除きます。買戻代金は、関連する本受益証券の買戻しを請求している登録されている受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。

買戻しの停止

後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 基準価額の計算の停止」の項に掲げる特定の状況において、受託会社は、本受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。

本受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は、当該停止が解除される前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、当該買戻請求は当該停止が解除された後の当該コースの次の買戻日まで繰り越され、当該本受益証券は、基本信託証書の規定に従い、当該買戻日に当該コースの本受益証券に適用ある買戻価格で買い戻されます。

かかる停止期間中は本受益証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、その単独の裁量により、いずれかの買戻日に買い戻すことができる本受益証券の総口数を発行済本受益証券の口数の20%に制限することができます。かかる場合、当該制限を比例按分ベースで適用し、そのため当該買戻日に本受益証券の買戻しを希望するすべての受益者は、同じ割合で本受益証券を買い戻すことができます。管理会社は、制限により影響を受ける受益者に通知を行います。当該買戻日に買戻しが行われなかったすべての本受益証券に関する買戻請求は、その後に前記の所定の期限までに受け取られたすべての買戻請求と合わせて次の買戻日まで繰り越され、そこで（当該制限および以下に定める規定に従って）買戻請求の対象となったすべての本受益証券が買い戻されます。買戻請求が繰り越され

た場合、繰り越された買戻請求はその後の買戻日に、繰り越された期間の長さに応じて優先して買い戻されます。

強制的買戻し

受託会社が、本受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社がかかる本受益証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社が決定する期限内にかかる本受益証券を売却し、かつ、かかる売却の証拠を受託会社に提出するよう指示することができ、これに従わない場合には、かかる本受益証券は買い戻されます。

受益者の保有する本受益証券は、管理会社の裁量によりいつでも全部または一部について強制的に買い戻されることがあります。

かかる強制的買戻しに関して支払われる価格は、かかる強制的買戻しの日（当該日が評価日でない場合は、直前の評価日）における評価時点で決定された関連するコースの基準価額に、関連する買戻しの資金を調達するために換金されようとしている関連する評価日におけるファンドの投資対象の公表された価額と当該投資対象がその後実際に換金された金額の差額に対する調整分を追加または控除し（管理会社の裁量によります。）、かつ、事前に控除されていない償却額に対する調整分を控除した額に相当する基準価額になります。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。

（注）各買戻日（取引日）の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買戻請求を、当該買戻日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買戻請求は、翌買戻日の取扱いとなります。

買戻価格（基準価額）は、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額です。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

買戻し手数料は課せられません。

約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（約定日）であり、日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本における4営業日目に行われます。買戻代金は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払われます。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）でのみ支払われます。

3 【受益証券の譲渡】

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た上で、自らの保有する本受益証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針を遵守するため、受託会社により要求される情報を提供するものとします。また、譲受人は、受託会社に対して、(a)本受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が投資目的に限り自らの勘定で本受益証券を取得すること、また(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社により、譲渡人および譲受人またはこれらの代理人による署名が要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として関係する受益者名簿に記載されるまでは、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象の本受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、受託会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 純資産総額および基準価額の決定

ファンドの純資産総額は、ファンドがその各評価日の評価時点における通貨建てで、かつ、信託証書に記載されている原則に従い計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を発行済みのファンドの受益証券口数で除することにより計算されます。ファンドの基準価額は、小数第2位まで四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覽払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされます。
- (b) (c)項が適用される運用ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所また、先物取引所または店頭市場において上場され、相場を付けられ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該計算が行われる日付に、当該場所の営業終了時点の当該投資対象についての主な取引所または市場における最終取引価格（または、売買がない場合には、入手可能な最終の買呼値および売呼値の仲値）を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、当該投資対象についてマーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により相場を付けられた投資対象の価額に基づくすべての計算は、相場を付けられた最終の買呼値および売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと思料する場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価される運用ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。
- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値および売呼値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 相場を付けられ、上場され、取引されまたは市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社および管理会社は、ファンドの投資対象の評価に関して評価を送信する機械的または電子的システムを使用しかつ依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終の取引価格であるとみなされます。
- (f) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社が適切とみなすレート（公式のものかその他のものかを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書は、減価償却後の取得原価基準（プレミアムの償却またはディスカウントによる増価を調整した取得価額）により、評価されます。ただし、管理会社は、かかる償却原価法による評価を検討し、その絶対的な裁量により、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映すると考える場合には、その評価方法を採用します。

ファンドに関連し、下記の事項が適用されます。

管理事務代行会社は、管理事務代行契約ならびに受託者および管理会社からの指示に基づき、各評価日の評価時点におけるファンドの純資産総額を計算します。

管理事務代行会社により計算される評価は、

- (a) 管理事務代行会社が完全、依拠可能、かつ正確であると考え、投資対象の時価価額に基づくソース、材料およびシステムを参照し、または依拠し、かつ、
- (b) 管理会社が別途決定しない限り、特定の評価日時点のものであって、その評価に関連してその後の時価もしくは価額の変動またはその他かかる評価に影響を与える一切の事項がないものとします。

管理事務代行会社は、各評価日に関連し、かかる評価日におけるファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に対して提供します。

② 基準価額の計算の停止

受託会社は、その単独の裁量により、ファンドの純資産総額の計算もしくは受益証券の発行および買戻しを停止することができ、または、買戻しのために受益証券を提出している者に対する買戻代金の支払期間を、以下の期間等の全部もしくは一部の間、延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害する状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価額もしくはファンドの純資産総額を確定する際に通常採用されているいずれかの手段が停止している場合、または何らかの他の理由によりいずれかの投資対象もしくは他の資産の価額もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に確定できない場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば通常の価格または通常の為替レートで実行できない期間
- (e) ファンドの運営に関連する受託会社または管理会社の事業運営が、流行病、戦争行為、テロ、反逆行為、革命、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

ファンドの全受益者は、停止から30日以内に当該停止について書面で通知され、当該停止の終了時に速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、後記「(5) その他 ② ファンドの解散」に定める事由の発生により終了するまで存続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年9月30日に終了します。ただし、最初の会計年度は、平成28年9月30日に終了します。

(5) 【その他】

① 発行限度額

受益証券の発行金額は、米ドル・コース受益証券については80億米ドル（約9,014億円）、豪ドル・コース受益証券については110億豪ドル（約9,488億円）、NZドル・コース受益証券については120億ニュージーランド・ドル（約9,346億円）、南アフリカ・ランド・コース受益証券については1,000億南アフリカ・ランド（約7,540億円）、トルコ・リラ・コース受益証券については220億トルコ・リラ（約8,747億円）を上限とします。

② ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了されます。ファンドが終了する場合、受託会社は、ファンドの全受益者に対して、かかる終了の通知を發します。

- (a) ファンドを繼續することまたはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または、受託会社の意見によれば、実行不可能、不可能もしくは得策ではなくもしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決議した場合
- (c) 信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは受託会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社および管理会社がかかる受託会社の後任の受託者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは管理会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社または管理会社がかかる管理会社の後任の管理者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合

いずれかの評価日において、(a)ファンドの純資産総額が30億円（または米ドルでの30億円相当額）を下回り、管理会社が、ファンドの終了を決定する場合、または(b)受託会社および管理会社によってファンドの終了が決定された場合のいずれかが最初に発生した時点で終了します。

ファンドは、平成32年9月30日（ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合を除きます。かかる場合、ファンドは、同一の方法で再延長されない限り、かかる延長された日に終了します。）に強制買戻しされます。

③ 信託証書の変更

基本信託証書は、ケイマン諸島の法律を準拠法とします。すべての受益者は、基本信託証書およびそれにより追補される信託証書の要項による利益を受ける権利があり、当該要項に拘束され、また当該要項について通知を受け取るものとみなされます。本書および信託証書の条項との間に矛盾が生じた場合は、信託証書の要項が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができ、合理的な手数料の支払により写しを入手することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議により放棄されることがあります。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

資産保管契約

資産保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

業務委託契約

業務委託契約は、一当事者が他の当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

④ 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた詐欺行為、悪意、重過失、故意の不履行または職務懈怠の結果生じる損失について、賠償を請求する権利を有します。

⑤ 議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または議案がファンド決議である場合には関連するサブ・ファンドの受益証券口数の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集します。各受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者集会の場合には各受益者に対して、またはファンドの受益者集会の場合にはファンドの受益者に対して送付されます。受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができます。定足数の要件は、受益者が1名である場合（かかる場合、定足数は当該1名の受益者としてします。）を除き、2名の受益者としてします。受益者集会において、受益者集会の議決に付される決議は、書面による投票で採決します。議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上を保有する受益者により承認される場合、または議案がファンド決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされます。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.68円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書
2016年３月31日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資、公正価値（取得原価65,984,607米ドル （7,435,146千円））	65,758,988	7,409,723
先渡為替契約に係る未実現評価益	727,654	81,992
未収金：		
投資売却	746,428	84,108
利息	410,275	46,230
その他の資産	114,266	12,875
資産合計	67,757,611	7,634,928
負債		
資産保管会社に対する債務	21,354	2,406
未払金：		
投資購入	1,884,843	212,384
利息	1,058	119
リバース・レポ契約	2,180,199	245,665
投資管理報酬	53,059	5,979
会計および管理事務代行報酬	32,672	3,681
専門家報酬	30,403	3,426
資産保管報酬	18,982	2,139
管理会社代行サービス報酬	8,191	923
販売報酬	7,851	885
カレンシー・エージェント報酬	5,370	605
名義書換事務代行報酬	2,913	328
管理報酬	2,021	228
代行協会員報酬	1,208	136
負債合計	4,250,124	478,904
純資産	63,507,487	7,156,024

	米ドル	千円
純資産		
豪ドル・クラス	3,894,447	438,826
日本円ヘッジクラス	31,207,848	3,516,500
日本円ヘッジなしクラス	17,302,276	1,949,620
NZドル・クラス	2,581,624	290,897
トルコ・リラ・クラス	1,654,571	186,437
米ドル・クラス	6,521,171	734,806
南アフリカ・ランド・クラス	345,550	38,937
	<u>63,507,487</u>	<u>7,156,024</u>
発行済受益証券口数		
豪ドル・クラス	50,797口	
日本円ヘッジクラス	35,534,939口	
日本円ヘッジなしクラス	21,154,473口	
NZドル・クラス	37,284口	
トルコ・リラ・クラス	46,888口	
米ドル・クラス	65,416口	
南アフリカ・ランド・クラス	5,049口	
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドル・クラス	76.67	8,639円
日本円ヘッジクラス	0.878	99円
日本円ヘッジなしクラス	0.818	92円
NZドル・クラス	69.24	7,802円
トルコ・リラ・クラス	35.29	3,976円
米ドル・クラス	99.69	11,233円
南アフリカ・ランド・クラス	68.44	7,712円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書

2015年９月９日（運用開始日）から2016年３月31日までの期間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息（36,905米ドル（4,158千円）の源泉徴収 税控除後）	1,142,608	128,749
分配収益（4,947米ドル（557千円）の源泉徴収税 控除後）	11,542	1,301
その他収益	2,354	265
投資収益合計	<u>1,156,504</u>	<u>130,315</u>
費用		
投資運用報酬	152,938	17,233
組成報酬	103,811	11,697
会計および管理事務代行報酬	32,672	3,681
販売報酬	31,816	3,585
専門家報酬	30,403	3,426
資産保管報酬	18,981	2,139
管理会社代行サービス報酬	17,131	1,930
支払利息	12,575	1,417
カレンシー・エージェント報酬	5,370	605
受託者報酬	5,973	673
管理報酬	5,826	656
代行協会員報酬	4,895	552
名義書換事務代行報酬	2,913	328
登録料	1,379	155
その他報酬	99	11
費用合計	<u>426,782</u>	<u>48,090</u>
投資純利益	<u>729,722</u>	<u>82,225</u>
実現および未実現利益（損失）：		
以下に係る実現利益（損失）：		
有価証券への投資	303,483	34,196
為替取引および先渡為替契約	1,673,991	188,625
実現純利益	<u>1,977,474</u>	<u>222,822</u>
以下による未実現評価益（損）の純変動：		
有価証券への投資	(225,619)	(25,423)
為替取引および先渡為替契約	727,654	81,992
未実現評価益の純変動	<u>502,035</u>	<u>56,569</u>
実現および未実現純利益	<u>2,479,509</u>	<u>279,391</u>
運用による純資産の純増加	<u>3,209,231</u>	<u>361,616</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書

2015年9月9日（運用開始日）から2016年3月31日までの期間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）：		
投資純利益	729,722	82,225
実現純利益	1,977,474	222,822
未実現評価益の純変動	502,035	56,569
運用による純資産の純増加	3,209,231	361,616
受益者への分配	(1,333,188)	(150,224)
ファンド受益証券取引による純資産の純増加	61,631,444	6,944,631
純資産の純増加	63,507,487	7,156,024

純資産

期首	-	-
期末	63,507,487	7,156,024

	豪ドル・クラス	日本円 ヘッジクラス	日本円ヘッジ なしクラス	NZドル・クラス
ファンド受益証券取引				
受益証券口数				
発行	50,797 口	37,208,908 口	21,243,493 口	37,284 口
分配再投資	-	697,425 口	493,010 口	-
買戻し	-	(2,371,394)口	(582,030)口	-
受益証券口数の純変動	50,797 口	35,534,939 口	21,154,473 口	37,284 口

	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
金額				
発行	3,660,432	30,913,126	17,544,497	2,470,993
分配再投資	-	596,858	396,582	-
買戻し	-	(2,022,633)	(472,216)	-
ファンド受益証券取引による純増加	3,660,432	29,487,351	17,468,863	2,470,993

	千円	千円	千円	千円
金額				
発行	412,457	3,483,291	1,976,914	278,431
分配再投資	-	67,254	44,687	-
買戻し	-	(227,910)	(53,209)	-
ファンド受益証券取引による純増加	412,457	3,322,635	1,968,391	278,431

	トルコ・リラ・ クラス	米ドル・クラス	南アフリカ・ ランド・クラス
ファンド受益証券取引			
受益証券口数			
発行	46,888 口	68,041 口	30,050 口
買戻し	-	(2,625)口	(25,001)口
受益証券口数の純変動	46,888 口	65,416 口	5,049 口

	米ドル	米ドル	米ドル
金額			
発行	1,640,364	6,799,990	2,196,896
買戻し	-	(260,624)	(1,832,821)
ファンド受益証券取引による純増加	1,640,364	6,539,366	364,075

	千円	千円	千円
金額			
発行	184,836	766,223	247,546
買戻し	-	(29,367)	(206,522)
ファンド受益証券取引による純増加	184,836	736,856	41,024

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト

2015年9月9日（運用開始日）から2016年3月31日までの期間（未監査）

	豪ドル・クラス [*]	日本円ヘッジ クラス	日本円ヘッジなし クラス
	米ドル	米ドル	米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価格	70.51	0.826	0.825
投資純利益 ¹	0.73	0.012	0.012
実現および未実現純利益（損失）	6.92	0.057	(0.000)
投資活動による利益合計	7.65	0.069	0.012
受益者への分配	(1.49)	(0.017)	(0.019)
受益証券1口当たり期末純資産価格	76.67	0.878	0.818
	円	円	円
受益証券1口当たり期首純資産価格	7,945	93	93
投資純利益 ¹	82	1	1
実現および未実現純利益（損失）	780	6	(0)
投資活動による利益合計	862	8	1
受益者への分配	(168)	(2)	(2)
受益証券1口当たり期末純資産価格	8,639	99	92
トータル・リターン ²	10.94%	8.15%	1.14%
平均純資産に対する比率：			
費用合計 ³	2.12%	1.07%	1.06%
投資純利益 ³	2.22%	2.83%	2.82%

1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

2 トータル・リターンは、分配再投資による影響を考慮している。1年未満の期間について年率換算されていない。

3 1年未満の期間について年率換算されている。ただし、専門家報酬、受託者報酬、組成報酬および登録料を除く。

* 2015年10月1日に運用を開始した。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	トルコ・リラ・		
	NZドル・クラス [*]	クラス [*]	米ドル・クラス [*]
	米ドル	米ドル	米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価格	64.15	33.05	100.00
投資純利益 ¹	0.61	0.35	1.01
実現および未実現純利益（損失）	6.05	4.22	(0.02)
投資活動による利益合計	6.66	4.57	0.99
受益者への分配	(1.57)	(2.33)	(1.30)
受益証券1口当たり期末純資産価格	69.24	35.29	99.69
	円	円	円
受益証券1口当たり期首純資産価格	7,228	3,724	11,268
投資純利益 ¹	69	39	114
実現および未実現純利益（損失）	682	476	(2)
投資活動による利益合計	750	515	112
受益者への分配	(177)	(263)	(146)
受益証券1口当たり期末純資産価格	7,802	3,976	11,233
トータル・リターン ²	10.45%	14.22%	1.00%
平均純資産に対する比率：			
費用合計 ³	2.13%	2.12%	2.09%
投資純利益 ³	2.06%	2.19%	2.23%

1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

2 トータル・リターンは、分配再投資による影響を考慮している。1年未満の期間について年率換算されていない。

3 1年未満の期間について年率換算されている。ただし、専門家報酬、受託者報酬、組成報酬および登録料を除く。

* 2015年10月1日に運用を開始した。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

南アフリカ・ランド・クラス^{*}

米ドル

受益証券1口当たり期首純資産価格	72.25
投資純利益 ¹	1.27
実現および未実現純損失	(2.20)
投資活動による損失合計	(0.93)
受益者への分配	(2.88)
受益証券1口当たり期末純資産価格	68.44

円

受益証券1口当たり期首純資産価格	8,141
投資純利益 ¹	143
実現および未実現純損失	(248)
投資活動による損失合計	(105)
受益者への分配	(325)
受益証券1口当たり期末純資産価格	7,712

トータル・リターン² -1.07%

平均純資産に対する比率：

費用合計 ³	2.16 %
投資純利益 ³	3.83 %

- 1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。
 - 2 トータル・リターンは、分配再投資による影響を考慮している。1年未満の期間について年率換算されていない。
 - 3 1年未満の期間について年率換算されている。ただし、専門家報酬、受託者報酬、組成報酬および登録料を除く。
- * 2015年10月1日に運用を開始した。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（３）【投資有価証券明細表等】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

投資有価証券明細表
2016年３月31日現在（未監査）

元本金額 米ドル		有価証券の詳細	公正価値 米ドル
		確定利付証券(101.9%)	
		オーストラリア(0.4%)	
		社債(0.4%)	
USD	250,000	BHP Billiton Finance USA, Ltd.(a),(b),(c) 6.75% due 10/19/75	250,000
		オーストラリア合計(取得原価247,794米ドル)	250,000
		カナダ(1.1%)	
		社債(1.1%)	
USD	180,000	Husky Energy, Inc.(c) 3.95% due 04/15/22	179,334
USD	650,000	Yamana Gold, Inc.(c) 4.95% due 07/15/24	549,250
		カナダ合計(取得原価714,894米ドル)	728,584
		ケイマン諸島(26.0%)	
		アセット・バック証券(24.7%)	
USD	1,000,000	Ares XXXV CLO, Ltd. 2015-35A Class C(a),(b) 3.47% due 10/15/25	965,623
USD	1,000,000	Benefit Street Partners CLO, Ltd. 2012-IA Class BR(a),(b),(c) 3.72% due 10/15/25	999,989
USD	1,000,000	Cent CDO 14, Ltd. 2007-14A Class C(a),(b) 1.32% due 04/15/21	879,924
USD	960,000	CIFC Funding 2012-I, Ltd. Class A2R(a),(b),(c) 2.72% due 08/14/24	924,500
USD	500,000	CIFC Funding 2014-III, Ltd. Class INC 0.00% due 07/22/26	227,522
USD	474,644	ECAF I, Ltd. 2015-1A Class B1(b) 5.80% due 06/15/40	462,778
USD	1,000,000	FDF I, Ltd. 2015-1A Class A(b) 4.40% due 11/12/30	1,015,630
USD	1,000,000	Fortress Credit BSL II, Ltd. 2013-2A Class A1F(a),(b) 2.12% due 10/19/25	986,637

		Galaxy XVIII CLO, Ltd. 2014-18A Class C1(a),(b),(c)	
USD	1,000,000	3.62% due 10/15/26	980,038
		Gramercy Real Estate CDO 2006-1, Ltd. Class B(a),(b)	

USD	231,241	0.99% due 07/25/41 Great Lakes CLO 2015-1, Ltd. Class A1(a),(b)	224,882
USD	2,000,000	2.57% due 07/15/26 Highland Park CDO I, Ltd. 2006-1A Class A1(a),(b)	1,983,234
USD	685,157	0.96% due 11/25/51 LCM XV LP 15A Class C(a),(b)	647,606
USD	900,000	3.73% due 08/25/24 Venture VII CDO, Ltd. 2006-7A Class A1A(a),(b)	888,180
USD	659,408	0.85% due 01/20/22 Venture XVI CLO, Ltd. 2014-16A Class A3L(a),(b),(c)	645,768
USD	1,000,000	3.37% due 04/15/26 Voya CLO, Ltd. 2013-1A Class B(a),(b),(c)	904,122
USD	1,000,000	3.52% due 04/15/24 Voya CLO, Ltd. 2014-2A Class B(a),(b),(c)	994,070
USD	1,000,000	3.57% due 07/17/26 WhiteHorse VIII, Ltd. 2014-1A Class B(a),(b)	977,658
USD	1,100,000	2.67% due 05/01/26	996,712

銀行ローン(1.3%)

USD	800,000	Avago Technologies, Ltd. 3.50% due 02/01/23	797,136
ケイマン諸島合計(取得原価16,762,699米ドル)			16,502,009

ドミニカ共和国(0.8%)**政府債(0.8%)**

USD	500,000	Dominican Republic International Bond(b) 6.85% due 01/27/45	495,000
ドミニカ共和国合計(取得原価496,957米ドル)			495,000

ケニア(0.7%)**政府債(0.7%)**

USD	500,000	Kenya Government International Bond(b) 6.88% due 06/24/24	471,250
ケニア合計(取得原価474,694米ドル)			471,250

ルクセンブルグ(0.5%)**社債(0.5%)**

USD	300,000	ContourGlobal Power Holdings S.A(b),(c) 7.13% due 06/01/19	291,375
ルクセンブルグ合計(取得原価306,579米ドル)			291,375

メキシコ(0.6%)

社債(0.6%)

USD	400,000	Banco Nacional de Comercio Exterior SNC(b) 4.38% due 10/14/25	402,800
メキシコ合計(取得原価398,918米ドル)			402,800

ペルー(0.5%)**社債(0.5%)**

USD	350,000	Corp. Financiera de Desarrollo S.A.(a),(b),(c) 5.25% due 07/15/29	352,625
ペルー合計(取得原価346,618米ドル)			352,625

米国(71.3%)**アセット・バック証券(36.3%)**

USD	500,000	Apollo Aviation Securitization Equity Trust 16 - 1 4.88% due 03/17/36	492,872
USD	1,000,000	BAMLL-DB Trust 2012-OSI Class D(b) 6.79% due 04/13/29	1,017,469
USD	1,106,583	Banc of America Funding 2015-R4 Trust Class 8A1(a),(b) 0.61% due 01/27/35	991,742
USD	489,292	Capmark Military Housing Trust 2007-AET2 Class A(b) 6.06% due 10/10/52	494,004
USD	975,000	Castle Aircraft SecuritizationTrust 2015-1 Class A(b) 4.70% due 12/15/40	955,695
USD	250,000	Cerberus Onshore II CLO LLC 2013-1A Class C(a), (b) 4.12% due 10/15/23	248,438
USD	1,100,000	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-GC36 Class C 4.76% due 02/10/49	1,018,818
USD	6,682,638	COMM 2015-CCRE26 Mortgage Trust Class XA(a) 1.07% due 10/10/48	474,467
USD	1,150,000	CSMC Series 2015-12R Class 2A1(a),(b) 0.93% due 11/30/37	1,001,366
USD	1,191,492	Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust Series 2006-0A1 Class A1(a),(c) 0.63% due 02/25/47	902,049
USD	1,000,000	Fortress Credit Opportunities III CLO LP 2014- 3A Class AIT(a),(b) 2.52% due 04/28/26	988,340
USD	1,000,000	FREMF 2015-K46 Mortgage Trust Class B(a),(b) 3.70% due 04/25/48	872,727

		GS Mortgage Securities Corp. Trust 2016-ICE2	
		Class C(a),(b)	
USD	500,000	4.69% due 02/15/33	500,157
		GSMSC Resecuritization Trust 2015-8R Class A	
		(a),(b)	
USD	1,010,190	0.59% due 04/26/37	913,356
		Hilton USA Trust 2013-HLF Class DFL(a),(b)	
USD	906,714	3.19% due 11/05/30	902,074
		Lehman XS Trust Series 2007-2N Class 2A(a),(c)	
USD	1,307,397	0.61% due 02/25/37	878,157
		LSTAR Securities Investment Trust 2014-1(a),(b)	
USD	500,857	3.54% due 09/01/21	495,849
		LSTAR Securities Investment Trust 2015-2 Class	
		A(a),(b)	
USD	1,023,291	2.43% due 01/01/20	1,016,255
		LSTAR Securities Investment Trust 2015-3 Class	
		A(a),(b)	
USD	478,309	2.44% due 03/01/20	467,748
		LSTAR Securities Investment Trust 2015-4 Class	
		A1(a),(b)	
USD	2,251,050	2.43% due 04/01/20	2,183,518
		LSTAR Securities Investment Trust 2016-2 Class	
		A(b)	
USD	1,050,000	2.44% due 03/01/21	1,017,797
		Nationstar HECM Loan Trust 2016-1A Class A(b),	
		(c)	
USD	1,000,000	2.98% due 02/25/26	951,693
		RALI Series 2006-Q010 Trust Class A1(a),(c)	
USD	1,255,957	0.59% due 01/25/37	908,945
		VOLT XXXIX LLC 2015-NP13 Class A1(b)	
USD	964,088	4.13% due 10/25/45	959,159
		VOLT XXXVI LLC 2015-NP10 Class A1(b),(c)	
USD	936,094	3.63% due 07/25/45	929,439
		Washington Mutual Mortgage Pass-Through	
		Certificates WMALT Series 2006-AR9 Trust Class	
		1A(a),(c)	
USD	1,378,631	1.18% due 11/25/46	935,584
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-NXS5	
		Class XA(a)	
USD	4,996,091	1.58% due 01/15/59	499,850
銀行ローン(4.8%)			
		Dole Food Company, Inc.	
USD	294,166	3.50% due 11/01/18	293,462
		JBS USA LLC	
USD	250,000	3.00% due 10/30/22	249,271
		P.F. Chang's China Bistro, Inc.	
USD	446,450	3.25% due 07/02/19	425,801
		Solera LLC	
USD	250,000	4.75% due 02/28/23	250,201
		SRS Distribution, Inc.	
USD	399,250	4.25% due 08/25/22	399,999

		Sterigenics-Nordion Holdings LLC	
USD	300,000	3.25% due 05/16/22	298,125
		Univar USA, Inc.	
USD	497,500	3.25% due 07/01/22	491,826
		Univision Communications, Inc.	
USD	650,000	3.00% due 03/01/20	644,484

社債(21.0%)

		AES Corp.(c)	
USD	500,000	4.88% due 05/15/23	481,250
		Bank of America Corp.(a),(c),(d)	
USD	600,000	6.10% due 12/29/49	591,000
USD	100,000	6.30% due 12/29/49	103,000
		Bumble Bee Holdings, Inc.(b),(c)	
USD	500,000	9.00% due 12/15/17	501,250
		CCOH Safari LLC(b),(c)	
USD	700,000	5.75% due 02/15/26	724,500
		Citigroup, Inc.(a),(c),(d)	
USD	500,000	5.95% due 12/29/49	481,250
		DISH DBS Corp.	
USD	475,000	5.88% due 11/15/24	435,813
		EQT Corp.	
USD	250,000	4.88% due 11/15/21	239,247
		Federal Home Loan Banks	
USD	300,000	5.50% due 07/15/36	413,296
		Federal Home Loan Mortgage Corp.	
USD	150,000	0.00% due 12/14/29	100,050
USD	519,000	6.75% due 03/15/31	783,538
		FNMA Principal Strip	
USD	700,000	0.00% due 05/15/30	456,514
		Freddie Mac Strips	
USD	775,000	0.00% due 03/15/31	493,475
		Gulfstream Natural Gas System LLC(b),(c)	
USD	200,000	4.60% due 09/15/25	195,745

元本金額		有価証券の詳細	純資産	公正価値
米ドル			比率	米ドル
			%	
		Hess Corp.		
USD	150,000	8.13% due 02/15/19		164,804
		Hospitality Properties Trust (c)		
USD	550,000	5.25% due 02/15/26		552,472
		Hyatt Hotels Corp.(c)		
USD	400,000	4.85% due 03/15/26		417,385
		Icahn Enterprises LP(c)		
USD	350,000	5.88% due 02/01/22		332,150
		Micron Technology, Inc.(b),(c)		
USD	500,000	5.25% due 08/01/23		408,750
		Molex Electronic Technologies LLC(b),(c)		
USD	800,000	3.90% due 04/15/25		777,054
		Neptune Finco Corp.(b),(c)		

USD	200,000	6.63% due 10/15/25 Reynolds Group Issuer, Inc.(c)	216,230
USD	200,000	7.13% due 04/15/19 Sprint Communications, Inc.(b)	203,500
USD	500,000	7.00% due 03/01/20 Sunoco Logistics Partners Operations LP(c)	500,000
USD	800,000	5.95% due 12/01/25 Teachers Insurance & Annuity Association of America (a),(b),(c)	803,752
USD	500,000	4.38% due 09/15/54 Tennessee Valley Authority	503,506
USD	500,000	4.25% due 09/15/65	527,399
USD	250,000	5.38% due 04/01/56 T-Mobile USA, Inc.(c)	321,776
USD	100,000	6.00% due 04/15/24 Vector Group, Ltd.(c)	101,250
USD	400,000	7.75% due 02/15/21 Wyndham Worldwide Corp.(c)	420,000
USD	1,000,000	5.10% due 10/01/25	1,050,692

政府債(6.8%)

USD	2,009,000	U.S. Treasury Note 1.63% due 02/15/26	1,979,807
USD	5,141,000	U.S. Treasury Strip Principal 0.00% due 11/15/44	2,341,905

地方債(2.4%)

USD	1,000,000	State of California 7.60% due 11/01/40	1,554,810
米国合計(取得原価45,218,016米ドル)			<u>45,247,907</u>
確定利付証券(取得原価64,967,169米ドル)			<u>64,741,550</u>

短期投資(1.6%)**米国(1.6%)****定期預金(1.6%)**

USD	1,017,438	China Construction Bank 0.14% due 04/01/16	1,017,438
定期預金合計			<u>1,017,438</u>

米国合計(取得原価1,017,438米ドル)**短期投資合計(取得原価1,017,438米ドル)**

投資合計(取得原価65,984,607米ドル)	103.5	65,758,988
--------------------------------	--------------	-------------------

現金およびその他資産を超過する負債額	(3.5)	(2,251,501)
---------------------------	--------------	--------------------

純資産	100.0%	63,507,487
------------	---------------	-------------------

- (a) 2016年3月31日現在の変動利付証券。
- (b) 144A証券 - 1933年証券法ルール144Aに基づく登録免除証券。当該証券は登録免除取引において、通常、適格機関投資家に再売却される可能性がある。別段の記載がない限り、当該証券は流動性があるものとみなされない。
- (c) 償還条項付証券
- (d) 永久的な満期

豪ドル・クラス 2016年3月31日現在未決済先渡為替契約（純資産の0.29%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現 純評価益
			2016年					
AUD	シティバンクN.A.	5,050,003	4月22日	USD	3,696,444	185,218	-	185,218

日本円ヘッジクラス 2016年3月31日現在未決済先渡為替契約（純資産の0.55%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現 純評価益
	シティバンク		2016年					
JPY	N.A.	3,465,071,002	4月22日	USD	30,500,315	347,369	-	347,369

NZドル・クラス 2016年3月31日現在未決済先渡為替契約（純資産の0.15%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現 純評価益
			2016年					
NZD	シティバンクN.A.	3,699,010	4月22日	USD	2,469,792	96,050	-	96,050

トルコ・リラ・クラス 2016年3月31日現在未決済先渡為替契約（純資産の0.12%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現 純評価益
			2016年					
TRY	シティバンクN.A.	4,645,711	4月22日	USD	1,564,790	76,895	-	76,895

南アフリカ・ランド・クラス 2016年3月31日現在未決済先渡為替契約（純資産の0.03%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現評価益	未実現評価 (損)	未実現 純評価益
			2016年					
ZAR	シティバンクN.A.	5,048,326	4月22日	USD	319,975	22,122	-	22,122

リバース・レポ契約 2016年3月31日現在未決済契約（純資産の(3.43)%）

(単位：米ドル)

公正価値

2016年3月31日

現在

取引相手	元本金額	通貨	金利	満期日	現在
メリルリンチ・ピアース・ フェナー・アンド・スミス	514,318	USD	0.99 %	2016年4月1日	(514,318)
メリルリンチ・ピアース・ フェナー・アンド・スミス	989,710	USD	0.99 %	2016年4月4日	(989,710)
メリルリンチ・ピアース・ フェナー・アンド・スミス	156,000	USD	(0.23)%	2016年4月15日	(156,000)
メリルリンチ・ピアース・ フェナー・アンド・スミス	520,171	USD	0.98 %	2016年5月2日	(520,171)
					(2,180,199)

デリバティブの価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのデリバティブ・ポジションの要約を示す。デリバティブの詳細情報については、本財務書類の注記2のデリバティブのセクションおよび注記4の市場リスク、信用リスクおよび戦略リスクのセクションを参照のこと。

（単位：米ドル）

	取引相手	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保受取	担保差入	純額*
店頭デリバティブ						
先渡為替契約	シティバンクN.A.	727,654	-	-	-	727,654
合計		727,654	-	-	-	727,654

* 純額は、債務不履行時における取引相手からの/(への)未収金/(未払金)を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

リバース・レポ契約の価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのリバース・レポ・ポジションの要約を示す。リバース・レポ契約の詳細情報については、本財務書類の注記2(0)および注記4のリスク要因のセクションを参照のこと。

（単位：米ドル）

	取引相手	リバース・レポ 契約の価値	担保受取	担保差入	純額*
リバース・レポ 契約	メリルリンチ・ピアース・ フェナー・アンド・スミス	(2,180,199)	-	-	(2,180,199)
合計		(2,180,199)	-	-	(2,180,199)

* 純額は、債務不履行時における取引相手からの/(への)未収金/(未払金)を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

通貨の略称

AUD	—豪ドル
JPY	—日本円
NZD	—ニュージーランド・ドル
TRY	—トルコ・リラ
USD	—米ドル
ZAR	—南アフリカ・ランド

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記

2015年9月9日（運用開始日）から2016年3月31日までの期間（未監査）

1. 組織

ダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2015年8月7日付の追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2015年9月9日に運用を開始した。

ファンドは、豪ドル・クラス、日本円ヘッジクラス、日本円ヘッジなしクラス、NZドル・クラス、トルコ・リラ・クラス、米ドル・クラス、および南アフリカ・ランド・クラスの7つの受益証券クラスを提供している。すべてのクラスは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスは類似する資産プールに投資する。各クラスの通貨は米ドルに対してヘッジされるが、日本円ヘッジなしクラス受益証券および米ドル・クラス受益証券ではヘッジは行われない。将来、別のクラスの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドの投資目的は、広範な確定利付証券市場の中で相対的に高い収益をもたらす仕組債および社債を含む、しかしこれらに限定されない様々な確定利付証券に投資することである。主に米ドル建て確定利付証券への投資を通じて、当期収益と資本増価の組合せにより、総合利回りの最大化を追求する戦略である。

当ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス—投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「投資運用会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2015年9月9日からファンドの中間期末日である2016年3月31日までの期間が反映されている。ファンドの中間期末は3月の最終営業日（土日を除く、日本およびニューヨークの銀行が通常の銀行業務を行うことを承認された営業日であり、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日）である。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、経営者に、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの各受益証券の純資産価額は、各受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各クラス受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品ディーラーの営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

すべての米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートを用いて米ドル相当額に換算される。

(B) 公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル1－公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2－公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3－公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社がその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における取引市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式および定期預金が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

活発でないと見なされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な他の価格形成ソースに基づく投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先渡取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いために重要な観察不能なインプットを含んでいる。レベル3の投資には、プライベート・エクイティおよび社債が含まれることがある。これらの有価証券には観察可能な価格がないため、公正価値の算出には評価技法が使用される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブの取得原価がヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高についてファンドが予想する価値と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、あるいはヘッジ取引が利用できる、またはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同金融商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2016年3月31日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

				(単位：米ドル)
資産	(調整前)			
	活発な市場における同 一の投資の公表価格 (レベル1)	重要なその他の観察可 能なインプット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	公正価値 2016年3月 31日現在
社債				
オーストラリア	-	250,000	-	250,000
カナダ	-	728,584	-	728,584
ルクセンブルグ	-	291,375	-	291,375
メキシコ	-	402,800	-	402,800
ペルー	-	352,625	-	352,625
米国	-	13,300,648	-	13,300,648
アセット・バック証券				
ケイマン諸島	-	15,704,873	-	15,704,873
米国	-	23,017,568	-	23,017,568
地方債				
米国	-	1,554,810	-	1,554,810
政府債				
ドミニカ共和国	-	495,000	-	495,000
ケニア	-	471,250	-	471,250
米国	-	4,321,712	-	4,321,712
銀行ローン				
ケイマン諸島	-	797,136	-	797,136
米国	-	3,053,169	-	3,053,169
短期投資				
定期預金	1,017,438	-	-	1,017,438
投資合計	1,017,438	64,741,550	-	65,758,988
デリバティブ**				
資産				
先渡為替契約	-	727,654	-	727,654

* 有価証券のカテゴリーの詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** デリバティブには、先渡為替契約に係る未実現評価益／(損)が含まれている。

特定のファンドの資産および／または負債の帳簿価額は、財務書類上は公正価値に近似している。2016年3月31日現在、当該資産および／または負債は以下の通り分類されている。

	(単位：米ドル)		
	活発な市場における同 一の投資の公表価格 (レベル1)	重要なその他の観察 可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)
			公正価値 2016年3月 31日現在
負債			
リバース・レポ契約	-	(2,180,199)	- (2,180,199)

2016年3月31日に終了した期間において、レベル1、レベル2およびレベル3間における振替はなかった。当ファンドは、レベル間の振替を行った投資を期末に会計処理する。

(C) **有価証券取引および投資収益** 財務報告の目的上、有価証券取引は約定日に計上される。発行日取引または特約日受渡取引により購入または売却された有価証券は、約定日から1か月以上後に決済されることがある。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。受取利息は、プレミアムおよびディスカウントの償却額を調整して、発生主義に基づき計上される。分配収益は配当落ち日に計上される。投資収益は源泉徴収後の金額で計上される。クーポン回収が見込めない有価証券については、クーポン収入は認識されない。プレミアムおよびディスカウントの償却は、満期までの利回りに基づき会計処理される。モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券のペイダウン損益がある場合には、受取利息の構成要素として損益計算書に認識される。その他収益には、定期預金の受取利息が含まれることがある。

(D) **費用** 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行報酬および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) **特約日受渡取引** ファンドは、特約日受渡基準で有価証券を売買することがある。当該取引は、事前に決めた価格または利回りで有価証券を購入または売却するというファンドのコミットメントを伴うものであり、支払および受渡は慣習的な決済期間を超えて行われる。特約日受渡購入が未決済の場合、ファンドは、購入価格に見合った十分な金額の流動性資産を区分する。

(F) **分配方針** 受託会社は、管理会社の指示により受益者に分配を支払う。管理会社は通常、各分配計算期間に対応するファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、経費および費用、ならびにヘッジクラスの場合には適用されるヘッジ通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配の金額を決定する。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もある。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券クラスに帰属する資本から支払われることがある。

2016年3月31日に終了した期間に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

	(単位：米ドル)
受益者への分配	金額
豪ドル・クラス	75,850
日本円ヘッジクラス	596,858
日本円ヘッジなしクラス	396,582
NZドル・クラス	58,131
トルコ・リラ・クラス	107,000
米ドル・クラス	84,248
南アフリカ・ランド・クラス	14,520
分配合計	1,333,189

(G) **現金および外国通貨** ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益、ならびに収益および費用は、各取引日および報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(H) **定期預金** ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。

(I) **先渡為替契約** ファンドは、ファンドの有価証券の一部または全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入または売却の決済に関連して、あるいは投資戦略の一環として先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2016年3月31日現在、未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(J) **モーゲージ・バック証券** ファンドはモーゲージ・バック証券に投資することがある。モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、商業用モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジデュアル、ストリップ型モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）、ならびに直接的または間接的な不動産モーゲージ・ローンに対する参加持分を示している、もしくは当該ローンを担保および支払源としているその他の証券が含まれる。ファンドは米国政府機関（FNMA/FHLMC/GNMA）により発行または保証されているモーゲージ・バック証券およびCMOにのみ投資することがある。

一部のモーゲージ・バック証券の価値は、実勢金利の変動による影響を特に大きく受ける可能性がある。一部のモーゲージ関連証券に関して元本が早期返済された場合、元本再投資によるファンドの利回りは低くなる可能性がある。金利が上昇すると、通常、モーゲージ関連証券の価値は低下するが、金利が低下した場合であっても、期限前償還条項のあるモーゲージ関連証券の価値は、他の確定利付証券ほどは上昇しない可能性がある。基礎となるモーゲージの期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、当該証券の実効期間が購入時の予想より短縮または延長される可能性がある。基礎となるモーゲージの期限前償還率が予想と異なりモーゲージ関連証券の実効期間が予想より長くなった場合、当該証券のボラティリティは拡大するものと予想される。当該証券の価値は、発行体の信用度についての市場の認識に応じて変動する可能性がある。また、モーゲージおよびモーゲージ関連証券には、通常は何らかの形式の政府または民間による保証、および／または保険による保証があるが、民間の保証会社または保険会社が債務を履行する確証はない。2016年3月31日現在で保有しているモーゲージ・バック証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(K) **米国政府機関または政府系企業** 米国政府機関または政府系企業により発行された証券は、米国財務省により保証されていない場合もある。米国政府が全額出資している連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）は、米国政府の十分な信頼と信用に裏付けられており、GNMAが承認した機関により発行され、連邦住宅局または退役軍人省により保証されているモーゲージ・プールを裏付けとする証券の元本および利息について、期日通りの支払を保証する権限を与えられている。政府関連保証会社（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けがない）には、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「フannieメイ」という。）および連邦住宅金融抵当金庫（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれている。FNMAが発行したパススルー証券は、元本および利息の期日通りの支払についてFNMAによる保証はあるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは利息の期日通りの支払と最終的な元本の回収を保証しているが、当該参加証券には米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。2016年3月31日現在で保有している米国政府機関または政府系企業により発行された証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(L) **ソブリン債** ファンドは主に新興国によって発行されたまたは保証されているソブリン債に投資することがある。ソブリン債への投資は、高程度リスクを伴うものである。ソブリン債の返済を管理する政府機関には、元本および／または利息の支払を条件通りに行う能力もしくは意向がないことがある。元本および利息を期日通りに返済する政府機関の意向または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備金の程度、返済期日における十分な外貨の利用可能性、経済全体に対する債務返済負担の相対的規模、国際通貨基金に関する政府機関の方針、および政府機関に影響を及ぼし得る政治的制約により左右される可能性がある。政府機関は、債務の元本および遅延利息を減少させるために、米国以外の政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支援に頼る可能性もある。これらの政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支払のコミットメントは、経済改革の実施および／または景気や当該債務者による適時返済が条件となっている場合がある。改革が実施されない場合や、景気レベルが達成されない、もしくは元本または利息が期日通りに返済されない場合には、このような第三者による政府機関への資金貸付のコミットメントは取り消されることもあり、これにより当該債務者が期日通りに債務を返済する能力または意向はさらに損なわれる可能性がある。その結果、政府機関のソブリン債はデフォルトとなる可能性がある。

ソブリン債の保有者は、債務返済の繰延を認め、当該政府機関に追加の貸付を行うよう要請されることがある。政府機関がデフォルトした場合、当該債務を回収するための効果的な法律上の救済策はほとんどない、もしくは全くない。

逼迫している市場（経済が行き詰っている国）への投資は、逼迫していない市場への投資よりも大きなリスクを伴う可能性があり、当該投資の価格はより不安定となる可能性がある。逼迫している市場における政治、社会または経済の変化は、ファンドの投資の市場価格および収益、ならびに当該金額を本国へ送り返すファンドの能力に甚大な影響を及ぼす可能性がある。2016年3月31日現在で保有しているソブリン債は、投資有価証券明細表に記載されている。

(M) **地方債** 地方債は、通常、米国の州および地方自治体、ならびにその機関、当局およびその他の補助機関により発行されている。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律またはその他の政治的事象もしくは発行体の破産による影響を受ける可能性がある。2016年3月31日現在で保有している地方債は、投資有価証券明細表に記載されている。

(N) **銀行ローン** ファンドは、固定金利および変動金利のローンに投資することがあるが、投資の形態は、通常、ローン・パーティシペーションやローン・パーティシペーションの一部割当であり、以下のローン商品を含む場合がある。2016年3月31日現在の銀行ローン残高については、投資有価証券明細表に記載されている。

シニアローン シニアローンは、通常、様々な業界および地域において事業を運営している企業、パートナーシップおよびその他の事業体に提供される。シニアローンは、通常、借入人の資本構造の最も上位のポジションを占め、特定の担保で保証されており、借入人の一般資産に対する請求権は劣後債務保有者や株主より上位である。借入人は、シニアローンによる収入を、主としてレバレッジド・バイアウト、資本再構成、合併、買収および株式買戻しの資金として利用しているが、それより少ない金額を内部的成長やその他の企業目的にも利用している。シニアローンの金利は、通常、基準貸出金利にプレミアムを加えたものを参照して、日次、月次、四半期毎または半年毎に算出される。これらの基準貸出金利は、LIBOR 1つまたは複数の主要な米国銀行により提示されるプライム・レート、もしくは譲渡性預金金利または商業貸付会社が使用するその他の貸出基準金利とするのが通常である。当該投資の質は、通常、投資適格を下回る。

第二順位担保権付ローン 第二順位担保権付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。第二順位担保権付ローンは、関連する借入人の1つまたは複数のシニアローンに次いで返済される。第二順位担保権付ローンは、通常、第二順位の担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンと同様の保護および権利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済の優先順位は、関連する借入人のシニアローン以外の債務には劣後しない（劣後しない条件になっている）。シニアローン同様に、第二順位担保権付ローンにも調整可能な変動金利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済順位はシニアローンの次であるため、投資リスクの程度はより高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。当該投資の質は、通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後していることを除けば、第二順位担保権付ローンの特徴およびリスクは上記のシニアローンに類似している。

その他の担保付ローン シニアローンおよび第二順位担保権付ローンを除くその他の担保付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。当該担保付ローンの返済順位は、借入人の1つまたは複数のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後している。当該担保付ローンは、通常、優先度の低い担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証

する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する保護および権利が付されている。当該担保付ローンは、将来において借入人がより上位の債務を借入れた場合、それに返済順位が劣後する可能性がある。当該担保付ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されていることがある。当該担保付ローンの返済順位は、関連する借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後しているため、投資リスクはシニアローンおよび第二順位担保権付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。当該投資の質は、通常、投資適格を下回る。返済順位がさらに劣後していることを除けば、当該投資の特徴およびリスクは上記のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに類似している。しかしながら、当該担保付ローンの返済順位は、関連する借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後しているため、上位にある担保付債務の影響を考慮した場合、予定されている返済を行うのに借入人のキャッシュ・フローおよびローンの担保となっている不動産が不十分となる追加的リスクにさらされる可能性がある。また当該担保付ローンは、シニアローンおよび第二順位担保権付ローンに比べて価格のボラティリティが高く、流動性が低い可能性がある。さらに、オリジネーターが、当該担保付ローンにおける参加持分を売却できず、信用リスクのエクスポージャーが拡大する可能性もある。

無担保ローン 無担保ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。無担保ローンの返済の優先順位は、通常、借入人の担保付債務保有者よりも低い。無担保ローンには、担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権による保証はない。無担保ローンの返済順位は、その条件に従い、シニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンを含む関連する借入人のその他の債務に劣後している。無担保ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されていることがある。無担保ローンは、借入人の担保付債務に劣後しているため、投資リスクは担保付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。当該投資の質は、通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後しており無担保であることを除けば、当該投資の特徴およびリスクは上記のシニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンに類似している。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠 ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠を締結する、もしくはそれらへの参加持分を取得することがある。これらのコミットメントでは、貸出人は規定の期間において借入人の要求に応じて上限金額までの貸出を行うことに同意している。ファンドは、投資の増額決定を自らは行わないような場合であっても（会社の財務状況により返済されない可能性が高い場合等）、これらのコミットメントにより、投資の増額を求められる可能性がある。ファンドは、追加資金を貸出す義務を有している範囲において、当該義務を果たすのに十分な金額の分だけ、投資運用会社により流動性があると判断された資産を区分する、または「確保する」。

銀行ローンの利息に関連して、ファンドは、未実行銀行ローン利息（以下「コミットメント」という。）を締結することがある。これらのコミットメントに関連して、ファンドは、主に約定額の割合に応じて設定されるコミットメント手数料を稼得する。当該手数料は、損益計算書の受取利息に含まれ、コミットメントの期間にわたって比例配分で認識される。未実行銀行ローン利息は、日次で時価評価され、未実現評価損益が資産負債計算書および損益計算書に計上される。2016年3月31日現在、ファンドには、未実行銀行ローン利息はない。

(O) **リバース・レポ契約** ファンドは、マスター買戻契約（以下「MRA」という。）の条件に従ってリバース・レポ取引（以下「RVP」という。）を行うことがある。これによりファンドは有価証券を売却し、相互に合意した日付および価格において当該有価証券を買戻すことに合意する。ファンドは、リバース・レポ契約を締結する時点で、買戻価格と同等の価値を有する流動資産を資産保管会社における分別勘定に区分する。MRAおよびその他のマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは、債務不履行時には、支払額および／または受取額と、保有する担保および／または取引相手方への差入担保とを相殺し、ファンドへの純額支払もしくはファンドによる純額支払で決済することを認められている。MRAの取引相手方の債務不履行時には、ファンドは、当該取引相手方が保有しているおよび／または当該取引相手方へ差入れている超過担保（買戻価格を超過する市場価値のある担保）について、無担保債権者とみなされる可能性があり、このため当該超過担保の返却が遅延するまたは否認される可能性がある。2016年3月31日に終了した期間に締結されていたリバース・レポ契約の平均価額は2,846,386米ドルであり、日次加重平均金利は0.78%であった。当該期間において、ファンドは取引相手方より利息純額の支払を受けている。2016年3月31日現在、ファンドが締結しているリバース・レポ契約は2,181,257米ドルであり、資産負債計算書に計上されている。

(P) **デリバティブ** ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対

象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。当期において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャーによって分類される当ファンドのデリバティブの公正価値の要約である。

**2016年3月31日現在の資産負債計算書上のデリバティブの公正価値
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ**

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク*
デリバティブ資産	
先渡為替契約に係る未実現評価益	727,654

* 総額は、資産負債計算書の未決済の先渡為替契約に係る未実現評価益/(損)の項目に示されている。

**デリバティブが2016年3月31日に終了した期間の損益計算書に及ぼす影響
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ**

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク
運用の結果として認識された、デリバティブに係る実現利益(損失)	
先渡為替契約に係る実現純利益	1,687,827

運用の結果として認識された、デリバティブに係る未実現評価益(損)の変動

先渡為替契約に係る未実現評価益の純変動	727,654
---------------------	---------

2016年3月31日に終了した期間における未決済の先渡為替契約の平均想定元本はおおよそ以下の通りであった。

（単位：米ドル）

豪ドル・クラス	2,173,884
日本円ヘッジクラス	27,243,609
NZドル・クラス	1,890,132
トルコ・リラ・クラス	1,000,341
南アフリカ・ランド・クラス	248,629

ファンドおよび特定の取引相手（店頭デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）は、国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットティング契約の当事者である。マスターネットティング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、不履行、契約の早期終了およびその他に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入れすることのできる金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保

管され、投資有価証券明細表において識別される。2016年3月31日現在、担保差入れされている証券または現金はない。

3. 受益証券

2016年3月31日現在、すべての発行済受益証券は3受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の申込 受益証券は1口当たり純資産価格で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料が課される。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」および「代行協会員」という。）に支払われる。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格）で買い戻してもらうよう、管理事務代行会社に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常または特定の状況、または英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況において別段の決定をしない限り取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定クラスの受益証券口数に関して行われる。各受益証券クラスに関して、買戻日（各取引日および／または管理会社がファンドまたはファンドの受益証券クラスに関して受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われぬ。

4. リスク要因

以下はファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A)市場リスクおよび選定リスク

市場リスクは、ファンドが投資している1つまたは複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含む。選定リスクは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B)金利リスク

金利リスクは、確定利付証券の価格が、金利が下落した場合に一般的に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇したり、投資運用会社の予測とは異なる方法で変動したりした場合、ファンドは損失を被ることがある。

(C)カウンターパーティのブローカー・リスク

先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないため標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現金」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対して債務不履行となることがある。そのような債務不履行は、ファンドにとって重大な損失となり得る。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差し入れることがある。

ファンドは、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーを減らすため、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶ。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を得る。マスターネットティング契約により、それぞれの当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了し、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得

る。店頭デリバティブに関連する、カウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティのファンドに対する差入担保を超過する金額である。ファンドは、カウンターパーティが店頭デリバティブから得る利益に対して、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益を超過する額の担保の差し入れを要求されることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受け、そのような担保がある場合には、投資有価証券明細表で表示される。

(D)信用リスク

信用リスクは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって左右される。

(E)為替リスク

ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、他の通貨建ての有価証券は、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建ての有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのクラスは、該当する場合、ファンドまたはクラスのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が成績の良い為替プログラムを採用する保証はなく、ファンドまたはクラスの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはクラスに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはクラスは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(F)流動性リスク

ファンドのすべての投資が上場または格付されることはないことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産をそれぞれの公正価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求の資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価格の下落が生じる可能性がある

(G)補償リスク

ファンドへの投資は、政府、政府の機関または補助機関、または銀行保証ファンドによる保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券ではなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および／または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当たり純資産価格の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(H)外国証券リスク

米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で所有有価証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および／または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依拠していることがあり、外交の展開、特定の単一または複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変更、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重

税等の政府の行為により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの行為は、有価証券の価格に多大な影響を及ぼす、またはファンドの外国有価証券を売買する能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(I) デリバティブ・リスク

ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの強化の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドはリスク・エクスポージャーを他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的に増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ **信用リスク**—デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ **レバレッジ・リスク**—比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ **流動性リスク**—一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考えられる価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利または通貨リスクなどの他のリスクを軽減するために策定された戦略の一環としてデリバティブを用いる。ファンドは、レバレッジの目的でデリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の複数のリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値を変動させるリスクは原資産、金利または指数と完全に相関しないことがある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) 社債

ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) ソブリン債

ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済に関する政府機関の債務ポジションの相対的規模または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、満期が到来したソブリン債に関する利息の支払および元本の返済を遅滞し、または拒否するというリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部を回収することを可能とする破産手続もない。

(L) 為替契約リスク

豪ドル・ヘッジ受益証券、日本円ヘッジ受益証券、日本円受益証券、NZドル・ヘッジ受益証券、トルコ・リラ・ヘッジ受益証券および南アフリカ・ランド・ヘッジ受益証券の保有者の勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券クラスの取引対象通貨を購入する為替取引を締結することになる。かかる為替取引によ

り、豪ドル・ヘッジ受益証券、日本円ヘッジ受益証券、日本円受益証券、NZドル・ヘッジ受益証券、トルコ・リラ・ヘッジ受益証券および南アフリカ・ランド・ヘッジ受益証券の投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券クラスの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券クラスの取引対象通貨が米ドルに対して値を下げ、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が減少することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資した金額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、豪ドル・ヘッジ受益証券、日本円ヘッジ受益証券、日本円受益証券、NZドル・ヘッジ受益証券、トルコ・リラ・ヘッジ受益証券および南アフリカ・ランド・ヘッジ受益証券に関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあるため、外国為替レートリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の方針変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動により、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく予想費用水準と大きく異なる可能性がある。

(M)コール・リスク

金利が低い場合、発行体は「償還条項付証券」を対象とする債務を早期返済することが多い。この場合、当ファンドは利回りの低い投資に収入を再投資しなければならない可能性があり、再投資しなければ、金利の低下により生じる可能性がある価値の上昇による便益を受けないことがある。

5. 保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の遂行から生じる一定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していない、ファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、ファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

6. 所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金も、ファンドを構成する資産、またはファンドの下で生じる収益、あるいはかかる資産または収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類上に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を実施する意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合、ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準成文化740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に支持される可能性が高いか否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2016年3月31日現在、調査対象となっている税務年度は、米国以外の主要な税務管轄ごとに運用開始日から当会計年度までの除斥期間に基づき、様々である。米国連邦管轄による調査対象となっている税務年度には、運用開始日から2016年3月31日までの期間が含まれる。

7. 報酬および費用

(A) 会計および管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額に基づき毎日計上され、毎月支払われる年間報酬を受け取る。管理事務代行会社は、純資産の最初の500百万米ドルについては0.06%、純資産の次の500百万米ドルについては0.05%、10億米ドル超の純資産については0.04%の年間報酬（月間最低報酬額は3,750米ドル）を受け取る。2016年3月31日に終了した期間に管理事務代行会社が稼得した報酬ならびに管理事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 資産保管報酬

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）と資産保管契約を締結しており、資産保管会社は平均純資産の0.01%から0.70%の保管報酬を受け取る。また資産保管会社は、専門的な処理に対して1取引につき10米ドルから100米ドルの取引費用を受け取る。2016年3月31日に終了した期間に資産保管会社が稼得した報酬および2016年3月31日現在の資産保管会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、年間10,000米ドルで毎月後払いされる報酬を受け取る。2016年3月31日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬および受託会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、すべての取引について平均純資産から年率0.01%の報酬と1取引につき10米ドルを受け取り、マニュアル取引については1取引につき追加で25米ドルを受け取る。2016年3月31日に終了した期間に名義書換事務代行会社が稼得した報酬ならびに2016年3月31日現在の名義書換事務代行会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) カレンシー・エージェント報酬

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「カレンシー・エージェント」という。）と為替管理事務代行契約を締結しており、カレンシー・エージェントは各受益証券クラス—豪ドル・クラス受益証券、日本円ヘッジクラス受益証券、NZドル・クラス受益証券、トルコ・リラ・クラス受益証券および南アフリカ・ランド・クラス受益証券の総平均純資産の0.03%（年率）の報酬を受け取る。2016年3月31日に終了した期間にカレンシー・エージェントが稼得した報酬および2016年3月31日現在のカレンシー・エージェントに対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 管理報酬

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任に関して受託会社を管理する。管理会社は、ファンドの平均純資産から年率0.02%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2016年3月31日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬および管理会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(G) 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの平均資産から年率0.525%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2016年3月31日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬および投資運用会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) 管理会社代行サービス報酬

大和証券投資信託委託株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という。）は、日本国内でサービスを提供する投資信託管理会社として管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、ファンドの平均純資産から年率0.35%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2016年3月31日に終了した期間に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および管理会社代行サービス会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(I) 販売報酬および代行協会員報酬

大和証券株式会社（以下「販売会社」および「代行協会員」という。）は、公募受益証券の日本での販売会社である。販売会社は、ファンドの資産から年率0.65%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有す

る。2016年3月31日に終了した期間に販売会社が稼得した報酬および販売会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、ファンドの資産から年率0.10%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2016年3月31日に終了した期間に代行協会員が稼得した報酬および代行協会員に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(J) その他の費用

ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには(i)政府関連の手数料、(ii)仲介手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、(iii)支払利息を含む借入費用、(iv)訴訟および補償費用を含む特別費用、(v)監査報酬ならびに(vi)印刷費が含まれるが、これらに限定されない。

8. 後発事象

受託会社は、これらの財務書類の発行準備が整った日である2016年5月20日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2016年4月1日から2016年5月20日までに、3,116,556米ドルの受益証券の発行および763,962米ドルの受益証券の買戻が行われた。同期間中に分配および再投資は行われなかった。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年3月末日現在)

		米ドル (IV、Vを除く)	千円 (IV、Vを除く)
I	資産総額	64,022,850.21	7,214,095
II	負債総額	515,380.18	58,073
III	純資産総額（I - II）	63,507,470.03	7,156,022
IV	発行済口数		
	米ドル・コース	65,416口	
	豪ドル・コース	50,797口	
	NZドル・コース	37,284口	
	南アフリカ・ランド・コース	5,049口	
	トルコ・リラ・コース	46,888口	
V	1口当たり 純資産価格		
	米ドル・コース	99.69米ドル	11,233円
	豪ドル・コース	99.66豪ドル	8,596円
	NZドル・コース	99.73NZドル	7,767円
	南アフリカ・ランド・コース	1,006.60南アフリカ・ ランド	7,590円
	トルコ・リラ・コース	99.36トルコ・リラ	3,951円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 アメリカ合衆国、MA 02110-1548、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア50番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（2）受益者集会

受託会社は、純資産総額の3分の1以上に相当する受益者または合計で発行済受益証券の3分の1以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。15日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各受益証券毎に1議決権を有します。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第三部 【特別情報】**第1 【管理会社の概況】****1 【管理会社の概況】****（1）資本金の額（平成28年3月末日現在）**

資本金の額は5,000万円です。なお、一株当たり1円の株式5,000万株を発行済です。

設立日（平成17年8月8日）以降本書の日付現在まで資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とします。

信託証書において規定されているとおり、管理会社の業務は、ファンド証券の登録名義書換事務、純資産総額の計算等の管理事務代行業務を含みます。

平成28年3月末日現在、管理会社は、以下のとおり投資信託の管理および運用を行っています。

（平成28年3月末日現在）

国別（設立国）	種類 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド契約型	6	6,152万豪ドル 4億7,358万米ドル 59億円 3,053万ニュージーランド・ドル 11億8,207万南アフリカ・ランド 8,933万トルコ・リラ

3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第5項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b. 下記財務諸表は、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

貸借対照表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 (平成26年３月31日現在)	当事業年度 (平成27年３月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	148,397,221	172,486,273
未収収益	1,357,597	1,461,644
前払費用	715,406	835,599
流動資産合計	150,470,224	174,783,516
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	30,876	36,051
投資その他の資産合計	30,876	36,051
固定資産合計	30,876	36,051
資産合計	150,501,100	174,819,567
負債の部		
流動負債		
未払費用	1,350,500	1,374,800
流動負債合計	1,350,500	1,374,800
負債合計	1,350,500	1,374,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	99,150,600	123,444,767
利益剰余金合計	99,150,600	123,444,767
株主資本合計	149,150,600	173,444,767
純資産合計	149,150,600	173,444,767
負債純資産合計	150,501,100	174,819,567

（２）【損益計算書】

損益計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 〔 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日 〕	当事業年度 〔 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日 〕
営業収益		
運用管理報酬	16,929,351	16,266,722
営業収益合計	16,929,351	16,266,722
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	842,553	993,938
支払報酬手数料	2,052,091	1,928,298
租税公課	32,974	34,403
販売費及び一般管理費合計	2,927,618	2,956,639
営業利益	14,001,733	13,310,083
営業外収益		
為替差益	3,369,704	10,759,422
受取利息	214,020	224,662
営業外収益合計	3,583,724	10,984,084
経常利益	17,585,457	24,294,167
税引前当期純利益	17,585,457	24,294,167
当期純利益	17,585,457	24,294,167

株主資本等変動計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

前事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	
		その他	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	81,565,143	81,565,143	131,565,143	131,565,143
当期変動額					
当期純利益		17,585,457	17,585,457	17,585,457	17,585,457
当期変動額合計	-	17,585,457	17,585,457	17,585,457	17,585,457
当期末残高	50,000,000	99,150,600	99,150,600	149,150,600	149,150,600

当事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	
		その他	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	99,150,600	99,150,600	149,150,600	149,150,600
当期変動額					
当期純利益		24,294,167	24,294,167	24,294,167	24,294,167
当期変動額合計	-	24,294,167	24,294,167	24,294,167	24,294,167
当期末残高	50,000,000	123,444,767	123,444,767	173,444,767	173,444,767

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	—	—	50,000,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	—	—	50,000,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成26年3月31日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	148,397,221	148,397,221	—
資産計	148,397,221	148,397,221	—

当事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	172,486,273	172,486,273	—

資産計	172,486,273	172,486,273	—
-----	-------------	-------------	---

〈注〉金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

〈注２〉時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	前事業年度 (平成26年３月31日現在)	当事業年度 (平成27年３月31日現在)
(１) その他有価証券 非上場株式	30,876	36,051

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社に関する注記

大和証券投資信託委託株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
1株当たり純資産額	2円98銭	1株当たり純資産額	3円47銭
1株当たり当期純利益	0円35銭	1株当たり当期純利益	0円49銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（円）	17,585,457	24,294,167
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務書類

- a. 管理会社の間接財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）第76条第4項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b. 下記中間財務諸表は、独立監査人の中間監査を受けておりません。

(1) 資産及び負債の状況

貸 借 対 照 表

平成27年9月30日現在

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

単位：円

資 産 の 部		
流 動 資 産		
預 金	175,350,173	
未 収 収 益	1,476,935	
前 払 費 用	278,534	
流動資産計		177,105,642
固 定 資 産		
（投資その他の資産）		
投資有価証券	35,988	
投資その他の資産計	35,988	
固定資産計		35,988
資産合計		177,141,630
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 費 用	687,400	
流動負債計		687,400
負債合計		687,400
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資 本 金		50,000,000
利益剰余金		
（その他利益剰余金）		
繰越利益剰余金	126,454,230	
利益剰余金合計		126,454,230
株主資本合計		176,454,230
純資産合計		176,454,230
負債・純資産合計		177,141,630

(2) 損益の状況

損 益 計 算 書

自 平成27年4月1日

至 平成27年9月30日

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

単位：円

営 業 収 益		
運用管理収入		8,941,396
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	557,065	
支払報酬手数料	1,502,545	
租税公課	17,023	2,076,633
営業利益		6,864,763
営 業 外 収 益		
受取利息	111,161	111,161
営 業 外 費 用		
為替差損	3,966,461	3,966,461
経常利益		3,009,463
税引前当期純利益		3,009,463
当期純利益		3,009,463

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	123,444,767	123,444,767	173,444,767	173,444,767
当期変動額					
当期純利益		3,009,463	3,009,463	3,009,463	3,009,463
当期変動額合計	0	3,009,463	3,009,463	3,009,463	3,009,463
当期末残高	50,000,000	126,454,230	126,454,230	176,454,230	176,454,230

自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	99,150,600	99,150,600	149,150,600	149,150,600
当期変動額					
当期純利益		11,295,322	11,295,322	11,295,322	11,295,322
当期変動額合計	0	11,295,322	11,295,322	11,295,322	11,295,322
当期末残高	50,000,000	110,445,922	110,445,922	160,445,922	160,445,922

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度期首 株式数	前中間会計期間 増加株式数	前中間会計期間 減少株式数	前中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	—	—	50,000,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	—	—	50,000,000
合 計	50,000,000	—	—	50,000,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前中間会計期間（平成26年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	159,502,195	159,502,195	—
資産計	159,502,195	159,502,195	—

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	175,350,173	175,350,173	—
資産計	175,350,173	175,350,173	—

<注>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：円)

区分	前中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	32,835	35,988

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社に関する注記

大和証券投資信託委託株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	3円21銭	1株当たり純資産額	3円53銭
1株当たり中間純利益	0円23銭	1株当たり中間純利益	0円06銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益（円）	11,295,322	3,009,463
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の利益相反の可能性について注意しなければなりません。

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社、ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「利害関係者」といいます。）はそれぞれ、ファンドと利益の相反を時折生じる可能性がある他の金融活動、投資活動またはその他の専門的活動に関与することができます。当該活動には、他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社、管理会社または販売会社としての行為、および他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、助言者または代理人としての業務提供が含まれます。特に、管理会社は、組入証券の売買、仲介業務、ファンドと類似するまたは重複する投資目的を有する他の投資ファンドの運用または助言業務の提供に関与することがあります。管理会社は、ファンドに提供される業務に類似する業務を第三者に提供することができるものとし、また、利害関係者は、当該活動から得られる利益に関し説明責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社は、適切な場合には、当該利益相反の公正な解決を確保するよう努力します。

受託会社または法人である受託会社の関連会社は、ファンドに関して、得られる利益に関して説明責任を負うことなく、顧客と締結した条件と同じ条件に基づき、銀行として行為し、かつ業務を遂行することができます。また、受託会社は、業務のために関連会社のいずれかに口座を開設しかつ契約を締結することができます。

受託会社は、信託証書または一般法上認められる取引を開始する権限または裁量権を行使し、かつ当該取引を履行することができます。ただし、受託会社は、権限もしくは裁量権を行使するかまたは取引を履行する方法または結果について異なるまたは相反する一定の利害関係（個人的な利害関係であるかまたは他の決済に係る単独の受託者もしくは受託者の一人としての利害関係であるかを問いません。）を有する可能性があり、また、その結果かかる地位において取得または派生した利益について説明責任を負いません。ただし、受託会社は、自ら異なるまたは相反する利害関係を有する事項について単なる形式上の当事者である場合を除き、当事者として行為することを放棄することができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、ファンドに何らかの関係を有する法人、機関または会社の役員、従業員、代理人または顧問として獲得した合理的な報酬またはその他の合理的な特典について説明責任を負いません。ただし、その状況または任務は、受託会社としての立場、またはファンドに何らかの形で帰属するかもしくは関連する持分、株式、財産、権利または権限を権利として、それを用いてまたはそれを理由として取得、または保有もしくは維持されることができません。

適用法上定められるところに従い、管理会社は、ファンドの勘定で、利害関係者または当該者により助言を受け、運用される投資信託もしくは勘定から証券を取得するか、または当該利害関係者等に証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自ら適切とみなすところにより当該受益証券を処理することができます。利害関係者は、類似する投資対象がファンドにより保有される可能性があるにもかかわらず、自らの勘定で、投資対象を売却、保有および処理することができます。

利害関係者は、受益者またはファンドによりもしくはファンドの勘定で証券を保有する事業体と金融取引またはその他の取引に関する契約を締結するかまたは当該契約もしくは取引を履行することができます。更に、利害関係者は、ファンドの勘定で自ら行うファンドの投資対象の売却または購入に関して協議を行う手数料および利益（ファンドの利益となるかまたは利益とならないことがあります。）を受領することができます。

5 【その他】

(a) 取締役の変更

取締役は、普通決議株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

(b) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主資本の増加等一定の事項を除き、株主総会の特別決議が必要です。

(c) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ケイマン諸島法の一般原則に基づき、CIMAの事前承認を得て、ケイマン諸島の投資信託を管理運用する権限を授与されている他の会社に、事業譲渡を行うことができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(d) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「投資運用会社」）

(Guggenheim Partners Investment Management, LLC)

① 資本金の額

平成26年12月末日現在、約1億1,287万米ドル（約127億円）

② 事業の内容

グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づき米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されています。

(2) インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(Intertrust Trustees (Cayman) Limited)

① 資本金の額

平成27年12月末日現在、約133万米ドル（約1億4,986万円）（発行済・払込済株式資本25,025ケイマン・ドル（29,910米ドル）（1株1ケイマン・ドルの株式25,025株）および株式払込剰余金130万米ドル）

② 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づく免許を有する信託会社であり、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき認可された投資信託管理者です。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

(Brown Brothers Harriman & Co.)

① 資本金の額

平成27年12月末日現在、8億5,000万米ドル（約958億円）

② 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州および太平洋地域のトレジャリー・センターを含め、世界中の金融資産に対する業務について、一連の保管、多通貨会計および現金管理機能をすべて提供するフルサービスの金融機関です。

(4) 大和証券投資信託委託株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

① 資本金の額

平成28年3月末日現在、151億7,427万2,500円

② 事業の内容

大和証券投資信託委託株式会社は、昭和34年12月に設立され、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

(5) 大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

① 資本金の額

平成28年3月末日現在、1,000億円

② 事業の内容

株式会社大和証券グループ本社100%子会社。平成11年4月26日に株式会社大和証券グループ本社より国内リテール部門の営業譲渡を受け、同日付で営業を開始。日本において金融商品取引業を行っています。

2 【関係業務の概要】

(1) グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「投資運用会社」）

ファンドに対し、投資運用業務を提供します。

（２）インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの管理および受益者名簿の維持について責任を負います。

（３）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

管理事務代行会社は、適用される法律および基本信託証書に従い、ファンドのために一定の管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および会計業務、ファンドの財務記録の維持およびファンドの純資産総額の計算について責任を負います。

保管会社は、資産保管契約の規定に従い、資産保管会社に対して引き渡され、かつ資産保管会社により維持されるファンドのすべての資産のため分別勘定を維持し、かつ当該資産の権利を保有します。資産保管会社は、受託会社またはその適式に任命された代理人の指示に従い、申込代金の受領、かつ買戻請求の充足について責任を負います。

（４）大和証券投資信託委託株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

管理会社の任命に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

（５）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

大和証券株式会社は、代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

３ 【資本関係】

管理会社は、管理会社事務代行サービス会社である大和証券投資信託委託株式会社の全額出資子会社であり、また管理会社および投資運用会社の最終的な親会社は株式会社大和証券グループ本社です。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報

を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの種類がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、

36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

(e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに
適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- (iv) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投

資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の

目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ② 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ③ 管理会社等の情報、受託会社／管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。
- ④ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。
- ⑤ 使用開始日を記載することがあります。
- ⑥ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ⑦ 次の事項を記載することがあります。
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。」との趣旨を示す記載
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との趣旨を示す記載
- ⑧ 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ⑨ ファンドの形態等を記載することがあります。
- ⑩ 図案を採用することがあります。
- ⑪ ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(3) 目論見書に、その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 交付目論見書の「手続・手数料等」の「税金」に、以下の文章を記載します。

「少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。」

(6) 受益証券の券面は発行されません。

別紙

定 義

管理事務代行契約	平成27年9月4日付でファンドについて受託会社と管理事務代行会社との間で締結された契約をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
会計日	平成28年9月30日以降、各年の9月30日または管理会社が受託会社と協議の上ファンドについて随時決定する各年のその他の日をいいます。
会計期間	最初の会計期間の場合はファンドの開始日に開始し、その後は直前の会計日の翌暦日に開始し（場合によります。）、会計日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
監査人	プライスウォーターハウスクーパースをいいます。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨である豪ドルをいいます。
豪ドル・コース受益証券	豪ドル・コース受益証券に指定される豪ドル建て受益証券をいいます。
営業日	日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
ケイマン営業日	ケイマン諸島の銀行が営業を行っている日（土日を除きます。）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
コース基準通貨	該当するコースの表示通貨をいい、①米ドル・コース受益証券の場合は、米ドル、②豪ドル・コース受益証券の場合は、豪ドル、③NZドル・コース受益証券の場合は、ニュージーランド・ドル、④南アフリカ・ランド・コース受益証券の場合は、南アフリカ・ランド、および⑤トルコ・リラ・コース受益証券の場合は、トルコ・リラをいいます。
資産保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
資産保管契約	平成27年9月4日付でファンドについて受託会社と資産保管会社との間で締結された契約をいいます。

取引日	(a) 米ドル・コース受益証券の場合は、日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (b) 豪ドル・コース受益証券の場合は、オーストラリア、日本およびニューヨークの銀行ならびにオーストラリア証券取引所、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (c) NZドル・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびニュージーランドの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (d) 南アフリカ・ランド・コース受益証券の場合は、日本、ヨハネスブルグおよびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (e) トルコ・リラ・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびトルコの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。
分配日	米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は、平成28年3月7日以降の各暦年の3月7日および9月7日（当該日が営業日でない場合は、直後の営業日）または管理会社が一切のコースについて随時決定する各年のその他の日をいいます。
分配支払日	管理会社とその単独の裁量により決定する日をいい、通常は分配計算期間終了直後の取引日となることが予想され、いかなる場合も分配計算期間終了後4取引日以内とします。
分配計算期間	最初の分配計算期間の場合はファンドの設立日に開始し、その後は直前の分配日の翌暦日に開始し、分配日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
販売会社兼代行協会員	日本における公募証券の販売会社としての資格における大和証券株式会社をいいます。
適格投資家	下記①から④に該当しない者、法人もしくは法主体または管理会社がファンドについて随時特定するその他の者、法人もしくは法主体をいいます：①米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたか、もしくは米国において存続する法人、信託その他の法主体、米国人（1933年米国証券法（改正済）に基づくレギュレーションSで定義されるところによります。）、もしくは米国人のために本受益証券を保有しているか、もしくは保有する予定の者、法人もしくは法主体、②ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除きます。）、③関係法令に違反することなく本受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または④上記①から③に記載するいずれかの者、法人もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者。

金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））をいいます。
金融庁	日本の金融庁をいいます。
F X評価時点	各評価日の午後4時（ロンドン時間）または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日時をいいます。
重過失	ある者について、当該者が別の者に対して負っている注意義務違反という結果をもたらす任務懈怠である過失を超えた行動基準をいいます。
ヘッジコース	本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （1）投資方針」の項において規定する意味を有します。
ヘッジ通貨	豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は、当該コースのコース基準通貨をいいます。
投資運用契約	管理会社と投資運用会社との間で平成27年9月2日付で締結された投資運用契約をいいます。
投資運用会社	グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（Guggenheim Partners Investment Management, LLC）またはファンドの投資運用会社に随時任命されるその他の者をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））をいいます。
日本円および／または円	日本の法定通貨である日本円をいいます。
関東財務局	日本の財務省関東財務局をいいます。
運用ファンド	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人または類似のオープン・エンド型投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。
管理会社	ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）をいいます。
業務委託契約	管理会社と管理会社代行サービス会社との間で平成27年8月31日付で締結された業務委託契約をいいます。
管理会社代行サービス会社	公募証券の管理会社代行サービス会社としての資格において行為する大和証券投資信託委託株式会社をいいます。
基本信託証書	受託会社と管理会社との間で平成23年8月5日付で締結された基本信託証書（随時改正または追補されます。）をいいます。
純資産総額	本文「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項で要約されているとおり、基本信託証書の要項に従い計算された、ファンドの全資産から当該ファンドの全負債を控除した額をいいます。
純資産総額	ファンドの基準通貨で表示されるファンドの純資産総額をいいます。
コースの純資産総額	特定のコースに帰属する純資産総額をいいます。

基準価額	あるコースの純資産総額を評価日時点の当該コースの発行済本受益証券口数で除して、英文目論見書の規定にかかわらず、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は小数第3位を四捨五入した価額をいいます。
ニュージーランド・ドル	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいいます。
NZドル・コース受益証券	NZドル・コース受益証券に指定されるニュージーランド・ドル建て受益証券をいいます。
英文目論見書	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズに関する2011年8月付目論見書（随時改訂され、または補足されます。）をいいます。
公募証券	米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券をいいます。
基準日	ある分配日に関し、当該分配日の直前の営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。
買戻日	(a) 米ドル・コース受益証券の場合は、日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (b) 豪ドル・コース受益証券の場合は、オーストラリア、日本およびニューヨークの銀行ならびにオーストラリア証券取引所、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (c) NZドル・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびニュージーランドの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (d) 南アフリカ・ランド・コース受益証券の場合は、日本、ヨハネスブルグおよびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 (e) トルコ・リラ・コース受益証券の場合は、日本、ニューヨークおよびトルコの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）をいい、 ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。
買戻請求	買戻請求書または管理会社および管理事務代行会社が随時合意するその他の様式をいいます。
ファンド	受託会社と管理会社の間で締結された平成23年8月5日付基本信託証書（随時改定、追補される。）および平成27年9月7日付変更証書に従い設立されたトラストのシリーズ・トラストであるダイワ債券コア戦略ファンドをいいます。
ファンド決議	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面で同意した決議、または発行済みの当該ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により当該ファンドの受益者総会で可決された決議をいいます。

南アフリカ・ランド	南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドをいいます。
トラスト	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズをいいます。
受託会社	インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッドをいいます。
トルコ・リラ・コース 受益証券	トルコ・リラ・コース受益証券に指定されるトルコ・リラ建て受益証券をいいます。
トルコ・リラ 受益証券	トルコの法定通貨であるトルコ・リラをいいます。 ファンドの受益権が随時分割された当該ファンドの現金ならびにその他の財産および資産の平等な1つの不可分の持分をいい、受益証券の端数も含みます。文脈上別の意味に解すべき場合を除き、「受益証券」という表現が一または複数のファンドについて使われる場合、発行済みの当該一または複数のファンドのすべてのコースの受益証券を含みます。
受益者	受益証券の当該時点の登録保有者（共同登録者を含みます。）をいいます。
受益者決議	受益証券一口当たり純資産価格の合計が、全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券の保有者が書面で同意した決議、または受益証券一口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券を保有する受益者により受益者総会において可決された決議をいいます。
米国	アメリカ合衆国、その領域および領土をいいます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいいます。
米ドル・コース受益証券	米ドル・コース受益証券に指定される米ドル建て受益証券をいいます。
評価日	各営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	各評価日のニューヨークにおける営業終了時、または管理会社が受託会社と協議の上随時決定する日のその他の日時をいいます。
南アフリカ・ランド・ コース受益証券	南アフリカ・ランド・コース受益証券に指定される南アフリカ・ランド建て受益証券をいいます。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月16日

Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男

当監査法人は、会社の求めに応じて、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman) の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。